

令和4年度 内閣府委託事業

我が国及び諸外国の少子化の状況等に関する調査
報告書

令和5年3月

WIP ジャパン株式会社

目次

第1部 調査の概要	1
1. 調査目的	1
2. 調査実施期間	1
3. 調査対象国	1
4. 調査内容	1
5. 調査項目	1
6. 調査方法	3
(1) 文献等調査	3
(2) 少子化に関するデータ収集・整理	3
7. 企画・分析委員会の設置	3
(1) 企画・分析委員会	3
(2) 委員会開催日	4
8. 調査実施機関	4
第2部 調査結果	5
第1章 日本及び諸外国の少子化データ	5
第2章 日本及び諸外国の政策概要比較	23
第1節 諸外国指標・政策概要比較一覧	23
第2節 一覧表の解説	30
1. 日本	30
(1) 最新の状況	30
(2) 各分野の支援状況	32
2. スウェーデン	37
(1) 最新の状況	37
(2) 各分野の支援状況	39
3. ドイツ	46
(1) 最新の状況	46
(2) 各分野の支援状況	47
4. フランス	53
(1) 最新の状況	53
(2) 各分野の支援状況	55
5. アメリカ	60
(1) 最新の状況	60
(2) 各分野の支援状況	61

6. シンガポール.....	65
(1) 最新の状況.....	65
(2) 各分野の支援状況.....	66
第3部 調査結果の考察.....	71
第1章 スウェーデンの包摂的な子ども・子育て政策（高橋 美恵子）.....	71
1. 子どもと子育て世代を支える家族政策の特徴.....	72
(1) 家族政策の形成と変遷：少子化打開には社会全体の抜本的改革が必要.....	72
(2) 包括的・包摂的な子ども・子育て支援施策・制度.....	73
2. 子どもにやさしい働き方と子育てを支える施策・制度.....	75
(1) 包摂的な親休業制度：親給付と労働時間短縮制度の併用取得が可能.....	75
(2) 公的保育と公教育：生涯学習発祥の地の特色.....	77
3. 考察：スウェーデンの取組と実践からの示唆.....	79
第2章 ドイツの出生率及び家族政策の動向（倉田 賀世）.....	83
1. 出生率にかかる近年の状況.....	83
2. 家族政策の動向.....	84
(1) 経済的支援策から両立支援策への転換.....	84
(2) 低所得世帯への支援.....	86
3. 若干の考察.....	87
第3章 フランスの妊娠・出産・子育て支援における特徴的な制度（柴田 洋二郎）.....	90
1. はじめに——本章の構成.....	90
2. 指標の数値から.....	90
(1) 合計特殊出生率の動向.....	90
(2) 女性の就業率.....	91
(3) 婚外子の割合.....	91
3. 政策概要から.....	92
(1) 妊娠支援.....	92
(2) 出産支援.....	94
(3) 子育て支援.....	95
4. おわりに.....	99
(1) 妊娠支援.....	99
(2) 出産支援.....	99
(3) 子育て支援.....	99
(4) 上記（1）から（3）の複数に関わる指摘.....	100
第4章 アメリカにおける家族政策（阿部 彩）.....	102
1. アメリカの「少子化」と子育て支援策の特徴.....	102
(1) 少子化に対するスタンス.....	102

(2) 子育て世帯への支援策の特徴.....	103
2. ワークライフバランス政策.....	105
(1) ケア責任のための休暇 (Family Leave)	105
(2) チャイルド・ケア (保育・学童保育など)	106
(3) 子育て世帯への金銭給付.....	107
3. 貧困の子育て世帯に対する制度.....	109
(1) 勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit: EITC)	109
(2) 貧困家庭一時扶助 (Temporary Assistance for Needy Families : TANF)	109
(3) 食支援制度.....	110
(4) その他の公的扶助制度.....	110
4. まとめ	111
第5章 シンガポールにおける子ども育成口座法に基づく現金給付制度 (菅 桂太) .	114
1. 緒言	114
2. ベビーボーナス制度.....	115
(1) ベビーボーナス制度に加入することができる条件.....	116
(2) ベビーボーナス制度による金銭的補助支給額.....	117
(3) 子ども育成口座からの支出が認められる認可施設 (事業所)	120
3. 他国における子ども育成口座と類似の制度.....	121
4. 結語	122

第1部 調査の概要

1. 調査目的

我が国においては2020年1月15日に最初の新型コロナウイルス感染症が確認されて以降、その影響が続く中で婚姻件数、出生数ともに足元でこれまで以上の減少傾向がみられ、将来的な出生数の減少が懸念される。このような状況において、若い世代の結婚の希望がかなう環境整備のためにどのような政策的対応をとるべきか、検討を急ぐ必要がある。

本調査では、少子化の背景をなす重要な要素としての人口構造、家族関係施策、文化的背景等について、我が国及び諸外国を対象とした調査を行うことで、我が国の特性を把握し、我が国の少子化施策の企画・立案の基礎資料とする。

2. 調査実施期間

令和4年8月2日（火）から令和5年3月31日（金）まで

3. 調査対象国

日本、スウェーデン、ドイツ、フランス、アメリカ、シンガポール

4. 調査内容

調査対象国における、

- ・少子化の現状（出生率、婚姻年齢、人口、年少人口割合、老年人口割合 等）
 - ・対象国の少子化対策・制度の現状（出産や育児に伴う手当等、税制優遇、保育サービス、育児休業制度 等）
 - ・対象国の少子化政策の変遷やその文化的背景 等
- について収集・整理し、「少子化データ」「諸外国少子化政策概要比較」の一覧を作成した。

5. 調査項目

（1）最新の状況

- ア 合計特殊出生率の動向
 - （ア）最新の合計特殊出生率
 - （イ）合計特殊出生率の動向

イ 人口の状況

(ア) 人口

(イ) 年少人口割合

(ウ) 老年人口割合

ウ 人種構成

(ア) 外国人流入人口

(イ) 母親の国籍別出生割合

エ 結婚

(ア) 女性の平均初婚年齢

オ 出産

(ア) 出生数

(イ) 第1子出生時の母親の平均年齢

(ウ) 出生順位別構成割合

(エ) 婚外子の割合

カ ワークライフバランス

(ア) 女性(15～64歳)の就業率

(イ) 6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間

(ウ) 男性就業者の長時間労働者の割合(週49時間以上)

キ 貧困

(ア) 子ども(0～17歳)の貧困率

ク 給付

(ア) 家族関係社会支出の対GDP比

(イ) 国民負担率(対国民所得比)

(2) 各分野の支援状況

ア 結婚支援

(ア) 出会い支援

(イ) 結婚時の経済的支援

イ 妊娠支援

(ア) 不妊治療支援

(イ) 妊娠手当

ウ 出産支援

(ア) 産前・産後休暇

(イ) 出産等費用の助成

(ウ) 産後ケア

エ 子育て支援

- (ア) 育児休業
- (イ) 保育サービス
- (ウ) 児童手当
- (エ) 税制
- (オ) 高等教育の修学支援
- (カ) 医療費補助
- (キ) その他の支援

6. 調査方法

(1) 文献等調査

企画・分析委員会の助言により内容の網羅性・正確性等を確認しながら文献等調査を進めた。

(2) 少子化に関するデータ収集・整理

企画・分析委員会の助言により内容の網羅性・正確性等を確認しながらデータ収集・整理を行った。

7. 企画・分析委員会の設置

本調査の実施に当たっては企画・分析委員会を設置し、次の各氏の協力を得て企画・結果の分析及び報告書の取りまとめを行った。

(1) 企画・分析委員会

<委員（50 音順・敬称省略）>

氏名	所属・職位	担当国
阿部 彩	東京都立大学人文社会学部 人間社会学科教授	アメリカ
倉田 賀世	熊本大学法学部教授	ドイツ
柴田 洋二郎	中京大学法学部教授	フランス
菅 桂太	国立社会保障・人口問題研究所人口構造研究部第1室長	シンガポール
高橋 美恵子	大阪大学大学院 人文学研究科教授	スウェーデン

(2) 委員会開催日

- ・ 第1回企画・分析委員会：令和4年10月14日（金）
- ・ 第2回企画・分析委員会：令和4年11月17日（木）
- ・ 第3回企画・分析委員会：令和4年12月15日（木）
- ・ 第4回企画・分析委員会：令和5年3月7日（火）

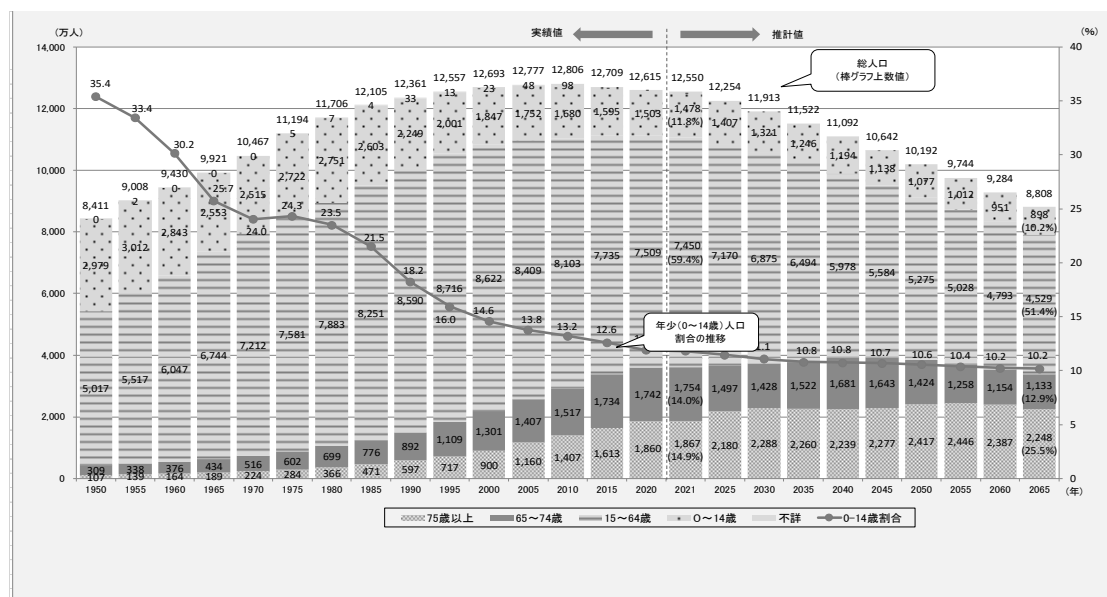
8. 調査実施機関

ワールドインテリジェンスパートナーズジャパン株式会社
（略称：WIP ジャパン株式会社）

第2部 調査結果

第1章 日本及び諸外国の少子化データ

図2-1 年齢別人口割合
【日本】

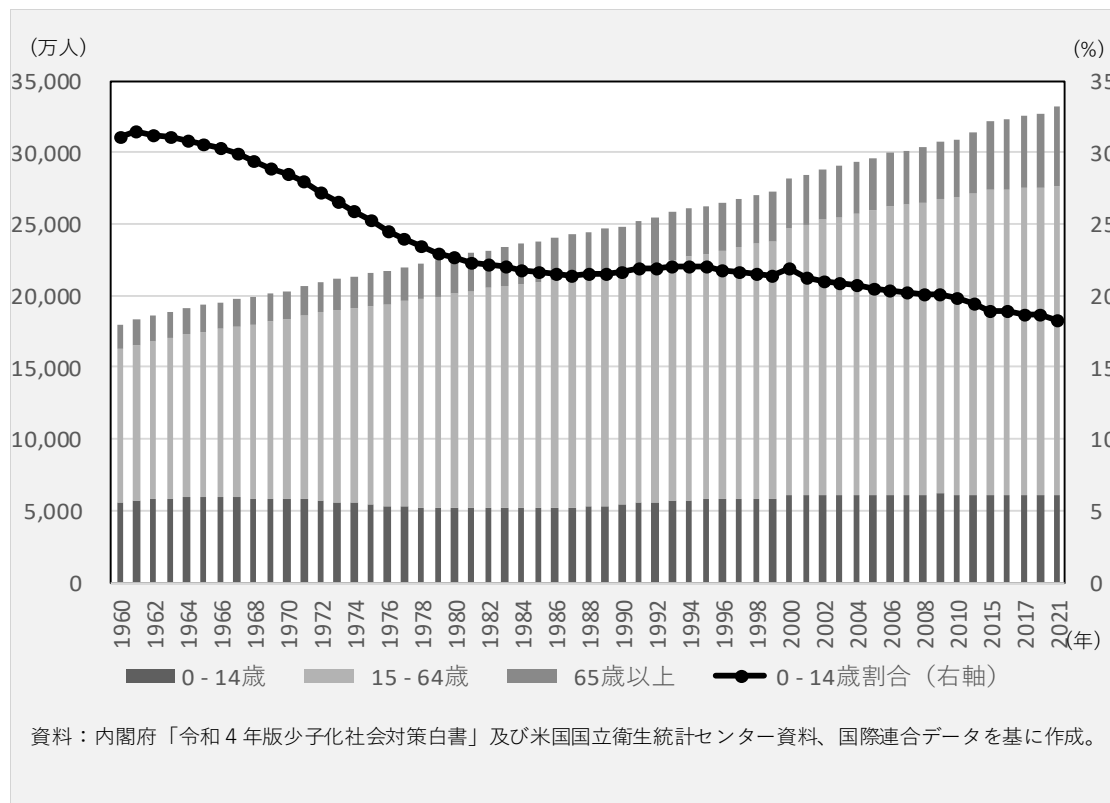


資料：2020年までは総務省「国勢調査」（2015年及び2020年は不詳補完値による。）、2021年は総務省「人口推計」（2021年10月1日現在確定値）、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果から作成。

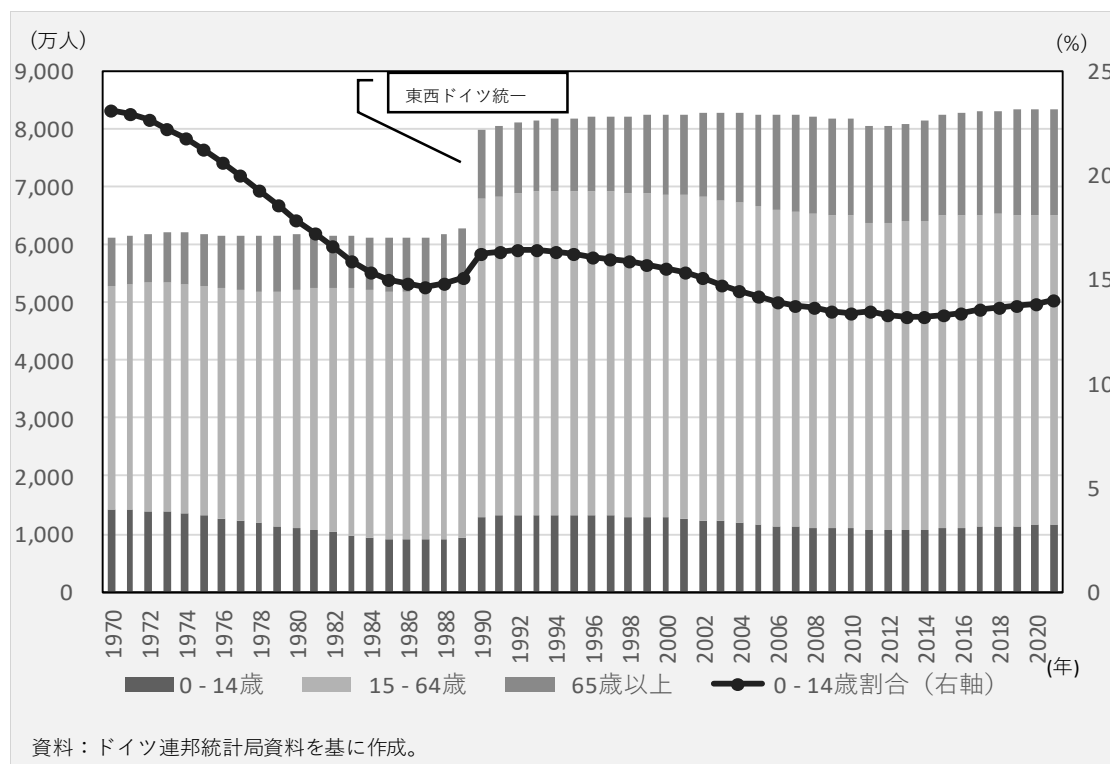
注：

1. 2015年及び2020年の年齢階級別人口は不詳補完値によるため、年齢不詳は存在しない。20210年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「令和2年国勢調査」の人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。2025年以降の年齢階級別人口は総務省統計局「平成27年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（参考表）」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950～20105年の年少人口割合の算出には分母から年齢不詳を除いている。ただし、1950年及び1955年において割合を算出する際には、下記の注釈における沖縄県の一部の人口を不詳には含めないものとする。
2. 沖縄県の1950年70歳以上の外国人136人（男55人、女81人）及び1955年70歳以上23,328人（男8,090人、女15,238人）は65～74歳、75歳以上の人口から除き、不詳に含めている。
3. 百分率は、小数点第2位を四捨五入して、小数第1位までを表示した。このため、内訳の合計が100.0%にならない場合がある。

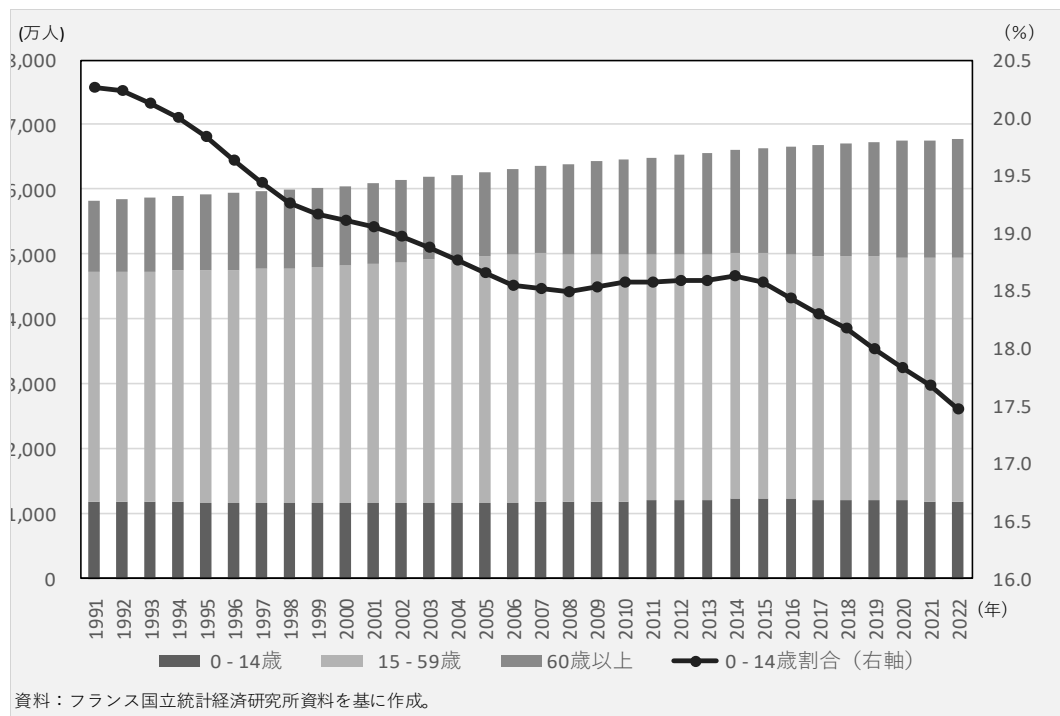
【アメリカ】



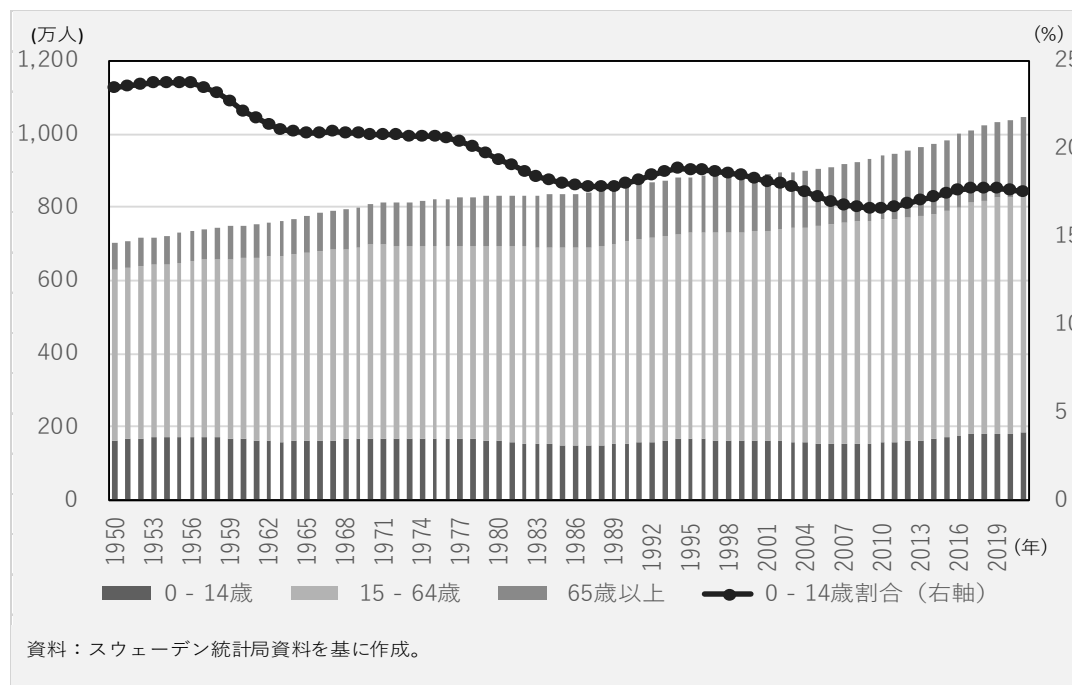
【ドイツ】



【フランス】



【スウェーデン】



【シンガポール】

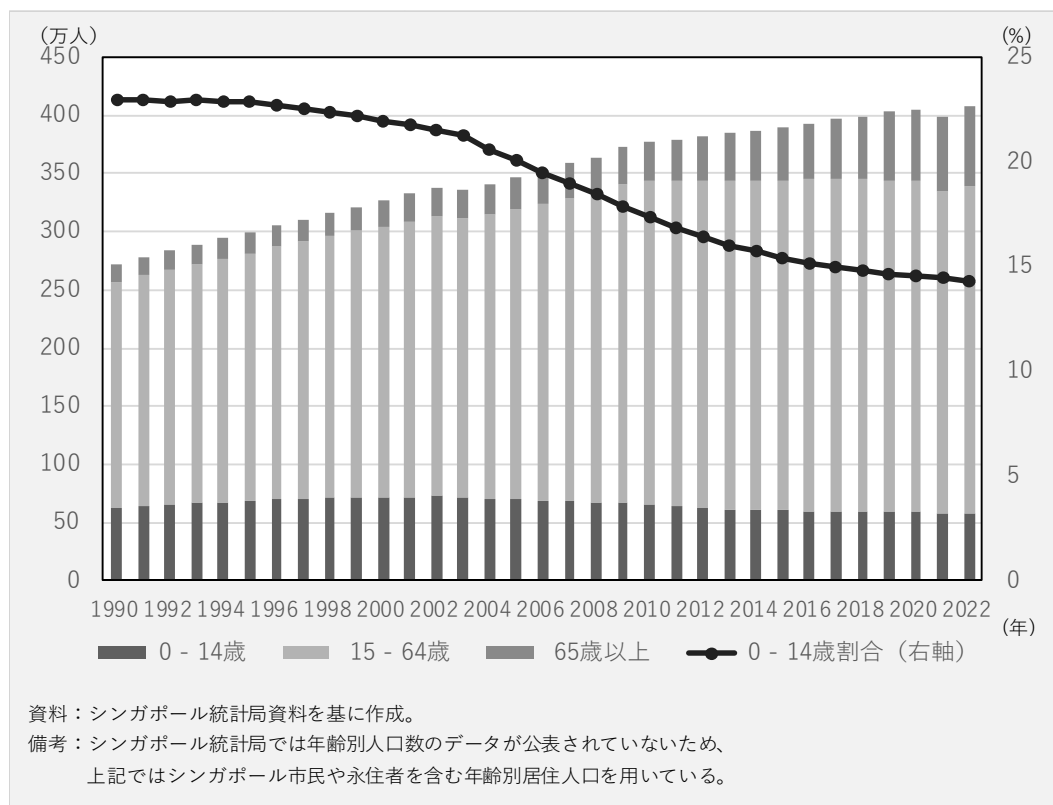


図2-2 外国人流入人口

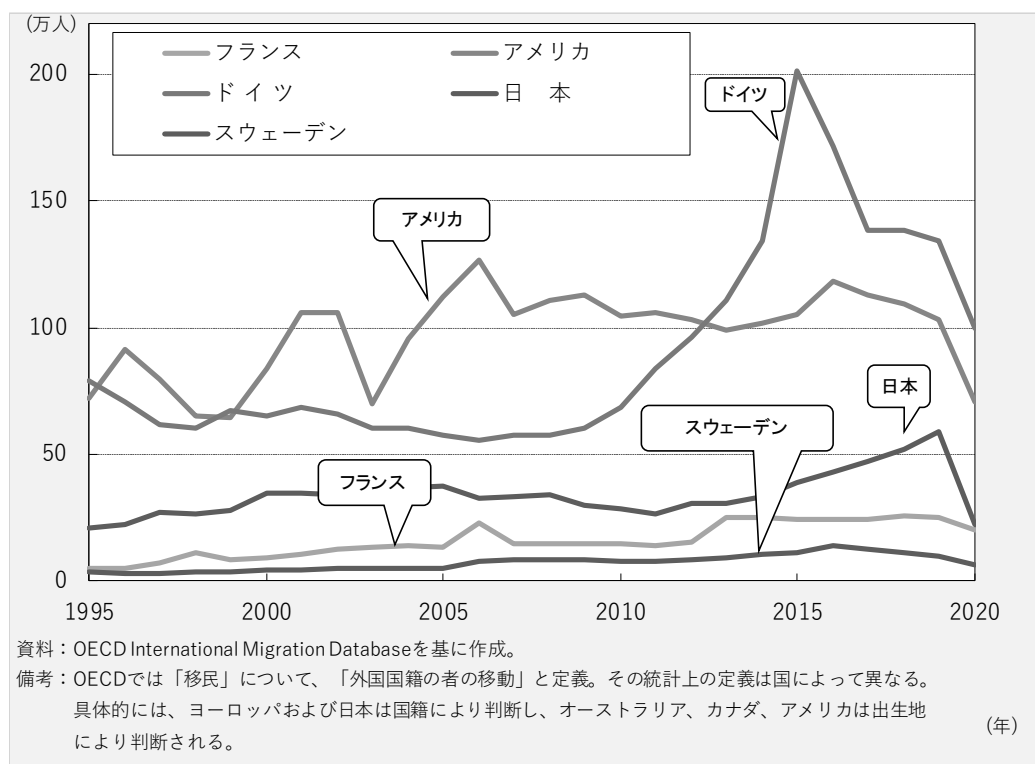


図 2-3 外国人流出人口

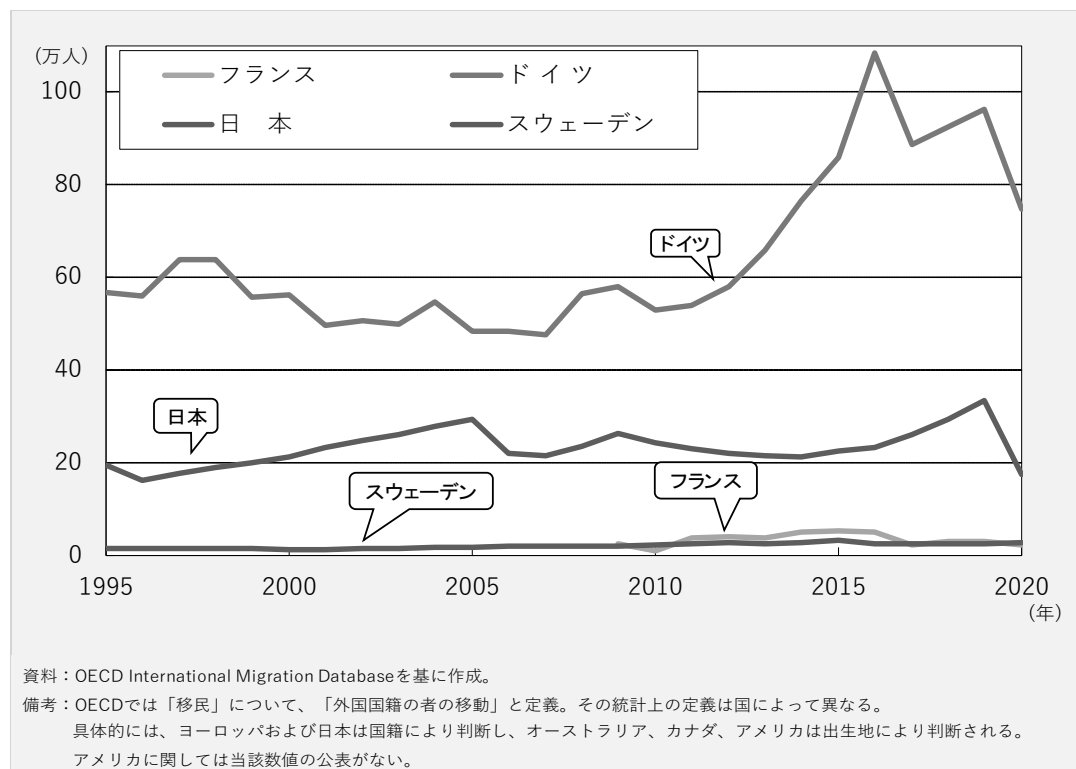
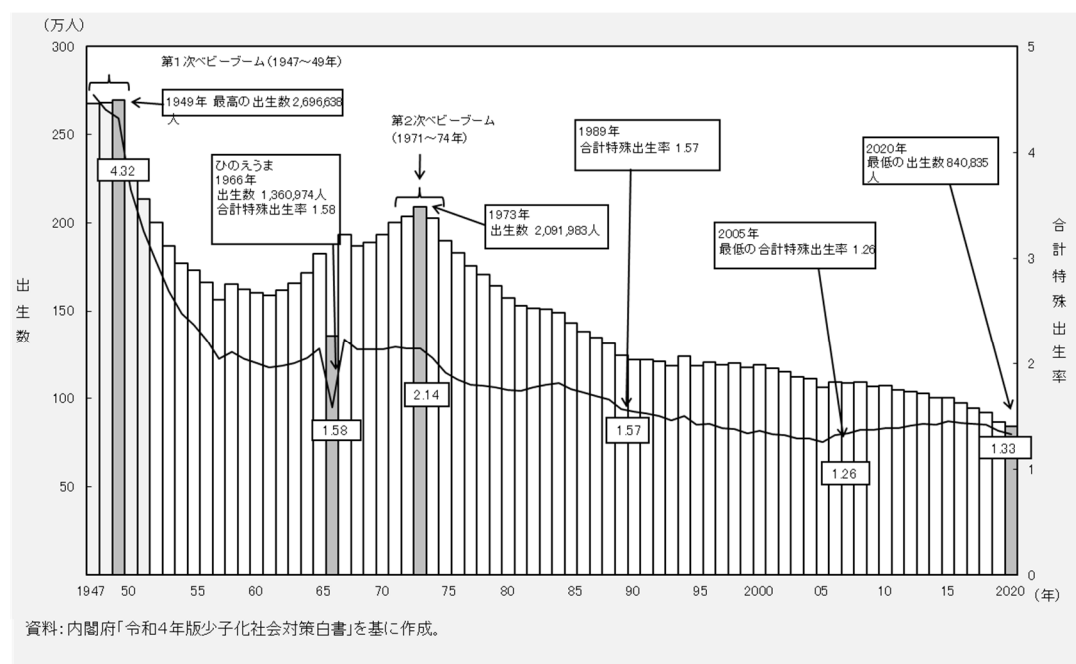
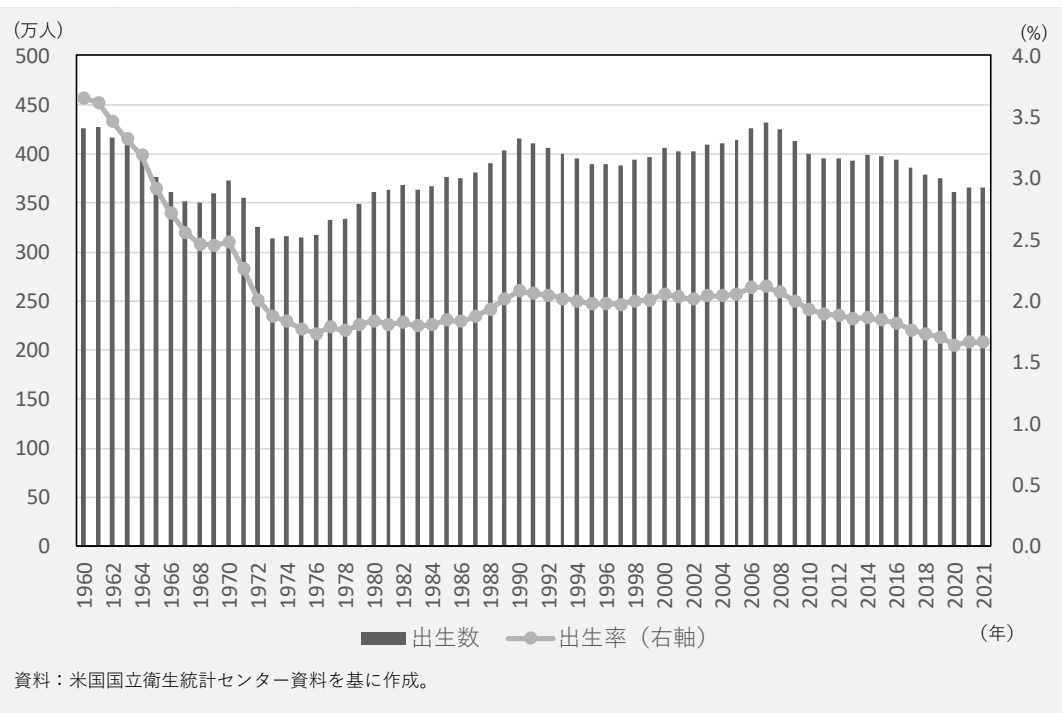


図 2-4 出生数及び合計特殊出生率

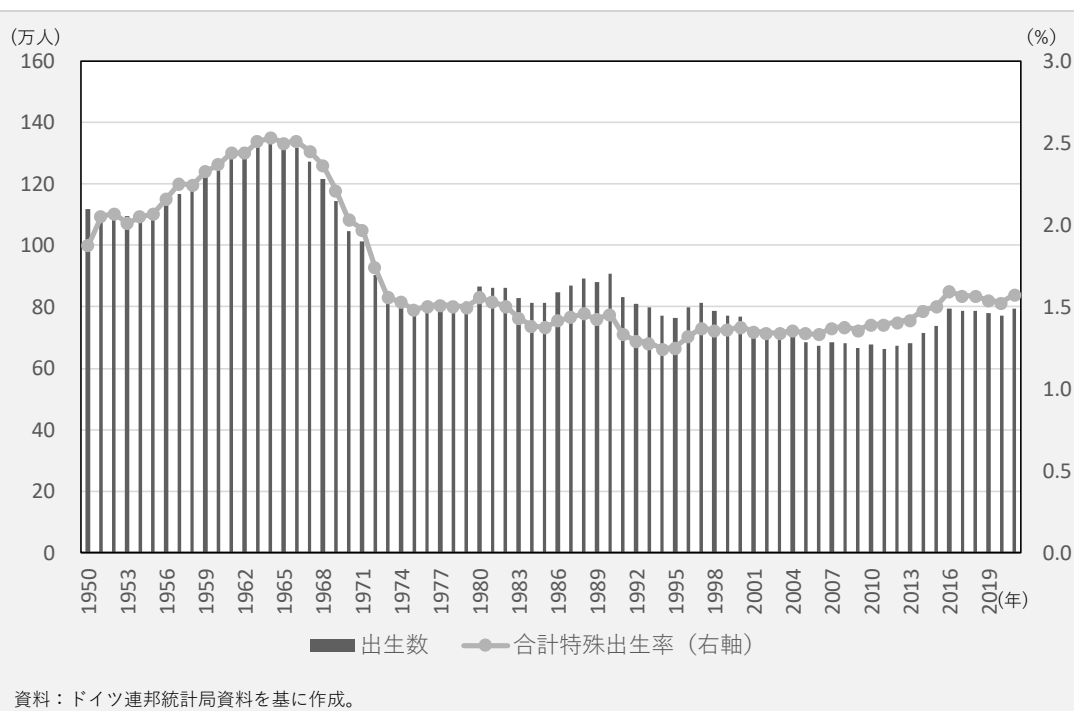
【日本】



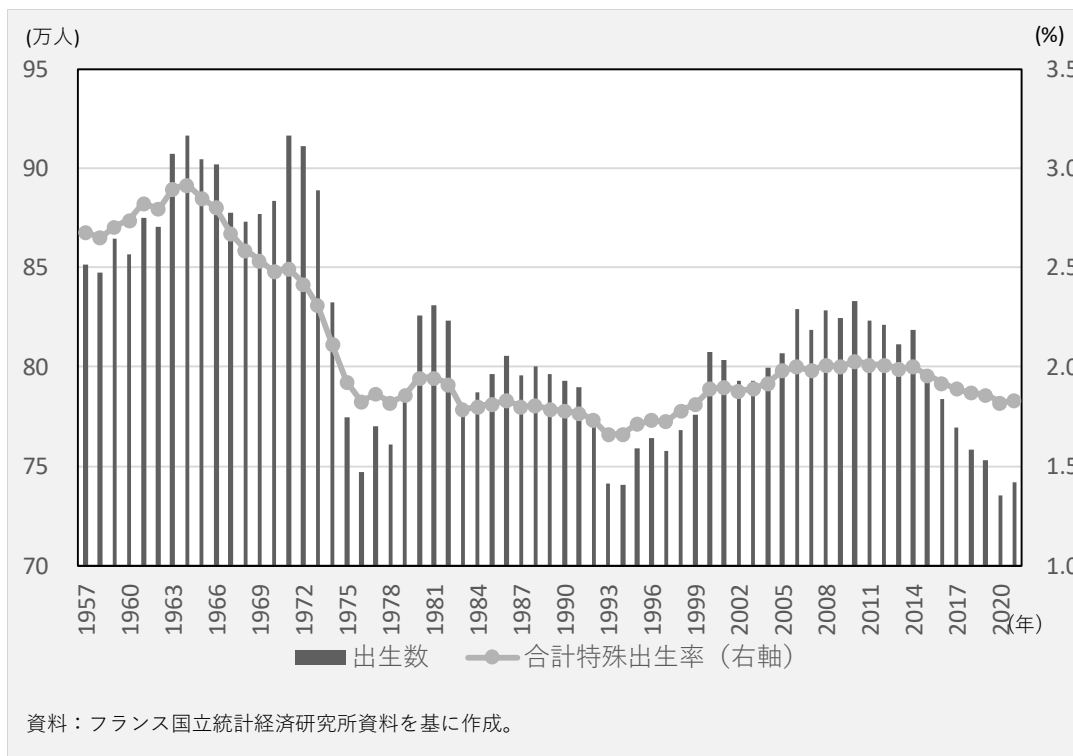
【アメリカ】



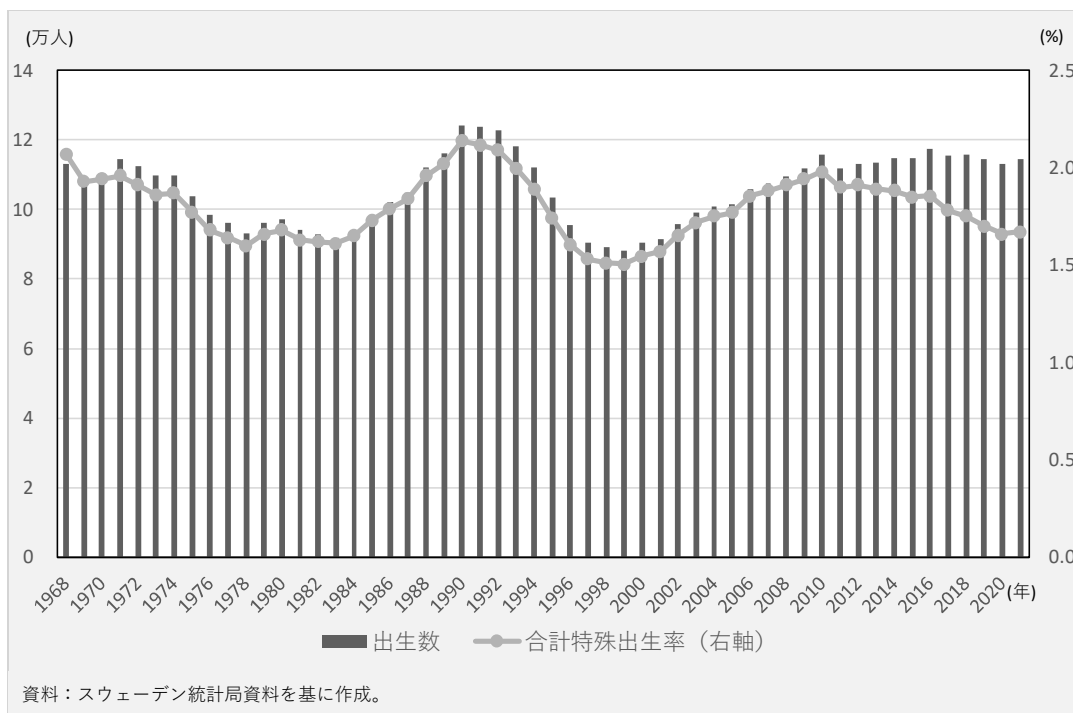
【ドイツ】



【フランス】



【スウェーデン】



【シンガポール】

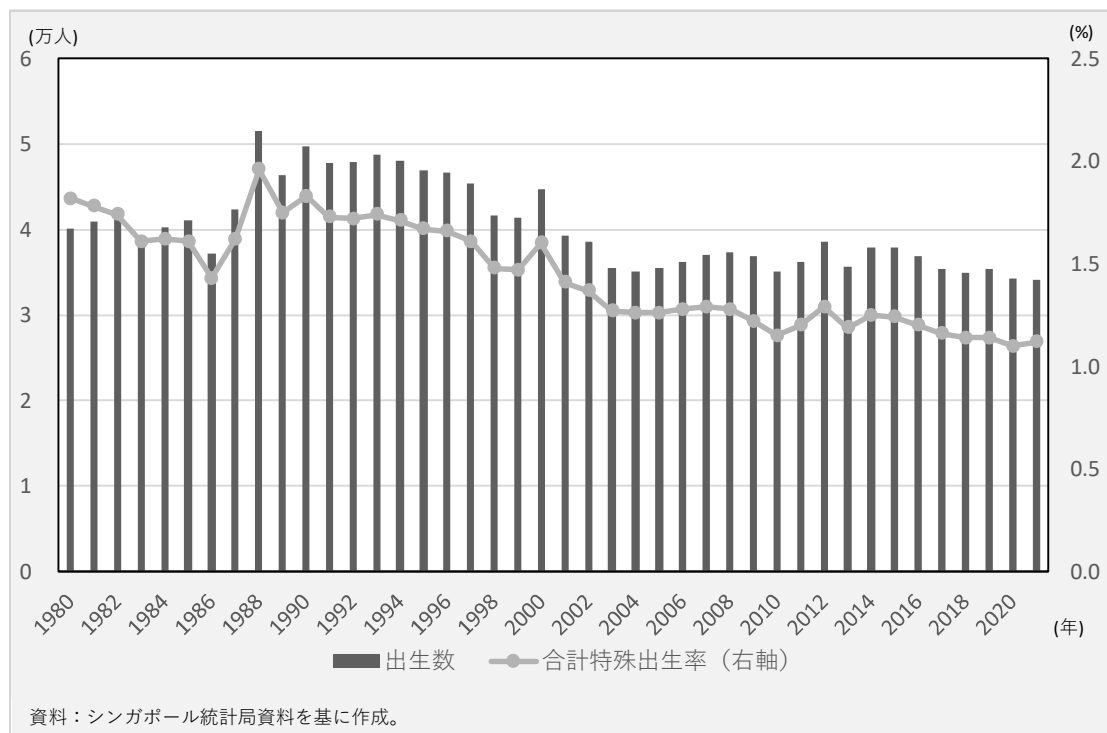


図 2 - 5 コーホート出生率（1950 年、1960 年、1970 年生まれ）

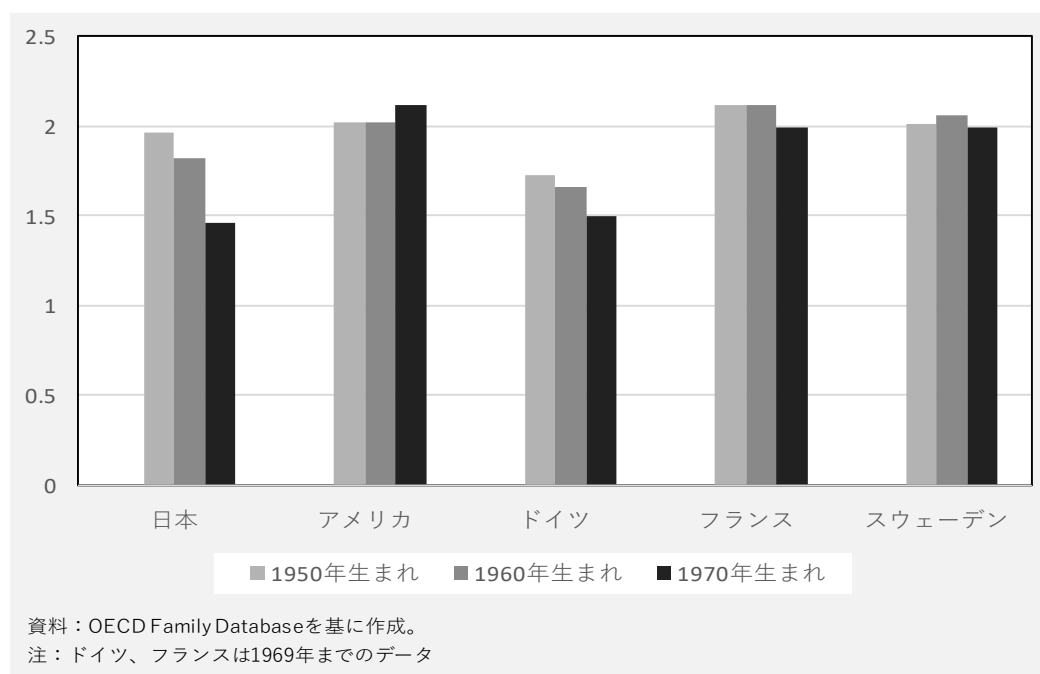
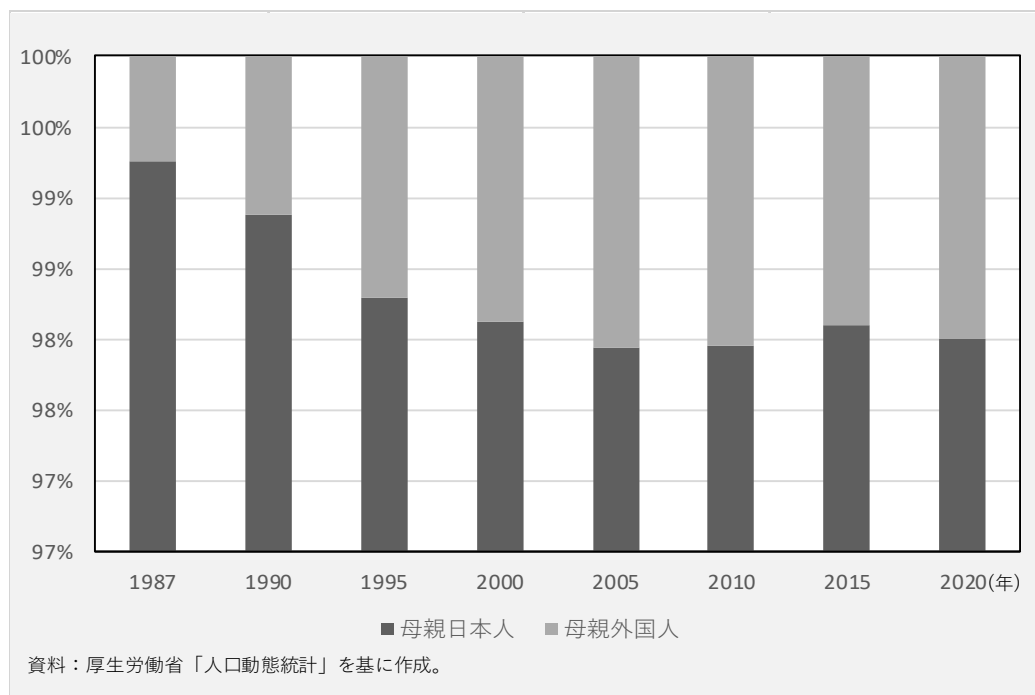
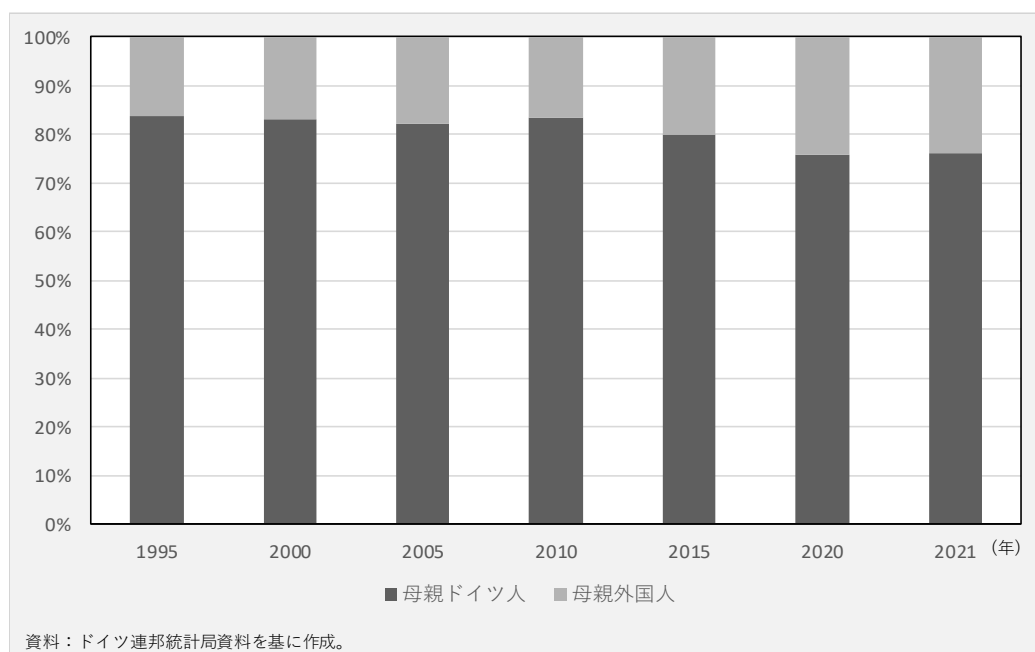


図 2－6 国籍別出生割合

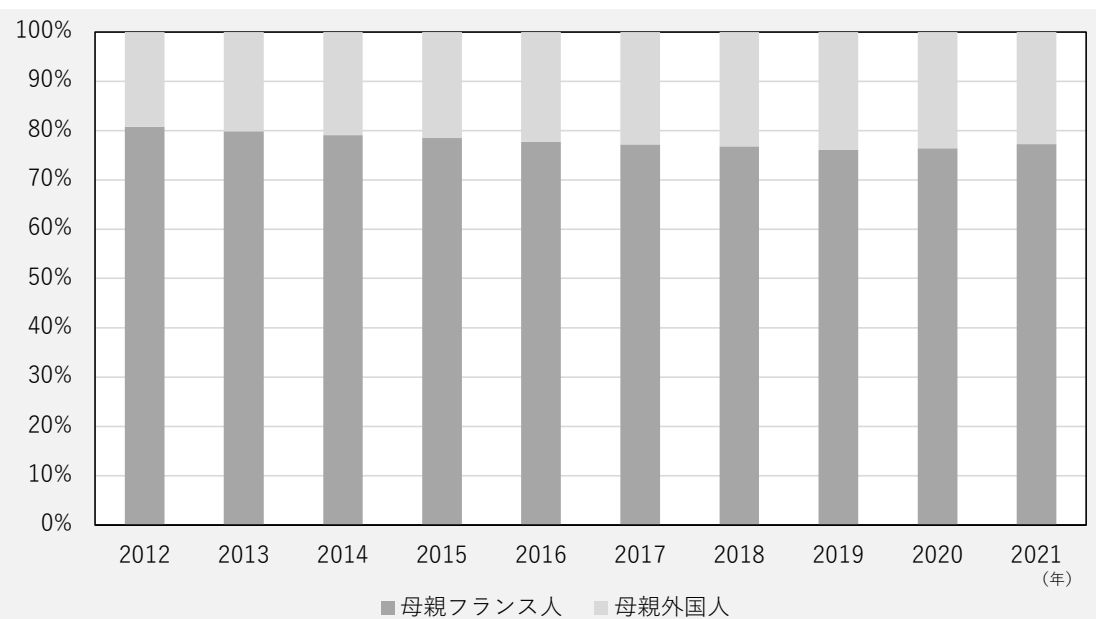
【日本】



【ドイツ】



【フランス】



【スウェーデン】

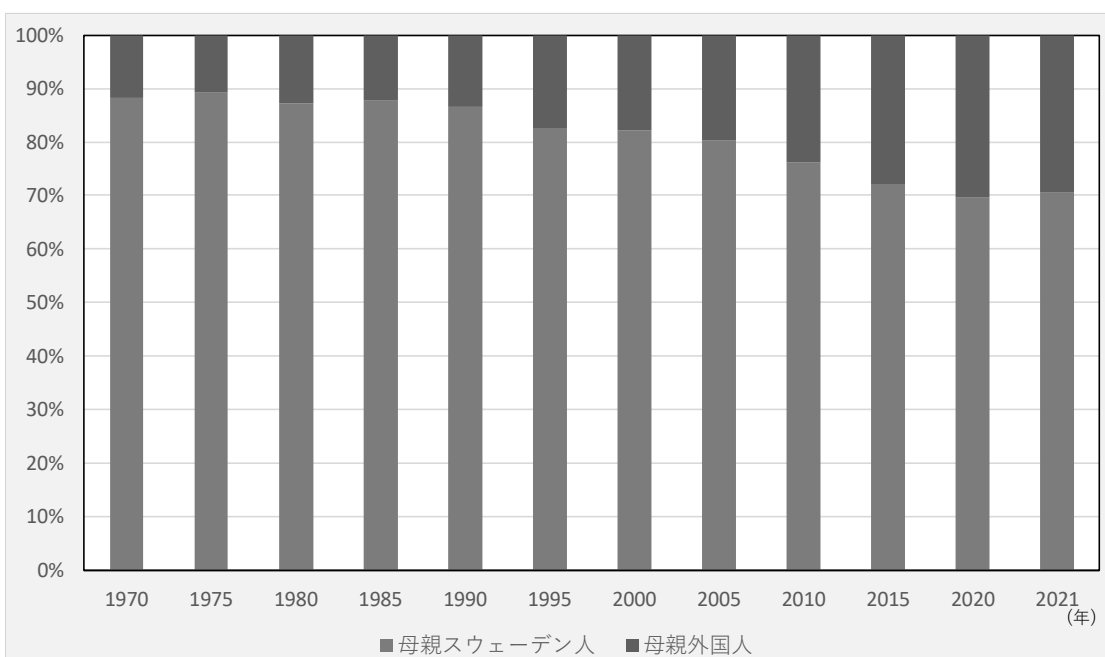
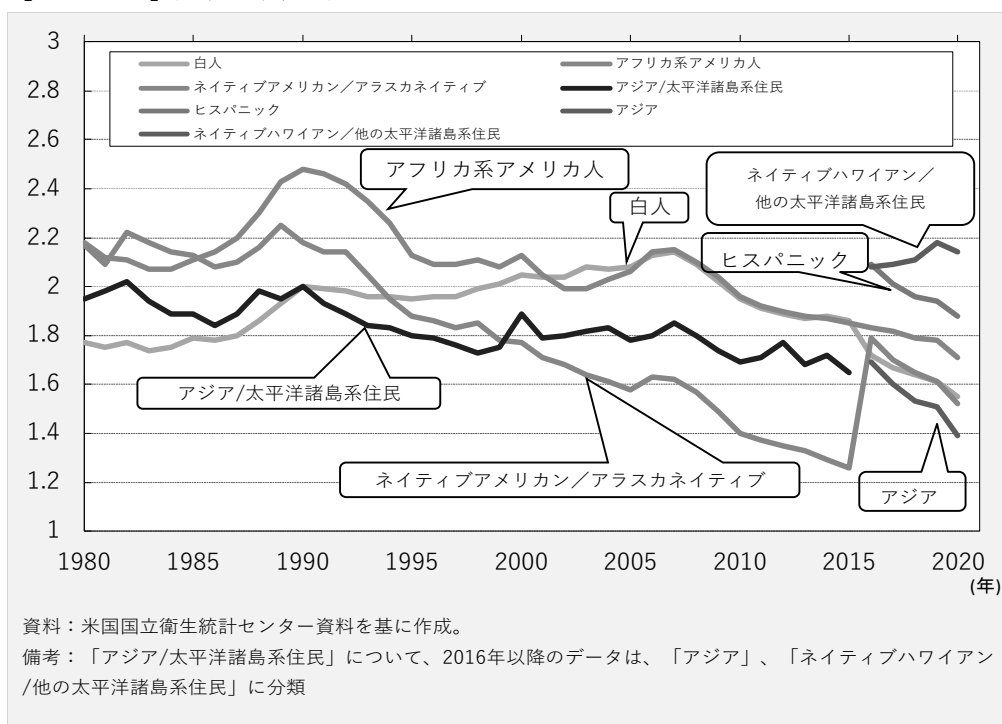


図2-7 人種別出生率（アメリカ）・人種別出生割合（シンガポール）

【アメリカ】人種別出生率



【シンガポール】人種別出生割合

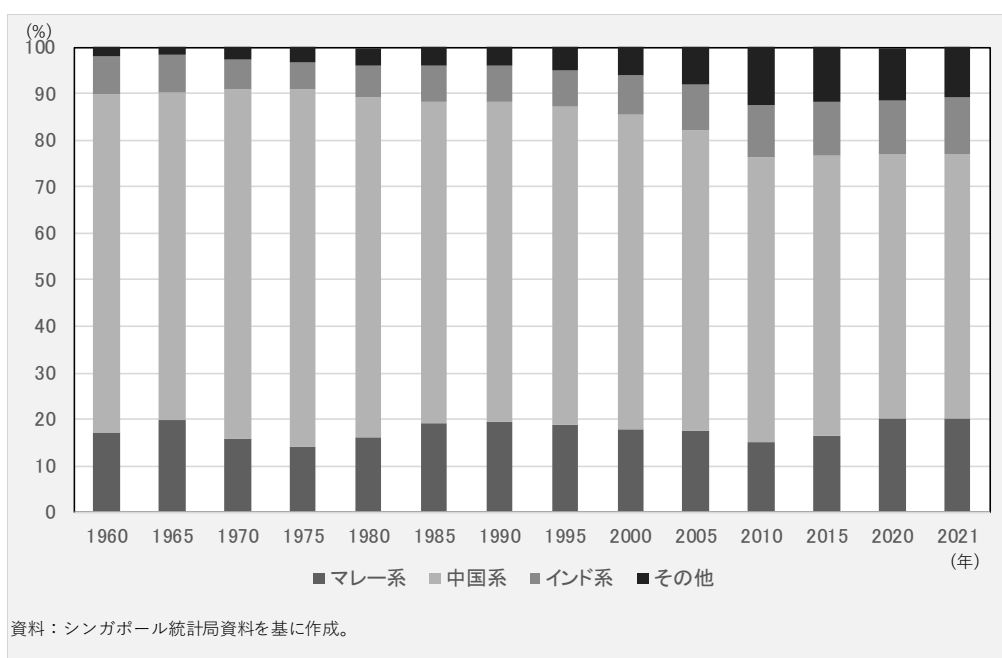


図 2-8 婚外子比率

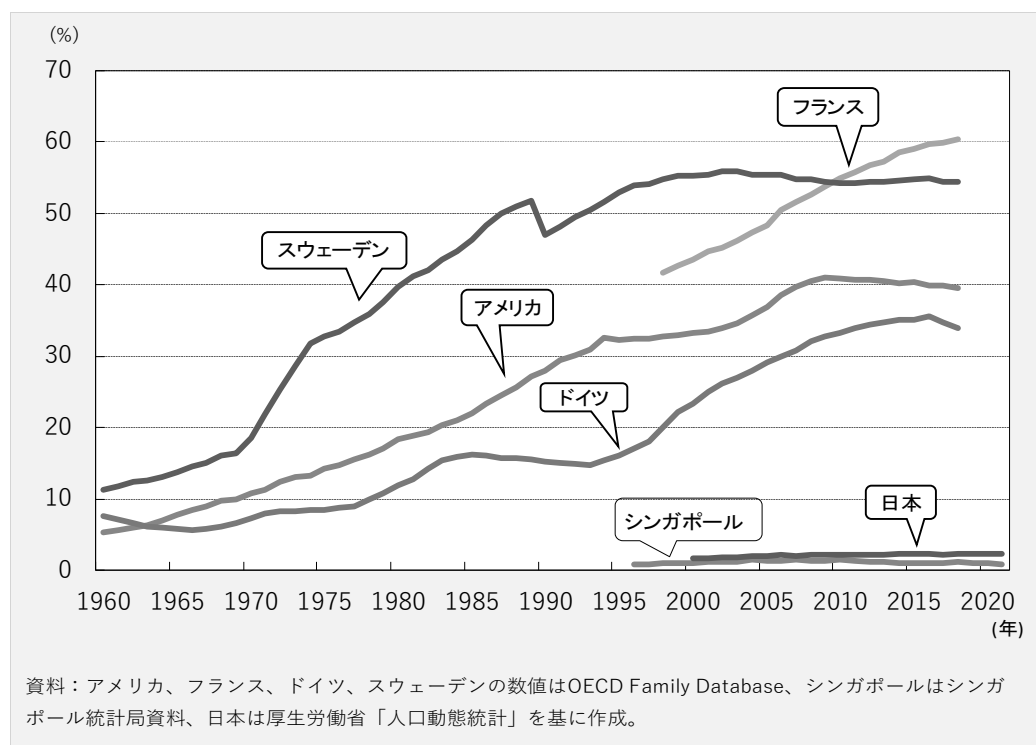


図 2-9 女性の第一子出産年齢

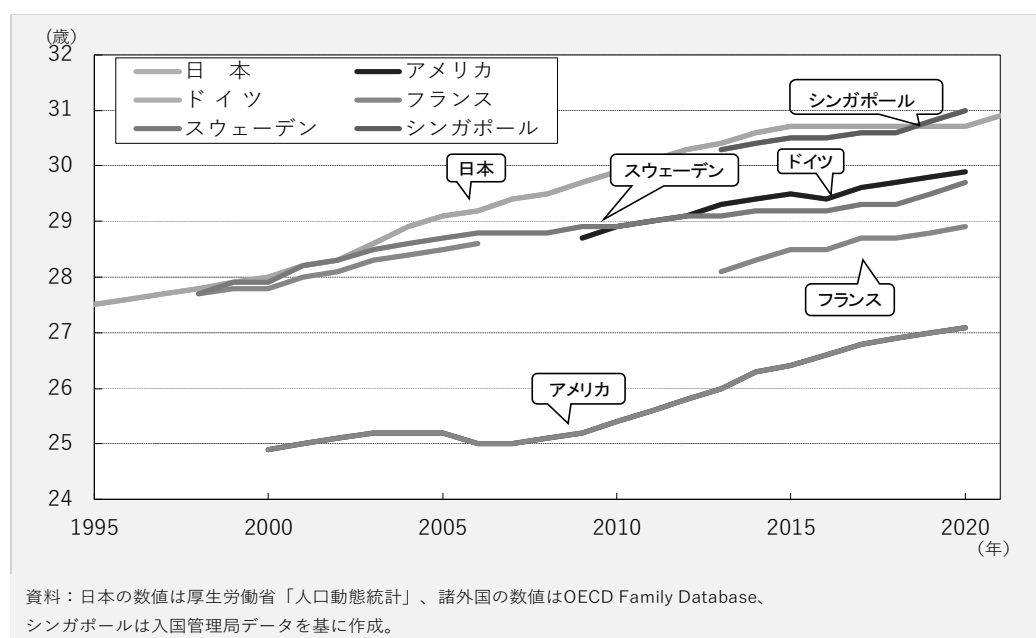


図 2-10 女性の初婚年齢

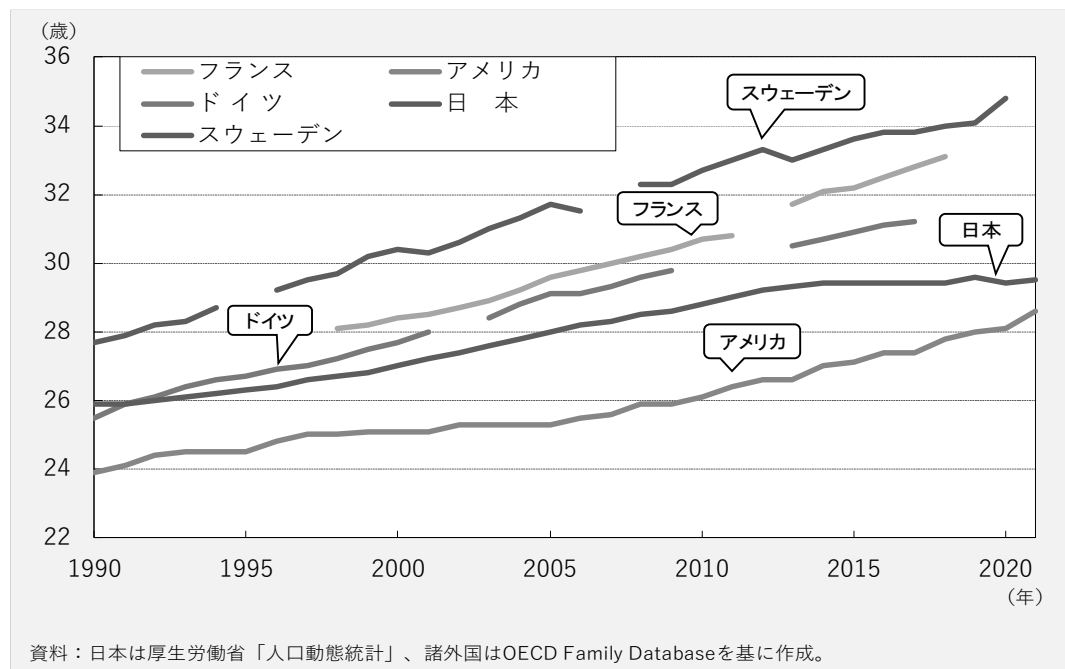
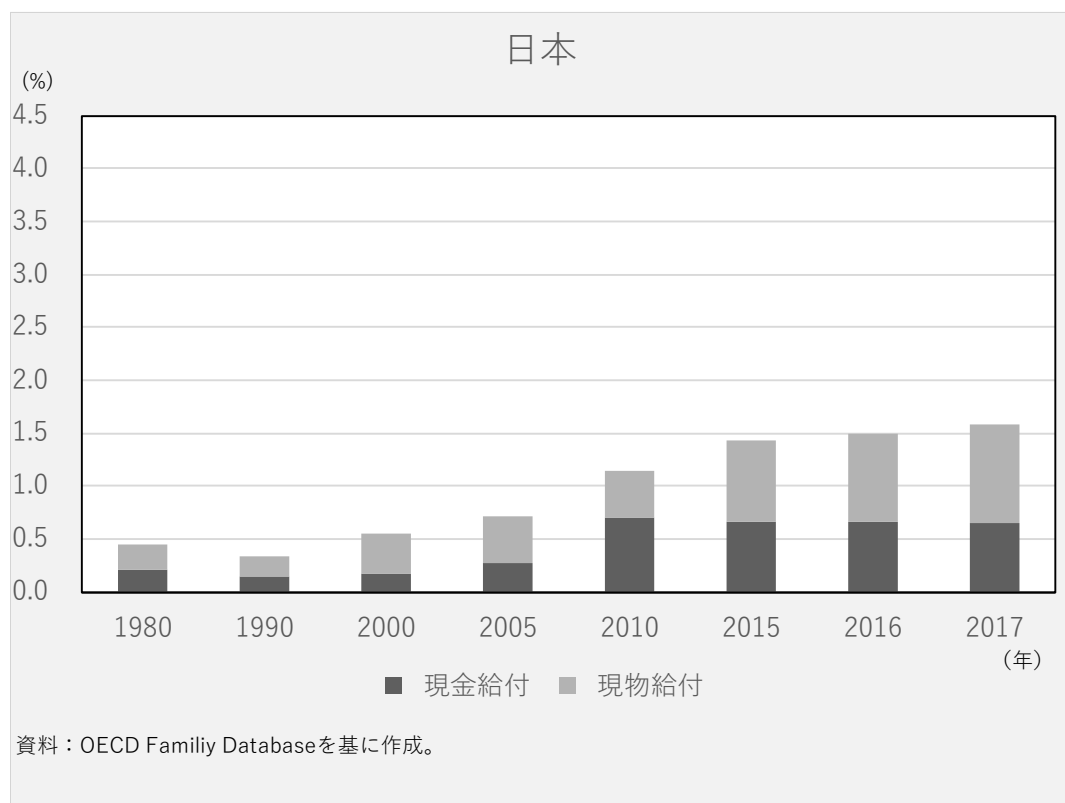
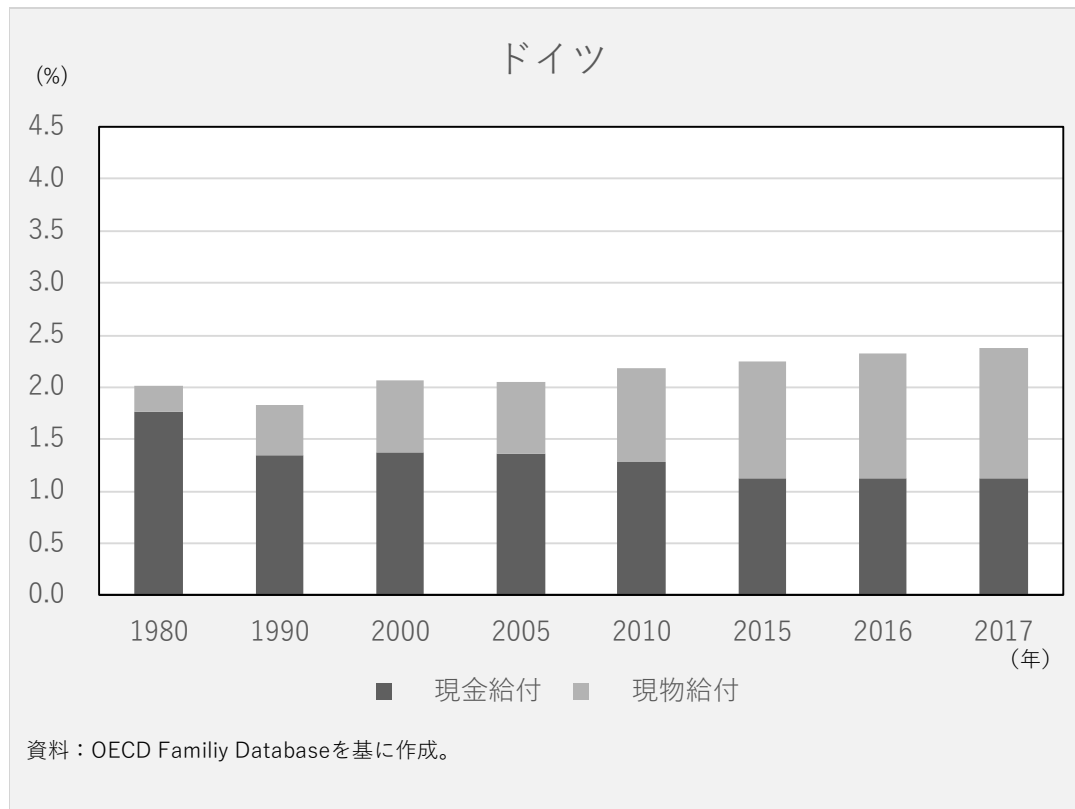
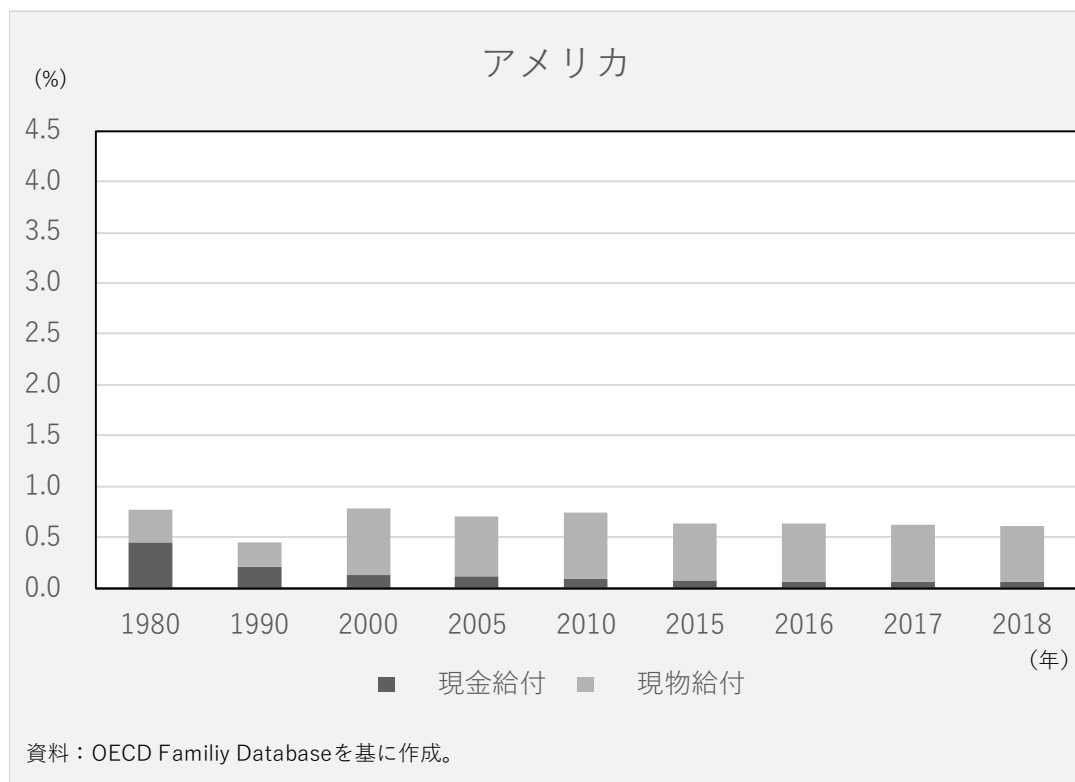


図 2-11 各国別家族関係社会支出の対GDP比（現金給付・現物給付）





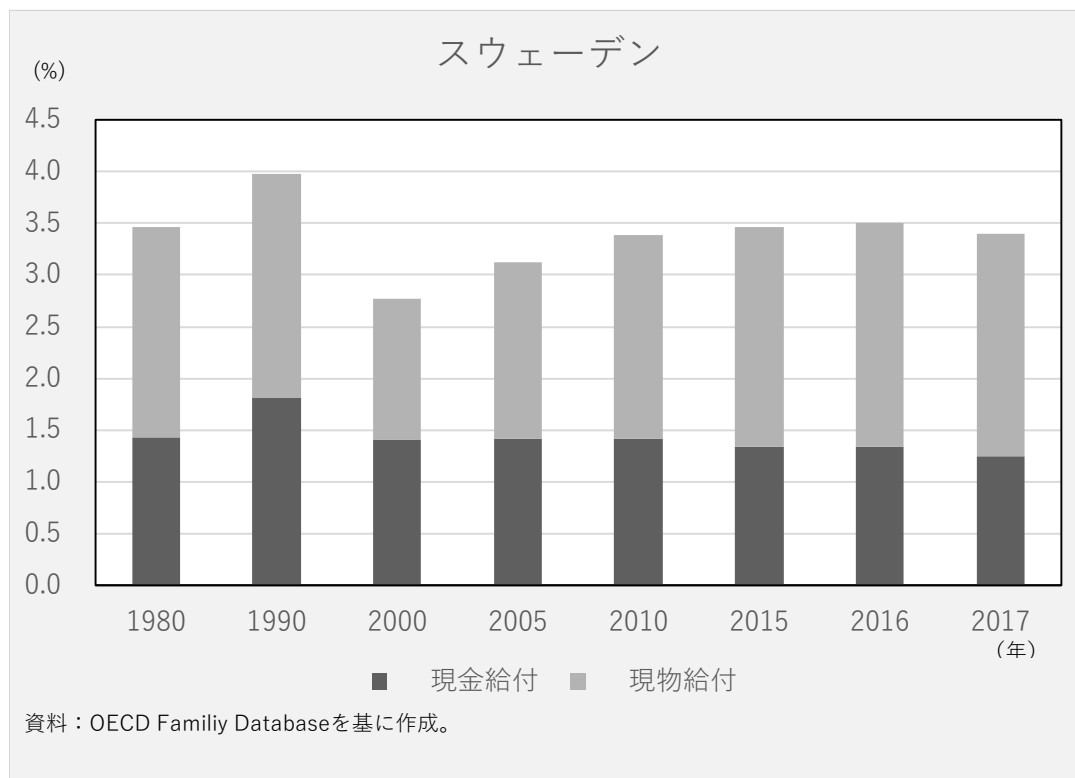
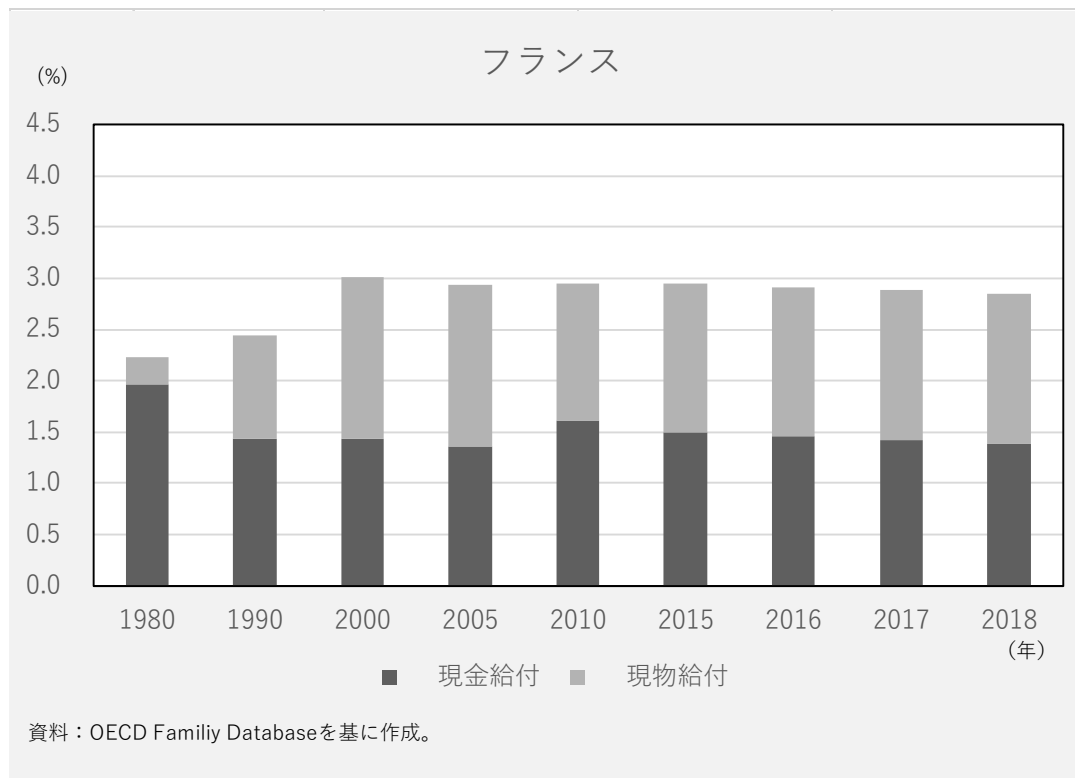


図 2-1-2 フルタイム労働者の男女間賃金格差

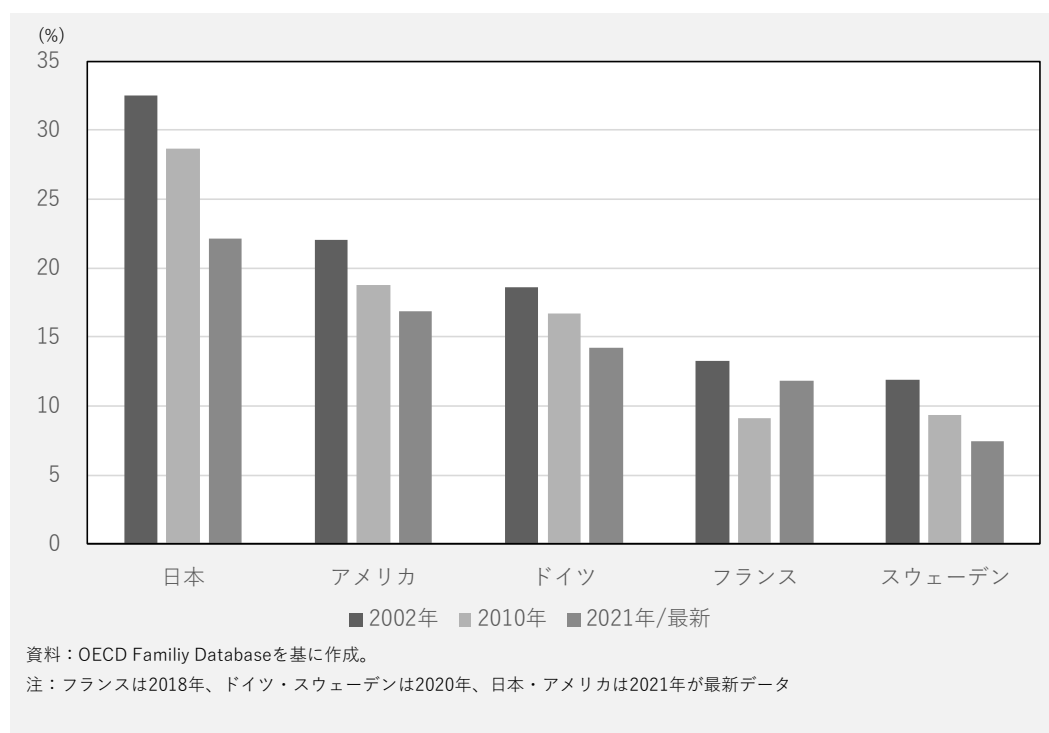


図 2-1-3 時間あたり実収賃金指数（製造業）

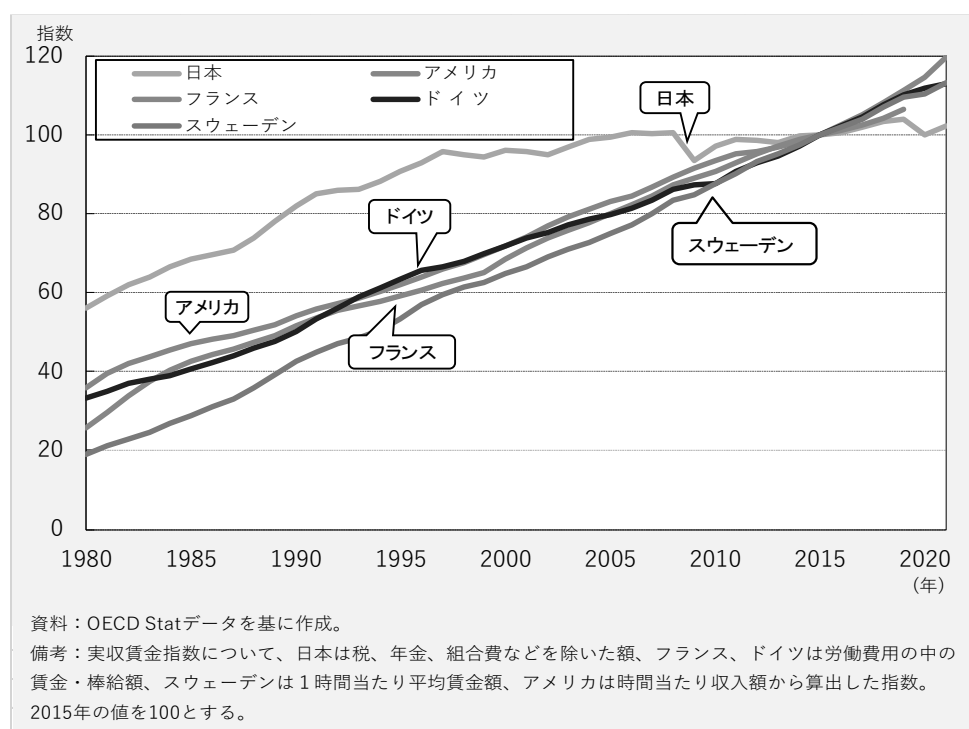


図 2-14 教育支出の対GDP比（公的支出・私的支出）

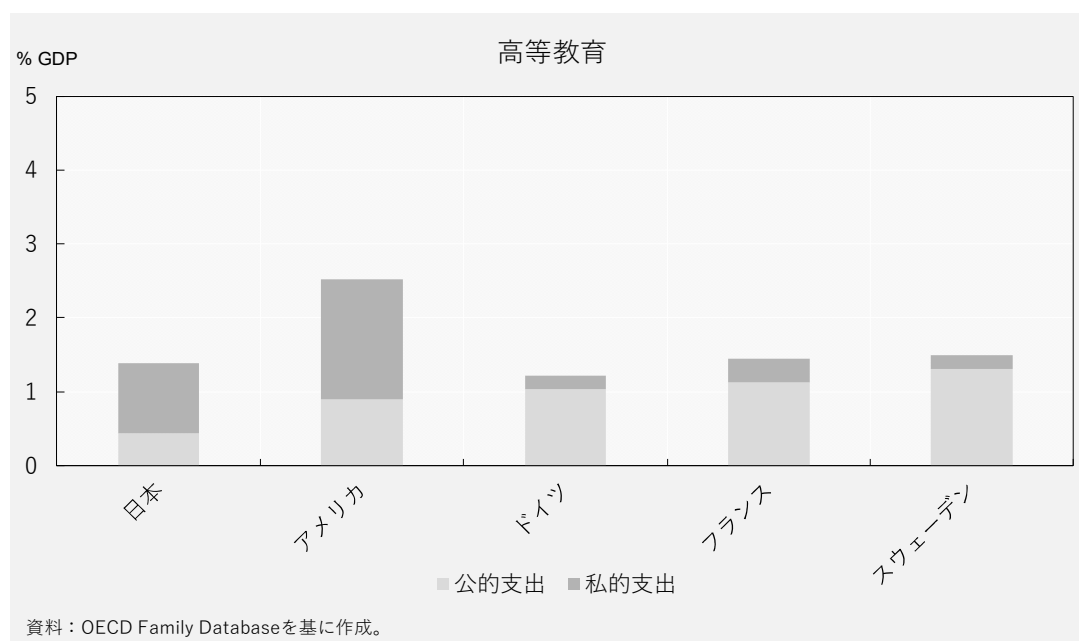
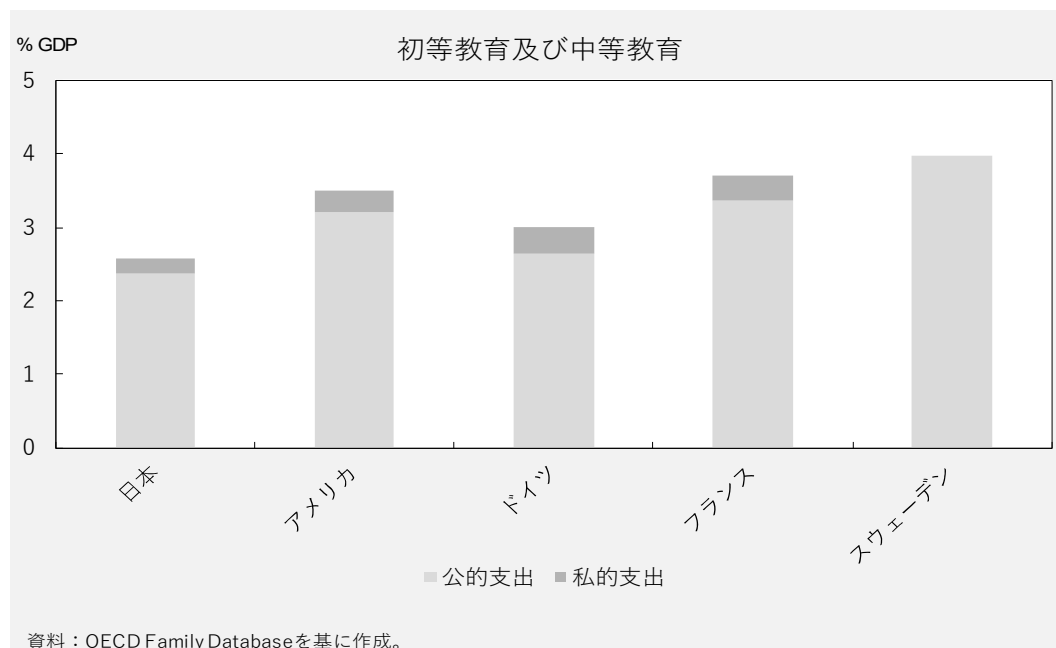
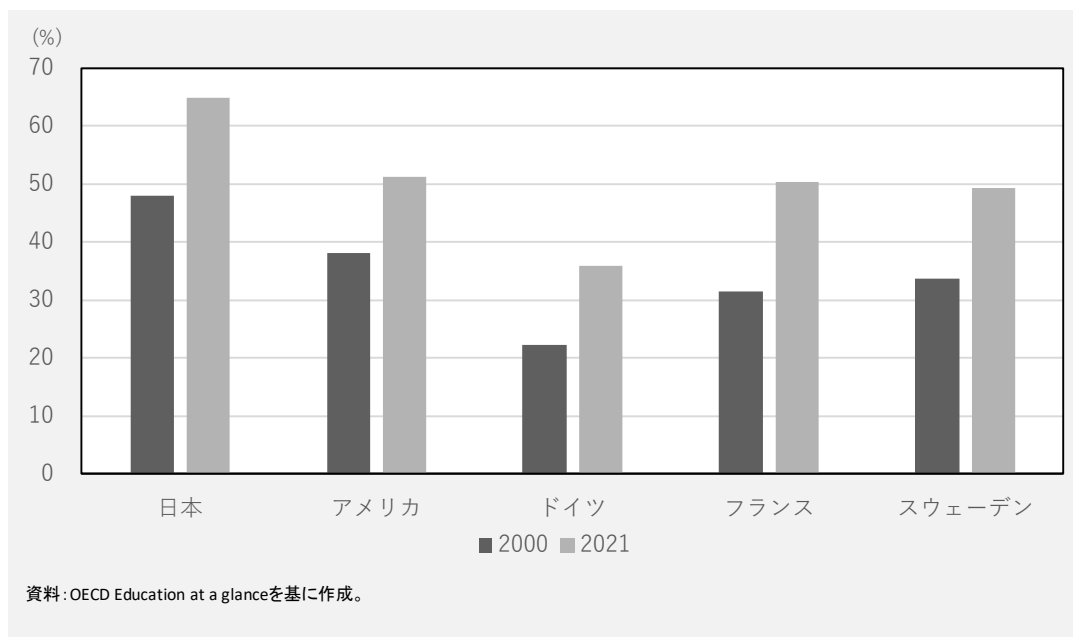


図 2－1 5 25 歳～34 歳までの高等教育修了者割合（2000 年、2021 年）



第2章 日本及び諸外国の政策概要比較

第1節 諸外国指標・政策概要比較一覧

諸外国指標・政策概要比較一覧

		日本	スウェーデン	ドイツ	フランス	アメリカ	シンガポール
合計特殊出生率の動向	合計特殊出生率	2.0(´60) 1.54(´90) 1.30(´21)	2.07(´68) 1.74(´95) 1.67(´21)	1.56(´73) 1.45(´90) 1.58(´21)	2.74(´60) 1.78(´90) 1.83(´21)	3.65(´60) 2.08(´90) 1.66(´21)	5.76(´60) 1.83(´90) 1.12(´21)
	合計特殊出生率の動向	第1次ベビーブーム期には4.3を超えていたが、1950年以降急速に低下。その後第2次ベビーブーム期を含め、ほぼ2.1台で推移していたが、1975年2.0を下回ってから再び低下傾向となった。2005年には過去最低である1.26まで落ち込み、2015年には1.45まで回復したが、再び低下傾向にある。	1960年代までは、2.0以上の水準であったが、1983年1.6台まで低下した後、1990年代前半には2.0前後まで回復したが、再び低下傾向にある。	1960年代までは、2.0以上の水準であったが、1994年1.2台まで低下した後、徐々に上昇して2021年には1.58となった。	1960年代までは、2.0以上の水準であったが、1994年1.6台まで低下した後、2000年代後半には2.0前後まで回復したが、再び低下傾向にある。	1960年代までは、3.0以上の水準であったが、1976年1.7台まで低下した後、再び上昇し、2000年代には2.0前後まで回復したが、再び低下傾向にある。	1960年の5.76から1970年代にかけて急速に低下し、1986年1.43まで低下した後、少し回復したが、再び低下傾向にある。
人口の状況	人口	9,430万人(´60) 12,361万人(´90) 12,550万人(´21)	749万人(´60) 859万人(´90) 1,045万人(´21)	6,100万人(´70) 8,225万人(´00) 8,323万人(´21)	5,828万人(´91) 6,273万人(´05) 6,781万人(´21)	17,932万人(´60) 27,530万人(´00) 33,189万人(´21)	187万人(´70) 298万人(´00) 355万人(´22)
	年少人口割合(0-14歳)	30.2%(´60) 18.2%(´90) 11.8%(´21)	22.2%(´60) 18.0%(´90) 17.6%(´21)	23.1%(´70) 15.5%(´00) 13.9%(´21)	20.3%(´91) 18.6%(´05) 17.5%(´21)	31.1%(´60) 21.9%(´00) 18.3%(´21)	41.0%(´70) 22.5%(´00) 15.0%(´22)
	老年人口割合(65歳以上) ※フランス60歳以上	5.7%(´60) 12.1%(´90) 28.9%(´21)	11.8%(´60) 17.8%(´90) 20.3%(´21)	13.3%(´70) 16.7%(´00) 21.2%(´21)	19.0%(´91) 20.7%(´05) 27.2%(´21)	9.2%(´60) 12.7%(´00) 16.8%(´21)	3.0%(´70) 7.5%(´00) 18.4%(´22)
人種構成	外国人流入人口	209,869人(´95) 287,071人(´10) 220,612人(´20)	36,079人(´95) 79,036人(´10) 65,789人(´20)	792,701人(´95) 683,529人(´10) 994,819人(´20)	48,822人(´95) 145,831人(´20) 200,495人(´20)	720,177人(´95) 1,042,625人(´10) 707,362人(´20)	
	母親の国籍別出生割合 ※アメリカ：国籍別合計特殊出生率	母親日本人98.0% 母親外国人2.0%(´20)	母親スウェーデン人70.4% 母親外国人29.6%(´21)	母親ドイツ人76.1% 母親外国人23.9%(´21)	母親フランス人77.3% 母親外国人22.7%(´21)	白人1.55/アフリカ系アメリカ人1.71 ネイティブアメリカン/アラスカ1.52/アジア1.39/ネイティブハワイアン・太平洋諸島民2.14/ヒスパニック1.88(´20)	マレー系：20.3% 中国系:56.9% インド系：12.2% その他：10.6%(´21)
結婚	女性の平均初婚年齢	25.9歳(´90) 28歳(´05) 29.5歳(´21)	27.7歳(´90) 31.7歳(´05) 34.8歳(´20)	25.5歳(´90) 29.1歳(´05) 31.2歳(´17)	28.1歳(´98) 29.6歳(´05) 33.1歳(´18)	23.9歳(´90) 25.3歳(´05) 28.6歳(´21)	29.1歳(´21)
出産	出生数	1,606,041人(´60) 1,221,585人(´90) 811,622人(´21)	113,086人(´68) 103,422人(´95) 114,263人(´21)	1,261,614人(´60) 905,675人(´90) 795,492人(´21)	856,468人(´60) 793,071人(´90) 742,052人(´21)	4,257,850人(´60) 4,158,212人(´90) 3,659,289人(´21)	40,100人(´80) 44,765人(´00) 34,183人(´21)
	第1子出生時の母親の平均年齢	27.5歳(´95) 29.9歳(´10) 30.9歳(´21)	27.7歳(´98) 28.9歳(´10) 29.7歳(´20)	28.9歳(´10) 29.5歳(´15) 29.9歳(´20)	27.7歳(´98) 28.6歳(´06) 28.9歳(´20)	24.9歳(´00) 25.4歳(´10) 27.1歳(´20)	30.3歳(´13) 30.6歳(´17) 31.0歳(´20)
	出生順位別構成割合	第1子割合：45.9% 第2子割合：36.3% 第3子以降割合：17.8%(´21)	第1子割合：42.6% 第2子割合：37.0% 第3子以降割合：20.4%(´21)	第1子割合：46.6% 第2子割合：35.4% 第3子以降割合：18.1%(´21)	第1子割合：42.1% 第2子割合：35.1% 第3子以降割合：22.8%(´21)	第1子割合：38.1% 第2子割合：32.1% 第3子以降割合：29.8%(´21)	第1子割合：46.3% 第2子割合：36.3% 第3子割合：12.1% 第4子以降割合：5.4%(´21)
	増外子の割合	0.8%(´80) 1.6%(´00) 2.3%(´21)	39.7%(´80) 55.3%(´00) 54.5%(´18)	11.9%(´80) 23.4%(´00) 33.9%(´18)	43.6%(´00) 55.0%(´10) 60.4%(´18)	18.4%(´80) 33.2%(´00) 39.6%(´18)	1.0%(´00) 1.5%(´10) 0.8%(´21)
ワークライフバランス	女性(15-64歳)の就業率全体	56.8%(´00) 60.2%(´10) 71.5%(´21)	72.3%(´01) 69.0%(´10) 73.3%(´21)	59.6%(´05) 65.3%(´10) 72.2%(´21)	59.3%(´03) 60.8%(´10) 64.5%(´21)	67.8%(´00) 62.4%(´10) 64.6%(´21)	
	母親(15-64歳)の就業率(0-2歳)子どもあり	34.4%(´05) 42.7%(´12) 55.1%(´19)	74.8%(´09) 76.5%(´14) 82.0%(´19)	45.8%(´06) 51.5%(´12) 56.4%(´19)	56.7%(´05) 58.7%(´12) 60.0%(´19)	54.6%(´05) 54.4%(´12) 61.0%(´19)	
	母親(15-64歳)の就業率(3-5歳)子どもあり	52.2%(´05) 59.1%(´12) 69.4%(´19)	81.8%(´09) 83.2%(´14) 86.1%(´19)	55.8%(´06) 69.6%(´12) 75.5%(´19)	70.2%(´05) 74.3%(´12) 73.8%(´19)	64.3%(´05) 63.0%(´12) 67.6%(´19)	
	6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間	1.54時間(うち育児は1.05時間)(´21)	3.21時間(うち育児は1.07時間)(´04)	3.00時間(うち育児は0.59時間)(´04)	2.30時間(うち育児は0.4時間)(´04)	3.07時間(うち育児は1.11時間)(´18)	
	男性(15-64歳)の無償労働時間(買い物、家族の世話、育児等)	0.41時間	2.51時間	2.30時間	2.15時間	2.46時間	
	男性就業者の長時間労働者の割合(週49時間以上)	32.0%(´10) 29.5%(´15) 21.5%(´20)	11.4%(´10) 10.1%(´15) 7.8%(´20)	17.2%(´10) 14.1%(´15) 8.9%(´20)	16.5%(´10) 14.0%(´15) 12.3%(´20)	20.7%(´10) 21.1%(´15) 18.3%(´20)	
貧困	子ども(0-17歳)の貧困率	15.0%(´00) 16.3%(´09) 14.0%(´18)	3.8%(´00) 8.7%(´10) 8.8%(´20)	8.7%(´00) 9.0%(´10) 11.7%(´19)	9.7%(´00) 11.6%(´10) 11.7%(´19)	22.4%(´00) 22.3%(´19) 13.7%(´21)	
給付	家族関係社会支出の対GDP比	2.01%(´20)	3.42%(´19)	1.95%(´19)	2.73%(´18)	0.62%(´18)	
	国民負担率(対国民所得比)	44.4%(´19)	56.4%(´19)	54.9%(´19)	67.1%(´19)	32.4%(´19)	

諸外国指標・政策概要比較一覧

			日本	スウェーデン	ドイツ	フランス	アメリカ	シンガポール
各分野の支援状況								
結婚支援	出会い支援	対象・適用要件	○地域少子化対策重点推進交付金の交付 政府が地方公共団体に対し、結婚支援センターの運営や総合的な結婚支援の取組を支援。	－	－	－	－	○結婚支援プログラムの提供 政府（社会・家族開発省の社会開発ネットワーク）がウェブサイトにて様々なデートイベントの告知や、デートマニュアルを公開。
		給付水準	○地域少子化対策重点推進交付金 国庫補助率：対象経費の1/2又は2/3	－	－	－	－	○民間イベント開催の補助金 政府が民間の結婚紹介所に対して上限50,000Sドルを補助。
	結婚時の経済的支援	対象・適用要件	○地域少子化対策重点推進交付金の交付（結婚新生活支援事業） 政府が、一定の所得以下の新婚世帯に、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を支援する地方公共団体に対し、支援額の一部を補助。 適用要件： ・対象世帯：夫婦ともに 39歳以下かつ世帯所得500万円未満 ・交付上限額：夫婦ともに29歳以下の場合は上限60万円、それ以外の世帯は30万円	－	－	－	－	○結婚準備プログラム参加補助 政府（結婚登録局（Registry of Marriages: ROM）が、結婚準備のためのプログラムに参加したカップルに対して補助。 ○公共住宅の優先割り当て 住宅開発庁が結婚したカップルへ住宅を優先的に割り当てる
		給付水準	○地域少子化対策重点推進交付金（結婚新生活支援事業） 交付上限額：夫婦ともに29歳以下の場合は上限60万円、それ以外の世帯は30万円	－	－	－	－	○結婚準備プログラム補助：70Sドル
妊娠支援	不妊治療支援	対象・適用要件	適用年齢：女性43歳未満 適用回数： 体外授精：最大6回（40歳未満） 体外受精：最大3回（40歳以上43歳未満） その他：特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された夫婦	適用年齢： 女性40歳未満 男性56歳未満 適用回数： 人工授精最大6回 体外受精最大3回	適用年齢： 女性25～40歳未満 男性25～50歳未満 適用回数： 人工授精1UI 最大8回、ホルモン剤使用の場合：3回 体外受精IVF：最大3回 顕微授精：最大3回 配偶子卵管内移植：最大2回	適用年齢： 卵子採取＝女性43歳未満、精子採取＝男性60歳未満 ※保存した卵子や精子を使用する際、年齢制限あり（卵子と精子の保存の年齢は、女性29～37歳、男性29～45歳と設定されている）。また、不妊治療自体の利用は女性45歳未満、男性60歳未満まで可能だが、保険適用に関しては、上記の通り。 適用回数： 人工授精最大6回 体外受精、顕微授精最大4回 その他：医療保険金庫の事前承認	－	適用年齢： 女性40歳未満 適用回数： 体外受精（新鮮胚移植、冷凍胚移植）各最大3回
		給付水準	2022年4月保険適用実施に伴い、助成金は廃止。	－	－	－	－	助成金あり。（共同資金より受取） ○ART（生殖補助医療）治療 新鮮胚移植：最大7,700Sドル 冷凍胚移植：最大2,200Sドル ○IUI（人工授精）治療 最大75%（1,000Sドルを上限）
		社会保険適用	○基本治療における窓口での負担額は、治療費の3割。	○不妊検査：100% ○人工授精：100% ○体外受精：100%	○不妊検査：100% ○人工授精：100% ○体外受精：100%	○不妊検査、精液採取 薬学/外科治療：70% ○人工授精：100% ○体外受精、顕微授精：100%	－	○医療補助口座（メディセイブ）から補助生殖医療の医療費を引き出し可 1サイクル目：6,000Sドル 2サイクル目：5,000Sドル 3サイクル目：4,000Sドル ※体外受精・胚移植、人工授精等が対象
	妊娠手当	対象・適用要件	○出産・子育て応援交付金 令和4年4月以降（自治体ごとに事業開始が異なる）に出生した女性に対して「妊娠届」「出生届」の提出を要件として支給。	○妊娠手当 出産予定日の60日前から11日前までの間に女性が妊娠により身体的に負担がかかる仕事に就くことができない場合で配置転換もできない場合に支給	○妊娠に関わる医療費の保険適用 ○母性保護資金 産前産後の保護期間以外に、仕事を持つ女性が医師の指示などにより仕事ができなくなった場合	○妊娠に関わる医療費：100%保険適用 「妊娠届」の提出が要件	○障害年金 妊娠により健康上の理由で仕事に従事できない時に、障害年金を受給できる。	○MediSave妊娠パッケージ 新生児医療費補助制度であるMediSaveを利用し、出産前の医療費、出産費用、入院費などに充当できる。

諸外国指標・政策概要比較一覧

			日本	スウェーデン	ドイツ	フランス	アメリカ	シンガポール
		給付水準	妊娠届出時に「出産応援ギフト（５万円相当）」と出産届出後に「子育て応援ギフト（５万円相当）」を支給する。	従前所得の80%相当額（日額上限837クローナ）	○妊娠中の医療費は全て医療保険でカバー（染色体異常のスクリーニング検査などの追加検査は除く） ○母性保護資金 妊娠前の３か月間の平均資金	○全額保険適用	—	○出産前費用900\$ドル
出産支援	産前・産後休暇	対象・適用要件	○出産予定のある労働者が産休を請求すること（雇用形態や入社年数などの条件なし）	—	○公的医療保険に被保険者本人として義務加入又は任意加入し、かつ、傷病手当金の請求権を持つ女性	○出産日までに10か月間以上社会保険に加入かつ産休前6か月間の収入の合計が10,403.75ユーロ以上、もしくは産休前12か月間の収入の合計が20,807.50ユーロ以上であること、又は産休前の3か月間に150時間以上もしくは産休前の12か月間に600時間以上労働すること	○育児休業に含まれる	○出産日以前の労働期間が90日以上
		取得可能期間	○産前6週間、産後8週間 ※（双子以上の）多胎妊娠の場合は産前14週間	○産前7週間、産後7週間 ※産前2週間、産後2週間就労禁止	○出産前6週間、産後8週間 ※全期間就労禁止	○第1子・第2子の場合：産前6週間、産後10週間（最大16週間） ○第3子の場合：産前8週間、産後18週間（最大26週間） ※8週間（うち産後6週間）就労禁止 ○双子の場合：産前12週間、産後22週間（最大34週間） ○3つ子以上の場合：産前24週間、産後22週間（最大46週間）	—	○産前4週間、産後8週間（最大12週間） ※子の国籍がシンガポールの場合、産前4週間、産後12週間（最大16週間）
		休業中の所得保障	○出産手当金 保障内容：休業前賃金の約67% ※ただし、勤務先から対象期間について、出産手当金より多い給与が支払われている場合は不支給 ○その他：（社会保障の被保険者の場合）健康保険及び厚生年金保険の保険料の免除	○両親給付（2010年制定） 保障内容：休業前賃金の約80% ※上限：日額1,116クローナ	○母性手当（2018年制定） ①公的医療保険加入者 保障内容：休業前賃金10割（1日当最高13ユーロの支給、それ以上の休業前賃金との差額は事業者負担） ②私保険加入者、公的保険被扶養者、低所得者 保障内容：最高210ユーロ（一時金）（私保険の病欠特約に入っている場合、取り決められた1日当手当を申請可能） ※受給期間中、公的医療保険や公的介護保険の保険料は免除	○出産休暇手当（2006年制定） 保障内容：休暇前3か月賃金の91.25% ※月額基準給与額は、社会保障で定められた上限（2021年は3,428ユーロ、2022年は3,666ユーロ）を越えてはならない ※日額9.77ユーロ～95.22ユーロの範囲内	—	○出産休暇（2013年制定） 保障内容：休暇前賃金の10割 ※12週間のうち8週間のみ支給 ※国籍がシンガポールの場合、16週間全期間支給
		男性取得制度概要	○産後ババ育休 ・取得可能期間：出生後8週間以内に4週間 ※分割して2回まで取得可 ・所得保障：休業開始時の賃金の67%	○かつての父親休暇である出産に伴うもう一方の親の休暇（一時的両親手当）（2010年制定） ・取得可能期間：10日間 ・所得保障：両親手当と同額 ○双子の場合は子ども1人に付き10日で合計20日間	現在ドイツに父親休暇の制度はなく、2024年から2週間の有給休暇を導入することが計画されている。	○父親休暇（2001年制定） ・取得可能期間：出生後6か月以内に25日間（多胎の場合は32日間） ※分割取得可。 ※出生後3日間の出生休暇に続けて父親休暇を最低4日間取る義務あり ※出生休暇と父親休暇を合わせると合計28日間（多胎の場合は35日間）の休暇が取得可 ・所得保障：休業前3か月の賃金の91.25% ※月額基準給与額は、社会保障で定められた上限（2021年は3,428ユーロ、2022年は3,666ユーロ）を越えてはならない ※日額9.77ユーロ～95.22ユーロの範囲内	—	○父親育児休業（2017年制定） ・取得可能期間：出生後16週間以内に、連続して2週間 ・所得保障：有給休暇
	出産等費用の助成	対象・適用要件	○出産育児一時金 健康保険や国民健康保険などの被保険者又はその被扶養者である女性	○スウェーデンの保険・医療サービスを担う各広域自治体レギオンが、出産関連医療サービスを提供 ○スウェーデンで住民登録をしている者（例外あり）	○出産費用の保険適用	○出産手当（所得制限ありかつ妊婦健診を受けている必要あり）	—	○MediSave妊娠パッケージ 医療費補助制度であるMediSaveを利用し、出産前の医療費、出産費用、入院費などに充当できる。出産費用については、帝王切開、経膣分娩など出産方法により、利用可能額が異なる。例えば、帝王切開の場合は以下の費用が対象となる。
		給付水準	原則42万円（産科医療補償制度対象外の分娩の場合は40.8万円）	○妊婦検診等を含む出産関連費用は無料（助産院入院は個人負担あり）	○出産に必要な費用は全て公的医療保険でカバー	○出産手当 支給額：1,003.97ユーロ	—	○MediSave妊娠パッケージ 出産：2,150\$ドル 出産前費用：900\$ドル 入院（4日）：1,900\$ドル
	産後ケア	サービスの概要	—	○全国小児保健プログラム ・0歳から5歳までの子どもとその保護者を対象とした小児保健事業を展開 ・各レギオンは小児診療所による出生後の自宅訪問、診療所での面談、予防接種等を実施	○助産師の自宅訪問 ・産後翌日から10日間（1日2回まで毎日） ・その後産後12週まで（最大16回） ・授乳指導／栄養指導（最大8回） ※授乳指導は授乳期間終了まで ※子どもの栄養指導は生後9か月まで 費用：公的保険でカバー	○産後健診の受診が義務 費用：70%保険適用 期間：産後6～8週間目 ○産後うつおよび必要なサポートに関する診察が義務 費用：70%保険適用 期間：産後4～8週間目、 ※必要に応じて2回目の診察を産後10～14週目に受診可 ○助産師による自宅訪問 費用：全額保険適用 期間：産後翌日～12日目 ○骨盤底筋群のケア 費用：全額保険適用 期間：産後6週間以降 ※骨盤底筋群のケアを受けるには、産後健診の室	—	○医療費補助制度MediSave 新生児が出生した際に、MediSave口座が開設され4,000\$ドルが政府から入金される。この口座は引き出しができず、制度適用対象の医療費、予防接種費用などに充当される。さらに、高額医療費補助制度にあたるMediShield Lifeの保険料にも充当される。

諸外国指標・政策概要比較一覧

			日本	スウェーデン	ドイツ	フランス	アメリカ	シンガポール
子育て支援	育児休業	対象・適用要件	満1歳まで ※保育所に入れない場合等は最長2歳まで	満4歳まで	満8歳まで	満3歳まで	満1歳まで	満7歳まで
		取得可能期間	○両親それぞれ1年間 ※父母がともに取得する場合は1歳2か月まで取得可 (パパ・ママ育休プラス) ※保育所に入所できないなどの場合には最長2歳まで取得可 ※2回まで分割取得可	○両親それぞれ240日間 ※そのうち各90日間(いわゆる「パパ月・ママ月」)を除けば、父親・母親間で取得権を移転可 ※1歳半までは給付に関わらず休業可。うち96日間は4歳以降に持ち越し可	○両親それぞれ3年間 ※うち24か月間は3歳以降に持ち越し可 ※両親が同時に取得可 ※週32時間までの労働可	○両親それぞれ3年間 ※同時あるいは交代で取得可	○両親それぞれ12か月で最大12週間 ※夫婦が同一事業所に雇用されている場合は、夫婦で合わせて12週間 ※取得期間の分割、時間単位での取得が可	○年間2日 ※シンガポール国籍を持つ子の場合は、年間最大6日取得可
		休業中の給付	○育児休業給付金 ・180日間：休業前賃金の67% ・それ以降：休業開始前賃金の50% ※非課税 ※社会保険料免除	○両親手当(1974年制定) ・390日間：休業前賃金の約80% (日額上限1,116クローナ。従前年収が低い場合は最低保障額、日額250クローナ) ・90日間：日額180クローナ ※勤務時間を短縮して勤務した場合、短縮分の支給額を受給することも可 ※子が0歳の間、30日間は両親が同時に両親手当受給可 ※多胎児の場合は、両親手当受給期間が延長される(390日間については双子が480日、三つ子が660日、四つ子が840日に、90日間についてはそれぞれ180日間に延長)。 ○一時的両親手当(1974年制定) ・120日間：両親手当と同額(生後8か月以上12歳未満の子の看護) ・60日間：両親手当と同額(通常子をみている者の病気を理由とした休業補償) ※課税 ※社会保険料免除	○両親手当(2007年制定) ・12カ月間：休業前賃金の65%、低所得者は最大100%(月額上限1,800ユーロ、月額下限300ユーロ) ※両親ともに育児休業を2か月以上取得した場合、2人合わせて最大14か月分を請求可 ○両親手当プラス(2015年制定) ・28か月間：両親手当の受給月額の半額 ※時短勤務をする場合、受給期間を2倍に(通常14か月までの受給期間を28か月まで)延長可 ○パートナーシップボーナス(2014年制定) ・両親が同時に2〜4か月間連続で時短勤務(週24時間以上32時間以下)をする場合、両親手当プラス2〜4か月分を追加受給可 ○兄弟ボーナス(2007年制定) ・兄弟の人数や年齢に応じて、両親手当が10パーセント(ただし最低75ユーロ)増額	○育児分担手当(PreParE)(2017年制定) ・子どもが1歳になるまで、両親それぞれ6か月間：月額422.21ユーロ(完全休業の場合)、月額272.94ユーロ(部分稼働・50%までの場合)、月額157.44ユーロ(部分稼働・50〜80%の場合) ※適用条件は、過去8四半期(24か月)社会保険料を負担していること ※第2子以降については3歳になるまで延長受給可 ※第1子のみでも、子の預け先が見つからない場合には3歳になるまで延長受給可 ※収入が家族補足手当の上限に達していない場合 ※延長受給の場合、両親のうち少なくとも1人は仕事をしていないといけない ○増額育児分担手当(PreParE majorée)(2017年制定) ・子どもが1歳になるまで、両親それぞれ8か月間：月額690.13ユーロ ※育児分担手当の受給資格のある者で、第3子以降の子育てのために完全に休業する場合かつ子の出生直前の過去5年間に8四半期以上の年金保険料を支払っている場合に受給可	○休業中の給付なし(無給) ※国家公務員については、12週間の有給休暇が取得可(2019年制定)	○育児有給休暇(2013年制定) ・年2日：休業前賃金の100% ※シンガポール国籍の場合は年6日
	保育サービス	施設サービスの種類・設置主体等	○認可保育園 ・対象となる子：0歳〜小学校入学前の未就学児 ○幼稚園 ・対象となる子：3歳〜5歳児 ○認定こども園 ・対象となる子：0歳〜5歳児 ○地域型保育園(家庭的、小規模、事業所内など) ・対象となる子：0歳〜2歳児 ○託児所 ○企業主導型保育園 ○院内保育所 ○認可外保育施設 ※3歳未満児の56.0%が保育所利用(義務教育は6歳から)	○通常の保育所 ・対象となる子：1〜6歳児 ○放課後保育所 ・対象となる子：就学している児童 ○家庭保育 ・対象となる子：各コミュニティにより子どもの対象年齢が異なる。 例)ストックホルムは1歳から9歳、マルメは1歳から5歳、ベステルオースは1〜12歳 ○開放型保育所(就学前学級制度) ・対象となる子：5〜6歳児 ※実施主体：コミュニティ ※費用：公費(税財源)と低額の利用者負担 ※1〜5歳児の85.4%が保育所利用(家庭保育は1.4%)	○保育所 ・対象となる子：3歳未満児 ○幼稚園 ・対象となる子：3歳から6歳児 ○学童保育所 ・対象となる子：6歳から14歳児 ○総合保育施設キタ(KITA(Kindertagesstätte)) ・保育所と幼稚園が一体化した施設 ・学童保育の機能を持つ場合もある ○家庭的保育 ・保育ママ/保育パパ等 ※満1歳以上の子すべてに保育サービスを利用するための法的請求権を保障 ※3歳未満の35.5%が保育所利用 ※3歳以上6歳未満91.7%保育利用	○保育所(託児所) ・対象となる子：生後2か月〜3歳児、かつ義務付けられている予防接種を受けていること ・施設種類：集団託児所、ファミリー託児所、親が組織するベアレント保育所など ・費用：所得や扶養家族数により異なる ○認定保育ママ ・対象となる子：6歳未満児 ・費用：利用者と認定保育ママとの間で自由に取り決めを行うことができる(※保育者へは、1時間あたり3.33ユーロ(税引き前)以上の報酬を支払うルールあり) ○保育学校 ・対象となる子：3〜6歳児(3歳から通うことが義務) ・費用：ほとんどが公立学校であり、公立学校の授業料は無料。	○デイケア(チャイルドケア)(保育園) ・対象となる子：0歳〜2歳児 ・費用：有料 ・子ども世話に重き ○プリスクール ・対象となる子：3歳〜4歳児 ・費用：有料 ・義務教育前の教育に重き ※アメリカではキンダーガーテンから義務教育※バイデン政権ではプリスクールを無料にするという政策がある。	○幼稚園 ・対象となる子：生後18か月〜7歳未満児 ※3歳児を預かるナーサリークラスや預かり保育もあり ○保育所(チャイルドケアセンター) 対象年齢により、2種類ある インファント・ケア ・対象となる子：生後2か月〜18か月児 チャイルド・ケア ・対象となる子：生後18か月〜6歳児
		給付水準	○幼児教育・保育の無償化 ・対象年齢：3歳〜5歳/0歳〜2歳(住民税非課税世帯) ・補助内容：幼稚園・認定こども園等の利用料の無償化および幼稚園利用料月額上限2.57万円の支給	○保育サービスの無料提供 ・対象年齢：3歳〜就学前 ・補助内容：少なくとも年525時間分の保育サービスの無料提供 ○保育サービスの自己負担上限額 第1子：所得の3%(月1,645クローナ)(6歳〜12歳は2%(月1,097クローナ) 第2子：所得の2%(月1,097クローナ)(6歳〜12歳は1%(月548クローナ) 第3子：所得の1%(月548クローナ) 第4子以降：無料	—	○保育方法自由選択補足手当(所得制限なし) ・対象年齢：子が6歳になるまで ・補助内容：利用するサービスに応じて家族手当金庫から毎月手当が支給(0〜3歳)188.52ユーロ〜498.33ユーロ (4〜6歳)94.26ユーロ〜249.17ユーロ	○2020年度で連邦は基金に約87億ドルを支出して、州に支援 ○保育費用等控除 (13歳未満)子どもの保育等にかかった費用の最大35%	○乳児、保育園児補助金 ・政府の認可を受けた保育園に入園する場合の補助金制度 ・対象年齢：生後2か月〜6歳 ・補助内容：150〜600Sドル ※雇用状況・託児時間等により変動 ※低所得世帯向けに追加的補助金有 ○幼稚園費用補助金 ・低・中所得世帯の子どもが幼稚園に通うための補助金制度 ・対象世帯：家計収入が12,000Sドル/月以下か総収入が3,000Sドル/人以下 ・補助内容：21〜170Sドル ※扶養家族の数に応じて変動

諸外国指標・政策概要比較一覧

			日本	スウェーデン	ドイツ	フランス	アメリカ	シンガポール
子育て支援	児童手当	対象・適用要件	中学校修了までの国内に住所を有する児童を扶養している者	国内に居住する16歳未満（学生は18歳まで）の児童を扶養している者	18 歳未満の児童を扶養している者 （教育期間中の子どもについては 25 歳未満、失業中の子どもについては 21 歳未満、25 歳到達前に障害を負ったことにより就労困難になった子どもについては無期限）	20歳未満の児童を 2 人以上扶養している者	—	○ベビーボナース現金支給 生後18か月までの児童を扶養している者 ○ベビーボナース子ども育成口座 12歳未満の児童を扶養している者
		給付水準	○児童手当 ・所得制限未満の場合 3歳未満：月額15,000円／人 3歳以上小学校修了前：月額10,000円／人 ※第3子以降は月額15,000円 中学生：月額10,000円／人 ・所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合 特例給付 月額5,000円／人	○（基礎）児童手当 （16歳未満）月額1,250クローナ／人 ○延長児童手当 （16歳～18歳）義務教育相当の学校に通っている場合、給付延長 ○付加的児童手当（多子加算） 第2子：月額150クローナ 第3子：月額580クローナ 第4子：月額1,010クローナ 第5子：月額1,250クローナ ※非課税	○児童手当 ・月額250ユーロ／人 ○児童加算（低所得者加算） 最大月額250ユーロ／人	○家族手当(子の年齢や数で変動) 例) 子ども 2 人の場合 ・年収71,194ユーロ以下 月額139,84ユーロ ・年収93,339ユーロ超 月額34,96ユーロ ※14歳以上の子どもの加算 ※14歳以上の子どもの加算 +17.48ユーロ	—	○ベビーボナース現金支給 第1子・第2子:支給総額11,000Sドル 第3子以降:支給総額13,000Sドル ○ベビーボナース子ども育成口座 口座開設時：5,000Sドル 以下、両親が口座に貯金をすると同額が政府から振り込まれる。 第1子：4,000Sドル 第2子：7,000Sドル 第3子、第4子：9,000Sドル 第5子以降：15,000Sドル ※資金の使途は医療機関、保育所、幼稚園、眼鏡店、薬局などに限定。
		所得制限	○所得制限限度額（扶養親族の数によって変動） 例) 児童 2 人＋年収103万円以下の配偶者の場合 年収960万円以上 ○所得上限限度額（扶養親族の数によって変動） 例) 児童 2 人＋年収103万円以下の配偶者の場合 年収1,200万円以上	所得制限なし	児童手当：所得制限なし 児童加算：所得制限あり ①当該子どもが児童手当の支給対象であること ②両親の所得900ユーロ以上 （ひとり親の場合600ユーロ以上） ③この給付を受けることで失業給付Ⅱや社会扶助の支給が必要になること	所得に応じて支給額が変動	—	所得制限なし
	税制	対象・適用要件	○扶養控除 （16歳以上） 児童 1 人当：年額38万円 （19歳以上～23歳未満） 児童1人当：年額63万円	○家事代行サービス利用控除 支払額の50％（税額控除） ※住宅の修繕・増築費用等と合わせ、1人当たり年間75,000クローナまで	○児童扶養控除 児童 1 人当：年額 3,012 ユーロ （夫婦で子どもを養育する場合、控除額は 6,024 ユーロ） ○養育教育控除 児童 1 人当：年額 1,464 ユーロ （夫婦の場合 2,928 ユーロ） ※児童手当と児童扶養控除のどちらかが適用される	○N分N乗方式による所得税計算	○扶養控除 （17歳以上） 児童 1 人当：500ドルの返済不要のクレジットを請求可 ○児童税額控除 （17歳未満） 児童 1 人当：年額2,000ドル（控除額が所得税額を上回る場合には、付加的児童税額控除として、勤労所得のうち2,500ドルを上回った部分の15%が1,400ドルのいずれか少ない額までの給付あり） ○保育費用等控除 （13歳未満） 子どもの保育等に支出した費用の最大35%	○扶養子ども控除 （16歳未満もしくは大学等に在籍しているシンガポール国籍の子どもを持つ父親又は母親いずれか） 児童 1 人当：年額4,000Sドル ○就業母親子ども控除 第1子：収入の15% 第2子：収入の20% 第3子以降：収入の25% ○保育支援祖父母控除 （12歳以下のシンガポール国籍の子どもを持つワーキングマザーに対して、子どもの保育を祖父母に頼んだ場合） 児童 1 人当：年額3,000Sドル ○外国人事務労働者税控除 外国人事務労働者 1 人につき、前年に支払ったメイド税の 2 倍相当額
	高等教育の修学支援	概要	○高等教育の修学支援 住民税の非課税世帯を対象に、大学・短期大学・専門学校・高等専門学校に通う学生に給付型の奨学金を支給している。例えば、世帯の年収が270万円までの住民税非課税世帯第1区分の場合、自宅外から私立の大学・短期大学・専門学校に通う場合、約91万円が支給される。さらに、入学金と授業料の減免措置も受けられる。	○高等教育の修学支援 ・大学は、授業料および登録料無料 ・定額の基礎給付（就学給付）と返済義務のあるローン（就学ローン）部分から成る学習補助金支給（4週間で給付金3,652クローナ、ローン8,400クローナ）	○公立校学費補助 ・公立校学費：無料	○学費補助 ・基本的に授業料は無料で、登録料を支払う仕組み ・登録料 大学：年間170ユーロ 大学院修士課程：年間243ユーロ 大学院博士課程：年間380ユーロ	○教育費控除 ・支出した教育費の一部を税額控除 ※所得制限や控除上限額あり ○ファイナンシャルエイド：学資困難者へ支給される奨学金。連邦政府からのグラントに値するほど家庭の財政状況が苦しくはないものの、学費の全額を支払えるほどの財政状況ではない場合に、そのギャップを埋めるものとしての奨学金。 ○グラント：連邦政府の国家予算から支給されるタイプと州政府から支給されるタイプのものがある。前者は学士号を取得していない学生や、並外れた財政的困窮状態の学部生などが対象。後者は、州民であることが支給条件。	○授業料補助金制度 ・対象者：シンガポールの高等教育機関にフルタイムで通う学生 ※シンガポール国籍者については、申請なく大学入学時に一定額の減免措置あり。外国人留学生や永住者は申請が必要となり、国ごとに一定額の減免措置あり。（卒業後に3年間シンガポール企業での就労が義務） ※国立大学に加え、国立のポリテクニク（高専に相当）も減免措置の対象。
	医療費補助	対象・適用要件	—	○子どもの医療費が無料（対象年齢の上限は18歳未満から20歳未満まで各レギオンによって異なる） ○18歳未満の子に係る薬剤の本人負担が無料 ○22歳以下の歯科治療費が無料。	○公的保険に加入している親を持つ子ども18歳未満医療費無料（教育期間中の子どもについては25歳未満無料）	○一般医を受診した場合、6歳未満は21ユーロまで6～16歳は17.50ユーロまで補助。※受診先（一般医／小児科／専門医）と受診内容、子どもの年齢等によって補助額に変動あり。	○児童医療保険プログラム（CHIP） 子どものいる低所得者、世帯所得が一定ライン未満の世帯の子ども、幼児に対してメディケイドが医療サービスを提供	○ベビーボナース子ども育成口座 （子どもが12歳になるまで）口座に入っている預金を医療費に活用可

					日本	スウェーデン	ドイツ	フランス	アメリカ	シンガポール
子育て支援	その他支援	ひとり親支援	対象・適用要件	○ひとり親控除 納税者がひとり親であるときは、一定の金額の所得控除あり ○児童扶養手当（所得制限あり） 対象者：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護する母、及び監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等） 支給要件：父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童などを監護していること 所得制限： 全部支給：160万円 一部支給：365万円	○養育費補助 離婚した一方の親があらかじめ合意した養育費を支払わない場合に社会保険制度より支給。	○ひとり親支援 児童扶養控除（「税制」参照）に加えてひとり親控除あり ○両親手当 休業中の両親手当の給付が2か月長い（最大14か月）。 ○子ども病気休暇 通常より倍（20日間）取得可。子どもが多い場合、最大で年間50日間取得可。 ※子どもに加えて親が病気になった場合や、子どもの入院に親の付き添いが必要で他の子が家にいる場合はその間の費用を青少年局が負担。	○ひとり親支援手当 ひとり親でもう一方の親からの養育費が一定未満の場合支給	○勤労所得税額控除（EITC） 対象：ひとり親世帯、子育て世帯、寡婦、障害者などのおもに低所得者 ○貧困家庭一時扶助（TANF） 子育て世帯、妊婦等の貧困世帯を対象に、州政府が現金給付を行う場合に、連邦政府が定額補助	○子ども育成口座（「児童手当」参照） 2016年より未婚ひとり親にも支援拡大	
			給付水準	○ひとり親控除 控除額：35万円 ○児童扶養手当（所得に応じて金額が変動） ・全部支給 支給額：月43,070円 加算額： （児童2人目）月10,170円 （児童3人目以降）月6,100円 ・一部支給 支給額：月43,060円～10,160円 加算額： （児童2人目）月10,160円～5,090円 （児童3人目以降）月6,090円～3,050円	○養育費補助 ～6歳：月額上限1,673クローナ 7歳～14歳：月額上限1,823クローナ 15歳以上：月額上限2,223クローナ	○ひとり親控除 控除額：4,260ユーロ （子どもが1人増える毎：+240ユーロ） ○養育費支援 6歳未満：187ユーロ 6歳以上12歳未満：252ユーロ 12歳以上18歳未満：338ユーロ ※児童手当を受けている場合はその1人目の子どもの分と同額が差し引かれる	もう一方の親からの養育費月184.41ユーロ未満の場合、子ども1人当月184.41ユーロに満たない不足分を支給	○勤労所得税額控除（EITC） （子2人の場合）最大年間6,604ドル ※控除額は所得額や子の数によって異なる	○子ども育成口座（「児童手当」参照）	
		養子支援	対象・適用要件	○専門里親 児童虐待による心身の影響がある、非行等の問題がある、身体障害、知的障害又は精神障害のある要保護児童 ○養育里親 その他要保護児童	○養子手当 ・家族法および子育て支援局(MFÖF)、もしくはスウェーデン裁判所によって承認された養子縁組であること ・子どもが10歳未満のスウェーデンに居住していない外国人であること ・子どもの引き取りおよび養子縁組成立の両方の時点で親がスウェーデンに居住していること 上記を条件に養子縁組費用の一部を賄うための養子手当を支給。	○法律上実子と同扱いで休暇や手当を受給可	○養子手当 養子縁組に係る費用の補填として（20歳未満）子1人当に定額支給。 ○養子縁組休暇 出産休暇の産後休暇・育児休暇と同様に取得可	○養子縁組成立後は、通常の子と同様に税控除等の負担軽減措置を受給可	○養子休暇 12か月以内の新生児を養子にした場合、12週間の有給休暇が取得可（母親に限る）。	
			給付水準	○里親手当 専門里親：月141,000円 養育里親：月90,000円 ○一般生活費 乳児：月60,390円 乳児以外：月52,370円 ○その他学費、通院費など実費	○養子手当 支給額： 子1人当 75,000クローナ（2017年1月1日以降） 40,000クローナ（2017年1月1日以前） * 非課税	—	○養子手当 支給額：2,007.95ユーロ	—	12週間の有給休暇（母親に限る）	

注）為替レート（大臣通報レート）：1クローナ（SEK）約12.97円、1ユーロ約141.78円、1ドル（米ドル）約133.33円、1Sドル（シンガポールドル）約98.32円（2022年12月26日時点）

第2節 一覧表の解説

1. 日本

(1) 最新の状況

ア 合計特殊出生率の動向

第1次ベビーブーム期には4.3を超えていたが、1950年以降急激に低下した。その後、第2次ベビーブーム期を含め、ほぼ2.1台で推移していたが、1975年に2.0を下回って以降、2005年には過去最低である1.26まで落ち込み、2015年には1.45まで回復したが、再び低下傾向となり、2021年時点で1.3となっている¹。

イ 人口の状況

2021年10月1日時点の人口は1億2,550万人（確定値）で、年少人口（15歳未満）割合が11.8%、老年人口（65歳以上）割合が28.9%である²。日本の総人口は2008年の1億2,808万人をピークに、2011年以降減少を続けている³。

年少人口の割合については、1960年は30.2%、1990年は18.2%であったが、2021年10月の確定値では、11.8%と大幅に低下している⁴。

一方で、老年人口の割合について、1960年は5.7%、1990年は12.1%であった⁵が、2021年10月の確定値では、28.9%と高齢化が進展している⁶。

ウ 人種構成

外国人流入人口は2018年が51万9,683人、2019年が59万1,961人で増加傾向にあったが、2020年は大幅に減少し、22万0,612人であった⁷。出入国在留管理庁「2021年版出入国在留管理」では、2020年の減少について、「これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、日本をはじめとする各国・地域において査証制限や上陸拒否等の入国制限措置、海外渡航制限の措置、検疫強化が執られたこと等により、国際的な人の往来が大幅に減少したことが、外国人入国者数全体の大幅な減少につながったものと考えられる。」としている⁸。

母親の国籍別出生割合は、母親の98%が日本人であり、母親が外国人の割合は2%に過ぎない。

（本節における脚注のURLのうち、特記がないものに関しては2023年3月23日に最終アクセスをした。）

¹ 厚生労働省「人口動態統計」

² 総務省統計局「国勢調査」及び総務省統計局「人口推計」（2021年10月1日現在確定値）

³ 総務省統計局「統計トピックス No.119 統計が語る平成のあゆみ」

⁴ 総務省統計局「国勢調査」及び総務省統計局「人口推計」（2021年10月1日現在確定値）

⁵ 総務省統計局「統計トピックスNo.126 統計からみた我が国の高齢者」

⁶ 総務省統計局「国勢調査」及び総務省統計局「人口推計」（2021年10月1日現在確定値）

⁷ OECD, International Migration Database

⁸ 出入国在留管理庁「2021年版出入国在留管理」

エ 結婚

女性の平均初婚年齢は 1990 年には 25.9 歳、2005 年には 28.0 歳と継続して上昇しており、晩婚化が進んでいる。2021 年の女性の平均初婚年齢は 29.5 歳となっており、前年から 0.1 歳上昇した⁹。

オ 出産

1960 年の出生数は、160 万 6,041 人、1990 年は 122 万 1,585 人で、1970 年代をピークに出生数の減少が続いている¹⁰。2021 年の出生数は 81 万 1,622 人となっている¹¹。

第 1 子出生時の母親の平均年齢は、1995 年は 27.5 歳、2010 年は 29.9 歳で上昇傾向にある。2021 年における第 1 子出生時の母親の平均年齢は 30.9 歳となっている。

2021 年における出産の出生順位別構成割合は、第 1 子が 45.9%、第 2 子が 36.3%、第 3 子以降が 17.8%となっている¹²。

婚外子の割合は、1980 年は 0.8%、2000 年は 1.6%、2021 年は 2.3%と上昇傾向にある¹³。

カ ワークライフバランス

15～64 歳の女性の就業率について、2000 年は 56.8%、2010 年は 60.2%、2021 年は 71.5%と上昇が続いている。そのうち 0～2 歳の子どもを持つ女性の就業率については、2005 年は 34.4%、2012 年は 42.7%、2019 年は 55.1%である。3～5 歳の子どもを持つ女性の就業率については、2005 年は 52.2%、2012 年は 59.1%、2019 年は 69.4%となっている¹⁴。

年々男性の育児・家事に費やす時間は増加しており、2021 年の 6 歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間は平均 1.54 時間が費やされ、そのうち家事に 0.49 時間、育児に 1.05 時間が費やされている¹⁵。

また、男性（15～64 歳）の無償労働時間は 0.41 時間、男性就業者の長時間労働者（週 49 時間以上）の割合は、2020 年には 21.5%となり、2010 年の 32.0%から減少傾向にある¹⁶。

キ 貧困

2018 年における 0～17 歳の子どもの貧困率は 14.0%である¹⁷。

⁹ 厚生労働省「人口動態統計」

¹⁰ 厚生労働省「人口動態統計」

¹¹ 厚生労働省「人口動態統計」

¹² 厚生労働省「人口動態統計」

¹³ 厚生労働省「人口動態統計」

¹⁴ OECD Stat, Employment rate, OECD Family Database

¹⁵ 厚生労働省「令和 3 年社会生活基本調査」

¹⁶ 総務省統計局「労働力調査」

¹⁷ OECD, Family Database

ク 給付

2020 年における家族関係社会支出の対 GDP 比は 2.01%であった¹⁸。2019 年における対国民所得比の国民負担率は 44.4%となる¹⁹。

(2) 各分野の支援状況

ア 結婚支援

(ア) 出会い支援

地域少子化対策重点推進交付金の交付が行われている。政府が地方公共団体に対し、結婚支援センターの運営や総合的な結婚支援の取組を支援している。地域少子化対策重点推進交付金の国庫補助率は、対象経費の 1 / 2 又は 2 / 3 である。

※令和 4 年度第 2 次補正予算には 3 / 4 のメニューもあり。

(イ) 結婚時の経済的支援

結婚新生活支援事業として、地域少子化対策重点推進交付金の交付が行われている。一定の所得以下の新婚世帯に、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を支援する地方公共団体に対し、政府が支援額の一部を補助する。

適用要件は、夫婦共に 39 歳以下かつ世帯所得 500 万円未満の世帯が対象となる。交付限度額は、1 夫婦当たり 60 万円又は 30 万円となっている。地域少子化対策重点推進交付金（結婚新生活支援事業）の国庫補助率は、対象経費の 1 / 2 又は 2 / 3 である²⁰。

イ 妊娠支援

(ア) 不妊治療支援

不妊治療支援は、43 歳未満の女性が対象となる。適用される回数は、40 歳未満が体外受精最大 6 回、40 歳以上 43 歳未満が体外受精最大 3 回となっている。条件として、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は可能性が極めて少ないと医師に判断された夫婦が支援を受けることができる。2022 年 4 月、保険適用実施に伴い、助成金は廃止され、基本治療における窓口での負担額は治療費の 3 割となった²¹。

¹⁸ 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」（2020年度）

¹⁹ 財務省（2022. 2）「国民負担率の国際比較」

²⁰ 内閣府 地域少子化対策重点推進交付金（221216_04_kodomokosodate_ver02.pdf (chisou.go.jp)）

²¹ 厚生労働省「不妊に悩む夫婦への支援について」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047270.html>)

(イ) 妊娠手当

出産・子育て応援給付金として令和4年4月以降（自治体ごとに事業開始が異なることに留意）に出産した女性を対象とし、「出産応援ギフト（5万円相当）」（妊娠届出時）と「子育て応援ギフト（5万円相当）」（出生届出後）を支給する。

- ・「出産応援ギフト」：支給対象者の妊娠1回につき、5万円相当額の妊婦健康診査等の交通費、育児関連用品等の購入・レンタル費用又は家事・子育て支援サービス等の利用料に係る費用助成又はクーポン支給を実施する。クーポン支給等の実施に当たり準備期間を要することなどを踏まえ、5万円の現金支給を実施することも可能とする。
- ・「子育て応援ギフト」：支給対象者1人につき、5万円相当額のクーポン支給

を実施する。クーポン支給等の実施に当たり準備期間を要することなどを踏まえ、5万円の現金支給を実施することも可能とする²²。

ウ 出産支援

(ア) 産前・産後休暇

a. 対象・適用要件

出産予定のある労働者が産休の対象となり、雇用形態や入社年数などの条件はない²³。取得可能期間は産前6週間、産後8週間である。ただし、双子以上の多胎妊娠の場合は、産前が14週間となる。第2子、第3子以降又は多胎妊娠に関する別段の定めはなく、同じ規定が適用される²⁴。

b. 休業中の所得補償

出産手当金が支給される。補償内容は休業前賃金の約67%となるが、勤務先から対象期間について出産手当金より多い給与が支払われている場合は不支給となる。

その他の所得補償として、社会保険の被保険者の場合、健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除される²⁵。

c. 男性取得制度

産後パパ育休を取得することができる。取得可能期間は出生後8週間以内に4週間であ

²² 厚生労働省「出産・子育て応援交付金自治体職員向けQ&A（第4版）」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/001057979.pdf>)

²³ <https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/ninshin/ikuji.html>

²⁴ 厚生労働省委託 母性健康管理サイト「妊娠・出産をサポートする女性にやさしい職場づくりナビ」
(<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/ninshin/ikuji.html>)、厚生労働省委託 母性健康管理サイト「妊娠・出産をサポートする女性にやさしい職場づくりナビ」(<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/leave/>)

²⁵ 厚生労働省「育児休業、産後パパ育休や介護休業をする方を経済的に支援します」
(https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/pdf/ikuji_r02_01_04.pdf)

る。分割して2回まで取得可能である。その間の所得補償は休業開始時の賃金の67%である²⁶。

(イ) 出産等費用の助成

健康保険や国民健康保険などの被保険者又はその被扶養者である女性は、出産育児一時金の対象となり、原則42万円が支給される。産科医療補償制度対象外の分娩の場合は40.8万円となる²⁷。2022年1月より産科医療補償制度の掛け金が1.6万円から1.2万円に引き下げられたが、出産育児一時金の支給総額については維持することとなった。

エ 子育て支援

(ア) 育児休業

a. 対象・適用要件

満1歳までの子どもを持つ親が対象となる。保育所に入れないなどの事情がある場合は最長2歳までとなっている。両親それぞれが1年間取得できる。父母が共に取得する場合は1歳2か月まで取得可能である（パパ・ママ育休プラス）。また2回まで分割取得可能である²⁸。

b. 休業中の給付

育児休業給付金を受給できる。180日間は休業前賃金の67%、それ以降は休業開始前賃金の50%が受給可能である。これらは非課税であり、社会保険料は免除される²⁹。

(イ) 保育サービス

認可保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育園、託児所、企業主導型保育園、院内保育所、認可外保育園などがある。幼児教育・保育は無償化され、幼稚園・保育園・認定こども園等を利用する3歳～5歳の子どもの利用料が無料になる。

0～2歳は住民税非課税世帯を対象として、利用料が無料になる。幼稚園については、月額の上限は2.57万円となっている。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になるが、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除される³⁰。

²⁶ 厚生労働省「報道発表資料」令和4年8月22日（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27491.html）、厚生労働省「育児休業、産後パパ育休や介護休業をする方を経済的に支援します」

（https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/pdf/ikuji_r02_01_04.pdf）

²⁷ 厚生労働省「出産育児一時金の支給額・支払方法について」

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryouhoken/shussan/index.html）

²⁸ 厚生労働省「育MENプロジェクト」（<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/employee/system/>）

²⁹ 厚生労働省「育MENプロジェクト」（<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/employee/system/>）

³⁰ 内閣府「幼児教育・保育の無償化」（<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/musyouka/index.html>）

(ウ) 児童手当

中学校修了までの国内に住所を有する児童を扶養している者が対象となる。

児童手当の給付水準は、所得制限未満の場合、3歳未満は月額1万5,000円／人、3歳以上小学校修了前は月額1万円／人、第3子以降は月額1万5,000円、中学生は月額1万円／人となっている。所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合、特例給付として月額5,000円／人が支給される。所得制限限度額と所得上限限度額があり、所得制限限度額（扶養親族の数によって変動）は、例えば児童が2人いて、配偶者の年収が103万円以下の場合、年収960万円以上となる。所得上限限度額（扶養親族の数によって変動）は、例えば、児童が2人おり、配偶者の年収が103万円以下の場合、年収1,200万円以上となる³¹。

(エ) 税制

16歳以上の児童を持つ家庭は扶養控除の対象となる。児童が16歳以上の場合、児童1人当たり年額38万円、19歳～23歳未満の場合、児童1人当たり年額63万円が控除される³²。

(オ) 高等教育の修学支援

住民税の非課税世帯を対象に、大学・短期大学・専門学校・高等専門学校に通う学生に給付型の奨学金を支給している。例えば、世帯の年収が270万円までの住民税非課税世帯第1区分の場合、自宅外から私立の大学・短期大学・専門学校に通う場合、約91万円が支給される。さらに、入学金と授業料の減免措置も受けられる³³。

オ その他の支援

(ア) ひとり親支援

納税者がひとり親の場合は、年35万円の所得控除がある³⁴。また、児童扶養手当の対象者は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護する母、及び監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）である。父母が婚姻を解消した児童であること、父又は母が死亡した児童であること、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童などを監護していることのいずれかが支給要件となる。なお、児童扶養手当には所得制限があり、所得に応じて金額が変動する。全部支給の場合、支給額は月4万3,070円であり、加算額は児童2人目で月1万170円、児童3人目以降は月6,100円である。一部支給の場合、支給額は月4万3,060円～1万160円であり、加算額は児童2人目で月1

³¹ 内閣府「児童手当制度のご案内」 (<https://www8.cao.go.jp/shoushi/jidouteate/annai.html>)

³² 国税庁「No.1180 扶養控除」 (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1180.htm>)

³³ 文部科学省 高等教育の修学支援新制度 (<https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html>)

³⁴ 国税庁「No.1171 ひとり親控除」 (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1171.htm>)

万 160 円～5,090 円、児童 3 人目以降は月 6,090 円～3,050 円である³⁵。

(イ) 養子支援

児童虐待による心身の影響があり、非行等の問題がある、身体障害、知的障害又は精神障害のある要保護児童を養子とする場合、専門里親に該当する。その他の要保護児童の場合は養育里親に該当する。

里親手当は、専門里親の場合で月 14 万 1,000 円、養育里親の場合で月 9 万円である。一般生活費は乳児に月 6 万 390 円、乳児以外に月 5 万 2,370 円給付される。その他学費、通院費などは実費での支給となる³⁶。

³⁵ 厚生労働省「母子家庭等関係」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/index.html)

³⁶ 厚生労働省「里親等制度について」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/02.html)

2. スウェーデン

(1) 最新の状況

ア 合計特殊出生率の動向

2021 年の合計特殊出生率は 1.67 である³⁷。1960 年代までは 2.0 以上の水準であったが、1983 年に 1.6 台まで低下した後、1990 年代前半には 2.0 前後まで回復、その後再び低下傾向となる。近年の合計特殊出生率は、2010 年の 1.98 をピークに低下傾向にあり、2019 年には 1.71、2021 年は 1.67 まで低下している³⁸。

イ 人口の状況

1960 年には 749 万人だったスウェーデンの人口は、1990 年に 859 万人となる。その後も上昇を続け、2021 年には 1,045 万人に達した。その間、年少人口の割合は 1960 年の 22.2% から 2021 年の 17.6% まで減少し、老年人口の割合は 1960 年の 11.8% から 2021 年の 20.3% まで増加した³⁹。

ウ 人種構成

(ア) 外国人流入人口

1995 年に 3 万 6,079 人だった外国人流入人口は、2010 年に 7 万 9,036 人まで増加し、2018 年には 11 万 4,431 人に達した。その後は減少傾向となり、2019 年は 9 万 8,235 人、2020 年は 6 万 5,789 人であった⁴⁰。

(イ) 母親の国籍別出生割合

2021 年出生の子どものうち 70.4% がスウェーデン国籍の母親から生まれており、外国籍の母親から生まれた子どもの割合は 29.6% であった⁴¹。

エ 結婚

(ア) 女性の平均初婚年齢

女性の平均初婚年齢は、1990 年の 27.7 歳から、その後上昇傾向を示しており、2005 年には 31.7 歳、2020 年には 34.8 歳となっている⁴²。

³⁷ 内閣府「令和 4 年版少子化社会対策白書」及びスウェーデン統計局資料

³⁸ スウェーデン統計局資料

³⁹ スウェーデン統計局資料

⁴⁰ OECD International Migration Database (2022 年 2 月現在)
Inflows of foreign population by nationality

⁴¹ スウェーデン統計局資料

⁴² OECD Family Database

オ 出産

出生数は1968年の11万3,086人から1995年には10万3,422人と一時減少したが、その後回復し、2021年は11万4,263人となった。

2020年の第1子出生時の母親の平均年齢は29.7歳であり、1998年の27.7歳、2010年の28.9歳からゆるやかな上昇傾向にある⁴³。

2021年の出産における出生順位別構成割合は、第1子が42.6%、第2子が37.0%、第3子以降が20.4%となっている⁴⁴。

1980年に39.7%だった婚外子の割合は過半数を超え、2000年には55.3%、2018年には54.5%となっている⁴⁵。

カ ワークライフバランス

15歳から64歳までの女性全体の就業率は、2001年には72.3%、2010年には69.0%、2021年には73.3%とほぼ横ばいであった⁴⁶。うち、0歳から2歳の子どもがいる女性の就業率は、2009年の74.8%から2019年の82.0%と上昇傾向にあり、3歳から5歳の子どもがいる女性の就業率も同様に、2009年の81.8%から2019年の86.1%に上昇した⁴⁷。

6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間は、3.21時間であり、そのうち1.07時間を育児に費やしている（2004年）。また、男性（15～64歳）の無償労働時間は2.51時間であった。

2020年に週49時間以上働いた男性は全男性就業者のうちの7.8%であり、2010年の11.4%、2015年の10.1%から減少している⁴⁸。

キ 貧困

0歳から17歳の子どもの貧困率は、2000年の3.8%から2010年の8.7%へと上昇したが、その後2020年には8.8%と横ばいになっている⁴⁹。

ク 給付

2019年の家族関係社会支出の対GDP比は3.42%であり、国民負担率（対国民所得比）は56.4%であった⁵⁰。

⁴³ OECD Family Database

⁴⁴ OECD Family Database

⁴⁵ OECD Family Database

⁴⁶ OECD Stat Employment rate

⁴⁷ OECD Family Database

⁴⁸ 内閣府「令和2年版男女共同参画白書」

⁴⁹ OECD Poverty rate

⁵⁰ 財務省「国民負担率の国際比較」

(2) 各分野の支援状況

ア 妊娠支援

(ア) 不妊治療支援

不妊治療支援の適用年齢は、女性は 40 歳未満、男性の場合は 56 歳未満である。適用回数は、人工授精が最大 6 回まで、体外受精は最大 3 回となっている。助成金はないが、不妊検査、人工授精及び体外受精に対し社会保険が全額適用される⁵¹。

(イ) 妊娠手当

出産予定日の 60 日前から 11 日前までの間に、女性が妊娠により身体的に負担がかかる仕事に就くことができず、配置転換もできない場合に、妊娠手当が支給される⁵²。妊娠手当は休暇前賃金の 80%相当額が支給される。ただし、日額の上限は 837 クローナである⁵³。

イ 出産支援

(ア) 産前・産後休暇

a. 対象・適用要件

出産予定のある労働者は、休暇開始予定日の 2 か月前までに職場に休暇を申請しなければならない⁵⁴。出産時までの勤務日数などの条件はなく、勤務初日から母親休暇の取得が可能である⁵⁵。また、当該労働者は、社会保険庁への両親給付受給申請を、妊娠証明書を添えて行う必要がある⁵⁶。なお、両親給付受給対象者は、1. 子どもの親である、若しくは子どもの親権を持っている、2. 子どもの親と結婚している、若しくは同居している、3. 仕事又は学業、若しくは求職する代わりに子どもと一緒に家にいる、4. スウェーデンの社会保険に加入している（スウェーデンに居住又は勤務している場合は通常加入している。）、5. 子どもがスウェーデンに居住している、若しくは EU/EEA 又はスイスに居住している者となっている⁵⁷。

⁵¹ 株式会社野村総合研究所（2021）「諸外国における不妊治療に対する経済支援等に関する調査研究報告書」<https://www.mhlw.go.jp/content/000775178.pdf>

⁵² 海外情勢報告2021スウェーデン

⁵³ スウェーデン社会保険庁ウェブサイト。「妊娠手当」。
<https://www.forsakringskassan.se/privatperson/foralder/vantar-barn/graviditetspenning>（参照 2023-01-25）

⁵⁴ スウェーデン議会ウェブサイト。「両親休業法第13条」。
https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/foraldradighetslag-1995584_sfs-1995-584（参照 2022-12-02）

⁵⁵ スウェーデン社会保険庁ウェブサイト。「両親休暇取得従業員ページ内よくある質問第3問」。
<https://www.forsakringskassan.se/arbetsgivare/foraldradighet/foraldradig-medarbetare>（参照 2022-12-02）

⁵⁶ スウェーデン社会保険庁ウェブサイト。「出産前の両親給付」。
<https://www.forsakringskassan.se/privatperson/foralder/vantar-barn/foraldrapenning-innan-barnet-fods>（参照 2022-12-02）

⁵⁷ スウェーデン社会保険庁ウェブサイト。「両親給付」。
<https://www.forsakringskassan.se/privatperson/foralder/foraldrapenning>（参照 2022-12-02）

b. 取得可能期間

休暇取得可能期間は産前7週間と産後7週間であり、うち産前産後それぞれ2週間の就労は禁止されている⁵⁸。休業中は両親給付として、休業前賃金の約80%が支払われる。ただし日額の上限は1,116 クローナである⁵⁹。かつての父親休暇である出産に伴うもう一方の親の休暇（一時的両親手当）として、10日間の休暇取得が可能で、その間、所得補償として両親給付と同様に休業前賃金の80%相当額が支給される（日額上限は1,116 クローナとなっている。）。双子の場合は子ども1人につき10日とし、合計20日間の休暇取得が可能である⁶⁰。

(イ) 出産等費用の助成

スウェーデンの保険・医療サービスを担う各広域自治体レギオン⁶¹が、スウェーデンで住民登録をしている者（例外あり）を対象に、出産関連医療サービスを提供している⁶²。妊婦検診等を含む出産関連費用は無料⁶³であるが、助産院入院については少額の個人負担がある⁶⁴。

(ウ) 産後ケア

スウェーデン保健福祉庁と小児病院等代表者との協議の結果、全国小児保健プログラムが作成され⁶⁵、その枠組みに沿って0歳から5歳までの子どもとその保護者を対象とした

⁵⁸ 独立行政法人労働政策研究・研修機構。「(1) 出産休暇制度」。

https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2018/12/sweden.html（参照 2022-12-12）

⁵⁹ スウェーデン社会保険庁ウェブサイト。「手当の支給額」。<https://www.forsakringskassan.se/privatperson/e-tjanster-blanketter-och-informationsmaterial/aktuella-belopp>（参照 2023-01-25）

⁶⁰ スウェーデン社会保険庁ウェブサイト。「出産に伴うもう一方の親の休暇」。

https://www.forsakringskassan.se/arbetsgivare/foraldraledighet/ledighet-i-samband-med-barns-fodelse-eller-adoption-10-dagar/!ut/p/z1/04_Sj9CPykssy0xPLMnMz0vMAfljo8ziLQI8TDy8DIx83Q0C3QwcvUz8g0xM_QxDPMz0w8EKDH AARwP9KEL6o1CVGPj6Gho4GltAGAb4mBsbm5jjVxDgZgJVgMcNBbkRBpmejooAJQ7wqA!!/#panel937a58dd-b5be-4e97-b431-64ea4bf06f82（参照 2023-01-24）

⁶¹ スウェーデン保健福祉庁ウェブサイト。「レギオン及びコミュニケーション」。

<https://www.socialstyrelsen.se/kunskapsstod-och-regler/regler-och-riktlinjer/vem-far-gora-vad/styrning-och-arbetsfordelning/regioner-och-kommuner/>（参照 2023-01-17）

⁶² スウェーデン社会保険庁ウェブサイト。「スウェーデンで住民登録をしていない患者」。

<https://www.forsakringskassan.se/halso-och-sjukvarden/patient-som-inte-ar-folkbokford-i-sverige#:~:text=En%20patient%20f%C3%B6rs%C3%A4krad%20i%20ett,s%C3%B6ker%20n%C3%B6dv%C3%A4rds%20v%C3%A5rd%20i%20Sverige>（参照 2023-01-17）

⁶³ レギオン・ストックホルムウェブサイト。「医療費の患者負担額—無料の医療」。

<https://www.1177.se/Stockholm/sa-fungerar-varden/kostnader-och-ersattningar/patientavgifter-i-stockholms-lan/>（参照 2023-01-17）、レギオン・スコーネウェブサイト。「スコーネにおける医療費の患者負担額」。<https://www.1177.se/Skane/sa-fungerar-varden/kostnader-och-ersattningar/patientavgifter-i-skane/>（参照 2023-01-17）

⁶⁴ スtockホルム助産院ウェブサイト。「費用について」。<https://bbstockholm.se/content/praktisk-information>（参照 2023-01-17）

⁶⁵ 小児保健専門職向け全国ハンドブックウェブサイト。「全国小児保健プログラム」。

<https://www.rikshandboken-bhv.se/metoder--riktlinjer/barnhalsovardens-nationella-program/>（参照 2022-12-02）

小児保健事業が展開されている⁶⁶。各レギオンは小児診療所（BVC、barnvårdcentral）による小児保健事業を行い⁶⁷、出生後の自宅訪問、診療所での面談、予防接種等を実施している⁶⁸。なお、スウェーデンでは両親手当などの給付等は国、保健・医療サービスはレギオン（地方自治体のこと、前ランスティング）、老人福祉などの福祉サービス等はコミューンが担うという役割分担が明確になっている。そのため、1937年に政府が設置した人口問題審議会の答申を受けて出産費の無料化や出産手当金制度などが実現されているが⁶⁹ 70、実際の出産関連医療サービスを無料提供しているのはレギオンであり、政府ではない。国がレギオンに保険・医療サービスの提供を委任しているような形式と捉えることもできるが、レギオンの主な財源は住民からの税収である。国の統制が入るケースや、自治体間のサービス格差を回避するため国庫補助金を加えた均衡化補助金制度も存在するが、レギオンの財源における国からの補助金の割合は低い。また、政府はコミューン・レギオン連合会（SKR）と合意し、産科医療の改善や女性の健康への取組強化への補助金として2015年から現在までに85億クローナを支出⁷¹、2023年度にはさらに16億クローナの支出を予定しているが、この補助金は出産費用を直接助成するものではなく、妊娠、出産、産後について女性のニーズに合わせた一貫ケアを提供するため、各レギオンが必要と判断した、例えば人材育成や配置、労働環境の改善等のための助成である⁷²。

⁶⁶ スウェーデン保健福祉庁ウェブサイト。「小児保健」。<https://www.socialstyrelsen.se/kunskapsstod-och-regler/omraden/barn-och-unga/barn-och-unga-i-halso--och-sjukvarden/barnhalsovarden/>（参照 2022-12-02）

⁶⁷ スウェーデン保健福祉庁ウェブサイトPDFファイル資料。「小児保健ガイドンスp18」。<https://www.socialstyrelsen.se/globalassets/sharepoint-dokument/artikelkatalog/vagledning/2014-4-5.pdf>（参照 2022-12-02）

⁶⁸ レギオン・ストックホルムウェブサイト。「小児保健基本プログラム」。<https://www.bvc.regionstockholm.se/vi-erbjuder/barnhalsovardens-basprogram>（参照 2022-12-02）

⁶⁹ 富永静枝。「スウェーデンの女性労働と育児支援政策、経済支援を中心に」。<https://core.ac.uk/download/pdf/267942973.pdf>

⁷⁰ スウェーデン議会ウェブサイト。https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/proposition/kungl-majts-proposition-nr-39_DY3039/html

⁷¹ スウェーデン行政機関ウェブサイト。<https://www.regeringen.se/pressmeddelanden/2023/01/uppdrag-att-ta-fram-forslag-till-en-nationell-plan-for-forlossningsvarden/>

⁷² 木下淑恵（2012）「分権国家スウェーデンにおける社会保障の財源確保」『海外社会保障研究 = The review of comparative social security research / 国立社会保障・人口問題研究所 編』179, pp. 38-50.
スウェーデン行政機関ウェブサイト
<https://www.regeringen.se/pressmeddelanden/2023/01/16-miljarder-kronor-till-insatser-for-forlossningsvard-och-kvinnors-halsa-/>

ウ 子育て支援

(ア) 育児休業

a. 対象・取得可能期間

子どもが満4歳になるまで育児休業を取ることができる。取得可能期間は両親それぞれ240日間で、そのうちの各90日間（いわゆる「パパ月・ママ月」）を除けば、父親・母親間で取得権を移転することが可能である。1歳半までは親給付の有無に関わらず休業することができる。また、休業のうち96日間は4歳以降に持ち越しも可能である⁷³。

b. 休業中の給付

両親手当

390日間は休業前賃金の約80%が給付される。ただし、日額の上限は1,116クローナであり、従前年収が低い場合は最低保障額として日額250クローナが支給される。残りの90日間は日額一律180クローナが支払われる。また、勤務時間を短縮して勤務した場合、短縮分の支給額を受給することが可能である。なお、子どもが0歳の間は、30日間は両親が同時に両親手当を受給することが可能である。多胎児の場合は、両親手当受給期間が延長される（390日間については双子が480日、三つ子が660日、四つ子が840日に、90日間についてはそれぞれ180日間に延長）⁷⁴。

一時的両親手当

生後8か月以上12歳未満の子の看護のための手当として、子ども1人につき年間120日まで、両親手当と同額が支給される。ただし、通常子をみている者の病気を理由とした休業補償については年60日間で上限である⁷⁵。

課税対象であるが、社会保険料は免除される。

(イ) 保育サービス

通常の保育所（プレスクール）

1歳から6歳までの就学前の子どもが対象である。

放課後保育所（レジャータイム・センター）

就学している児童が対象である。

⁷³ 独立行政法人労働政策研究・研修機構「スウェーデンにおける仕事と育児の両立支援施策の現状」
https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2018/12/sweden.html（参照 2023-01-25）

⁷⁴ スウェーデン社会保険庁ウェブサイト、「両親手当」。
<https://www.forsakringskassan.se/privatperson/foralder/foraldrapenning>（参照 2023-01-25）

⁷⁵ 独立行政法人労働政策研究・研修機構「スウェーデンにおける仕事と育児の両立支援施策の現状」
https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2018/12/sweden.html（参照 2023-01-25）

家庭保育（教育的保育）

一定の資格を有する保育担当者が自分の家で数人の児童を保育する制度。子どもの対象年齢は各コミューンにより異なり、例えばストックホルム市は1歳から9歳、マルメ市は1歳から5歳、ベステルオース市は1歳から12歳が対象である⁷⁶。

開放型保育所（オープン・プレスクール）

保護者が児童と共に自分で日を選んで任意の時間に訪問できる施設で、地域の子どもの遊び場であると同時に、育児期間中の父母などに交流の機会を提供する。

就学前学級制度（基礎学校における就学前学級）

日本の小中学校にあたる基礎学校への入学準備として、子どもが6歳になる年の秋学期から基礎学校入学までの1年間、保育所と基礎学校それぞれの教育法等を組み合わせた教育を行う制度⁷⁷で、1998年から義務化されている⁷⁸。

保育サービスについては、3歳から就学前の児童を対象に、少なくとも年525時間分のサービスが無料で提供される。保育サービスの自己負担限度額は第1子の場合、所得の3%となっており、月最高1,645 クローナである（子どもが6歳から12歳の場合は、所得の2%で、月1,097 クローナとなる。）。第2子の場合は、所得の2%で、月最高1,097 クローナである（子どもが6歳から12歳の場合は、所得の1%で、月最高548 クローナ）。第3子の場合は、所得の1%で、月最高548 クローナとなる。第4子以降は無料である⁷⁹。

（ウ）児童手当

スウェーデン国内に居住する16歳未満（学生は18歳まで）の児童を扶養している者が対象である。（基礎）児童手当として16歳未満の子ども1人につき、月額1,250 クローナが支給される。付加的児童手当（多子加算）として、第2子には月額150 クローナ、第3子には月額580 クローナ、第4子には月額1,010 クローナ、第5子以降には月額1,250 ク

⁷⁶ スtockホルム市ウェブサイト。「未就学児に向けた活動」。
<https://forskola.stockholm/olika-former-av-verksamheter/>（参照 2023-01-27）

マルメ市ウェブサイト。「家庭保育（教育的保育）」。

<https://malmo.se/Bo-och-leva/Utbildning-och-forskola/Forskola/Forskolor-och-pedagogisk-omsorg/Familjedaghem-pedagogisk-omsorg.html>（参照 2023-01-27）

ベステルオース市ウェブサイト。「家庭保育（教育的保育）」。

<https://www.vasteras.se/barn-och-utbildning/forskola/familjedaghem-pedagogisk-omsorg.html>（参照 2023-01-27）

⁷⁷ スtockホルム市ウェブサイト。「就学前学級」。

<https://grundskola.stockholm/forskoleklass/>（参照 2023-01-17）

⁷⁸ スウェーデン政府ウェブサイト。「義務教育開始年（子どもが6歳になる年）に関する法案」。

<https://www.regeringen.se/rattsliga-dokument/proposition/2017/09/prop.-2017189/>（参照 2023-01-17）

⁷⁹ リンシェーピング市ウェブサイト

<https://www.linkoping.se/forskola-och-utbildning/forskola-och-annan-pedagogisk-verksamhet/avgifter-och-regler/>

ローナが加算される⁸⁰。非課税であり、所得による制限はない⁸¹。

(エ) 税制

家庭で掃除又は洗濯、若しくは子守り等の有料家事代行サービスを利用した場合、支払額の50%まで税額控除を受けられる(RUT-avdrag)⁸²。ただし住宅の修繕、増築費用等の税額控除(ROT-avdrag)と合わせ、1人当たり年間7万5,000 クローナまでが対象となる⁸³。

(オ) 高等教育の修学支援

大学は授業料及び登録料共に無料である⁸⁴。大学等に通う学生には、定額の基礎給付部分と返済義務のあるローン部分から成る学習補助金が支給される。フルタイムの学生の場合、4週間で給付金3,652 クローナ、ローン8,400 クローナとなる(フルタイム、75%、50%と学習時間により支給額が異なる。)。支給には、61歳未満であること、50%以上の学習時間であることなどの受給条件が課される⁸⁵。

(カ) 医療費補助

公的医療機関及びレギオンと協定を結ぶ民間医療機関における子どもの医療費は基本無料である。ただし、対象年齢の上限は18歳未満から20歳未満までと、各レギオンによって異なる⁸⁶。レギオンと協定を結んでいない民間医療機関の利用は、医療費無料の対象外となり⁸⁷、外来費用上限年間1,300 クローナの高額医療費保障も適用されない⁸⁸。また、レギオン・ストックホルムでは子どもの救急外来利用に120 クローナがかかる(レギオン・

⁸⁰ スウェーデン社会保険庁ウェブサイト。「児童手当と多子加算」。
<https://www.forsakringskassan.se/privatperson/foralder/barnbidrag-och-flerbarnstillagg> (参照 2023-01-25)

⁸¹ 高橋美恵子(2016)「平成27年度少子化社会に関する国際意識調査報告書【全体版】 第4部 各国の少子化対策施策 第2章 スウェーデン」

⁸² スウェーデン国税庁ウェブサイト。「家事サービス」。
<https://www4.skatteverket.se/rattsligvagledning/edition/2022.13/2944.html> (参照 2022-12-02)

⁸³ スウェーデン国税庁ウェブサイト。「修理修繕作業等及び家事作業」。
<https://www.skatteverket.se/privat/fastigheterochbostad/rotochrutarbete.4.2e56d4ba1202f95012080002966.html> (参照 2022-12-02)

⁸⁴ スウェーデン高等教育応募ウェブサイト。「応募と授業料」。
<https://www.antagning.se/sv/studier-pa-hogskoleniva/anmalnings--och-studieavgifter/> (参照 2022-12-02)

⁸⁵ 中央学習支援委員会(CSN)ウェブサイト。「学習補助金」。
<https://www.csn.se/bidrag-och-lan/studiestod/studiemedel.html#h-Hurmycketpengarkanjagfaochlana> (参照 2022-12-02)

⁸⁶ レギオン・ストックホルムウェブサイト。「患者負担額と高額医療費制度」。
<https://www.1177.se/Stockholm/sa-fungerar-varden/kostnader-och-ersattningar/patientavgifter/> (参照 2023-01-25)

⁸⁷ レギオン・ストックホルムウェブサイト。「ストックホルムの患者負担額」。
<https://www.1177.se/Stockholm/sa-fungerar-varden/kostnader-och-ersattningar/patientavgifter-i-stockholms-lan/> (参照 2023-03-14)

⁸⁸ レギオン・クロノベリウェブサイト。「eフリーカードに関するQ&A」。<https://www.1177.se/Kronoberg/sa-fungerar-varden/kostnader-och-ersattningar/fragor-och-svar-om-e-frikort/#:~:text=Svar%3A%20Frikortet%20g%C3%A4ller%20hos%20alla,bevaka%20r%C3%A4tten%20till%20ditt%20h%C3%B6gkostnadsskydd/> (参照 2023-03-14)

スコーネ等では無料)。同じ親に複数の子どもがいる場合に、子ども達には共同で高額医療保障が適用される⁸⁹。18 歳未満の子に係る薬剤の本人負担及び 22 歳以下の歯科治療費は無料である⁹⁰。

(キ) その他の支援

ひとり親支援

離婚した一方の親があらかじめ合意した養育費を支払わない場合に、社会保険制度より支給される。補助額は、7 歳未満の子を養育する場合は月額上限 1,673 クローナ、7 歳から 14 歳までは月額上限 1,823 クローナ、15 歳以上は月額上限 2,223 クローナまでとなっている⁹¹。

養子支援

家族法及び子育て支援局 (MFOF)、若しくはスウェーデン裁判所によって承認された養子縁組であること、子どもが 10 歳未満のスウェーデンに居住していない外国人であること、子どもの引取り及び養子縁組成立の両方の時点で親がスウェーデンに居住していることを条件に、養子縁組費用の一部を賄うための養子手当が支給される。支給額は子ども 1 人当たり 7 万 5,000 クローナ (非課税) である⁹²。

⁸⁹ レギオン・ストックホルム介護者ガイドウェブサイト。「高額医療費保障の一般規定」。
<https://vardgivarguiden.se/administration/patientadministration/patientavgifter/avgiftshandboken/hogkostnadsskydd/all-manna-bestammelser-for-hogkostnadsskydd/>(参照 2023-03-14)

⁹⁰ 「海外情勢報告2021スウェーデン」

⁹¹ 「海外情勢報告2021スウェーデン」、スウェーデン社会保険庁ウェブサイト。「養育費」、
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/22/dl/t2-05.pdf>

<https://www.forsakringskassan.se/privatperson/foralder/for-foraldrar-som-inte-lever-ihop/barnet-bor-hos-dig/underhallsstod-fran-forsakringskassan>

⁹² スウェーデン社会保険庁ウェブサイト。「養子手当」。

<https://www.forsakringskassan.se/privatperson/foralder/adoption/adoptionsbidrag> (参照 2022-12-15)

3. ドイツ

(1) 最新の状況

ア 合計特殊出生率の動向

ドイツの合計特殊出生率は1960年代までは2.0以上の水準であったが、1994年に1.2台まで低下した後、徐々に上昇し、最新の2021年は1.58となった⁹³。

イ 人口の状況

1970年は6,100万人だった人口は、東西ドイツ再編後は2000年に8,225万人まで成長し、その後も2021年には8,323万人まで増えている⁹⁴。年少人口割合は1970年の23.1%から2000年の15.5%まで大きく減少したが、以降徐々に減少し、2021年には13.9%となっている。また、老年人口割合は1970年で13.3%、2000年で16.7%、2021年では21.2%と増加している⁹⁵。

ウ 人種構成

外国人流入人口は1995年が79万2,701人、2010年は68万3,529人、2020年は99万4,819人であった⁹⁶。2021年における母親の人種別出生率は、母親がドイツ人は76.1%、母親が外国人では23.9%となっている⁹⁷。

エ 結婚

女性の平均初婚年齢は1990年の25.5歳から2005年の29.1歳、2017年の31.2歳と晩婚化の傾向にある⁹⁸。

オ 出産

出生数は2021年が79万5,492人であった。1960年が126万1,614人、1990年が90万5,675人であり、出生数は低下している⁹⁹。第1子出生時の母親の平均年齢は、2010年が28.9歳、2015年が29.5歳、2020年が29.9歳と近年晩産化が進んでいる¹⁰⁰。2021年の出生順位別構成割合では、第1子割合が46.6%、第2子割合が35.4%、第3子以降割合が18.1%である¹⁰¹。

2021年の婚外子の割合は、1980年は11.9%、2000年は23.4%、2018年は33.9%と徐々

⁹³ ドイツ連邦統計局資料

⁹⁴ ドイツ連邦統計局資料

⁹⁵ ドイツ連邦統計局資料

⁹⁶ OECD “International Migration Database - Inflows of foreign population by nationality” (2022年2月現在)

⁹⁷ ドイツ連邦統計局資料

⁹⁸ OECD Family Database

⁹⁹ ドイツ連邦統計局資料

¹⁰⁰ OECD Family Database

¹⁰¹ OECD Family Database

に増加している¹⁰²。

カ ワークライフバランス

15～64歳の女性全体の就業率については、2005年は59.6%、2010年は65.3%、2021年は72.2%と上昇している。そのうち0～2歳の子どもを持つ女性の就業率は、2006年は45.8%、2012年は51.5%、2019年は56.4%であり、3～5歳の子どもを持つ女性の就業率は、2006年が55.8%、2012年が69.6%、2019年が75.5%と同様に増加している¹⁰³。6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間は3.00時間（うち育児0.59時間）である¹⁰⁴。男性（15～64歳）の無償労働時間（買い物、家族の世話、育児等）は2.30時間である。男性就業者の長時間労働者の割合（週49時間以上）は、2010年は17.2%、2015年は14.1%、2020年は8.9%と減少している¹⁰⁵。

キ 貧困

0～17歳の子どもの貧困率は2000年が8.7%、2010年が9.0%、2019年が11.7%と増加している¹⁰⁶。

ク 給付

家族関係社会支出の対GDP比は、1.95%（2019年）であった¹⁰⁷。国民負担率（対国民所得比）は54.9%（2019年）となっている¹⁰⁸。

（2）各分野の支援状況

ア 結婚支援

結婚時の経済的支援には、夫婦分割課税制度（Ehegattensplittung）がある。夫婦及びシビル・ユニオン（登記上のパートナー）が所得を合算して申告できる制度で、2人の所得格差が大きいほど、合算により累進税率が低くなる恩恵を受けるが、所得が同程度の場合は利用のメリットはほとんどなくなる。そのため収入の少ない側の就労意欲を低下させるとの批判がある。2人とも累進税率の最高税率の適用を受けている場合にも、この制度による恩恵はない。節税の上限は1万7,672ユーロとされている（2022年）。例えば、パートナーの片方の年収が15万ユーロ、もう片方が4万7,700ユーロの場合、制度利用により4,261ユーロの節約になる。夫婦の年収がどちらもおよそ5万ユーロの場合、制度を利用

¹⁰² OECD Family Database

¹⁰³ OECD “Employment rate”, “Family Database LMF1.2”

¹⁰⁴ 内閣府「令和2年版男女共同参画白書」

¹⁰⁵ JILPT「国際労働比較2022」

¹⁰⁶ OECD “Poverty rate”

¹⁰⁷ 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」（2020年度）

¹⁰⁸ 財務省「国民負担率の国際比較」

しても掛かる税金は変わらないので、全く節約にならない¹⁰⁹。

なお、夫婦とパートナーを同等に捉えた法制であり、子どもの有無に関わらず利用できるため、直接的には子育て支援に当たらない¹¹⁰。

イ 妊娠支援

(ア) 不妊治療支援

25～40 歳未満の女性、25～50 歳未満の男性が対象となる。適用回数は人工授精（IUI）最大 8 回（ホルモン剤使用の場合は 3 回）、体外受精（IVF）最大 3 回、顕微授精最大 3 回、配偶子卵管内移植最大 2 回。対象者の社会保険の適用は、不妊検査、人工授精、体外受精において法的疾病保険が全額適用である¹¹¹。

(イ) 妊娠手当

妊娠に関わる医療費は全て医療保険が適用される。ただし染色体異常のスクリーニング検査などの追加検査は対象外である。また、母性保護賃金が存在する。これは仕事を持つ女性が、産前産後の保護期間以外に、医師の指示などにより仕事ができなくなった場合に、妊娠前の 3 か月間の平均賃金が支給される¹¹²。

ウ 出産支援

(ア) 産前・産後休暇

公的医療保険に被保険者本人として義務加入又は任意加入し、かつ、傷病手当金の請求権を持つ女性を対象とする。出産前 6 週間、産後 8 週間の休暇を取得できる。全期間、就労は禁止されている。予定日より早く生まれた場合でも、全体で 14 週間、早産の場合は

¹⁰⁹ Wirtschaftsdienst（ドイツ経済ジャーナル）

<https://www.wirtschaftsdienst.eu/inhalt/jahr/2022/heft/12/beitrag/das-ehgattensplitting-steht-der-erwerbstaetigkeit-von-frauen-nicht-im-weg.html>

¹¹⁰ 商品テスト財団（Stiftung Warentest：ドイツの消費者団体）（2022）

<https://www.test.de/Ehgattensplitting-Steuvorteile-durch-Heirat-4240385-0>

Ifo 経済研究所（2021）

<https://www.ifo.de/publikationen/2021/ifo-standpunkt/vor-und-nachteile-einer-reform-des-ehgattensplittings>

ドイツ公共放送連盟（ARD）

<https://www.ardmediathek.de/video/lohnt-sich-das-ehgattensplitting-einfach-erklart/br-fernsehen/Y3JpZDovL2JyLmRIL3ZpZGVvLzZmMjcwYjU3LTRkNzQtNDVjNi04MjZmLWNiMDU2NjJkOGY2Mw>

¹¹¹ 家族・高齢者・婦人・青年省（Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend）（2022）

<https://www.informationsportal-kinderwunsch.de/kiwu/finanzielle-foerderung/krankenkasse/das-uebernimmt-die-krankenkasse-162372>

保険についての情報サイト（2022）

<https://www.krankenkassen.de/gesetzliche-krankenkassen/leistungen-gesetzliche-krankenkassen/geburt-kinder/kuenstliche-befruchtung/>

¹¹² 家族・高齢者・婦人・青年省（Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend）（2022）家族ポータルサイト

<https://familienportal.de/familienportal/familienleistungen/mutterschaftsleistungen>

ドイツ連邦司法省「母性保護法 § 18 母性保護賃金（Mutterschutzlohn）」

https://www.gesetze-im-internet.de/muschg_2018/_18.html

産後 12 週間までの延長が可能であり、予定日を超過した場合も産後は 8 週間、多胎児の場合や障害児の場合は産後 12 週間となる。

本人が希望する場合、産前の就労、学業で学校や大学に戻る場合は産後の休暇の短縮、あるいは産後に子どもが死亡した場合や死産した場合は産後 2 週間を過ぎて就労が可能である。ただし、いずれの場合においても就労義務はなく、期間内であればいつでも休暇に戻ることが可能である。また、学業で学校や大学へ戻る場合を除き、産後 2 週間は就労禁止となっている¹¹³。

公的医療保険の被保険者は休業中に母性手当として休業前賃金の 10 割（公的保険が 1 日当たり 13 ユーロまで、それを超える分は事業者が負担）が補償される。公的医療保険の被扶養者は、最高 210 ユーロまでの一時金が受給可能である。その他、公的医療保険や公的介護保険の保険料が免除される¹¹⁴。2 週間の男性産後休暇（有給）取得制度が 2024 年以降に計画されている¹¹⁵。

（イ）出産等費用の助成

出産に関わるすべての費用は公的医療保険の範囲となる（個室費用などは自己負担）¹¹⁶。

（ウ）産後ケア

助産師の手配をしている場合は、産後 10 日間は助産師が毎日（多くて日に 2 回まで）自宅を訪問する。産後 12 週までは毎日ではないが、必要に応じて 16 回まで助産師に支援を求めることができる。その後も最大 8 回まで授乳（授乳期間終了まで）や子どもの栄養（生後 9 か月まで）に関して助言を求めることができる。助産師のサポートは妊娠中から産後までの全期間にわたって行われ、費用も公的保険でカバーされるが、助産師は自分で見つける必要がある¹¹⁷。

¹¹³ 家族・高齢者・婦人・青年省（Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend）家族情報ポータルサイト

<https://familienportal.de/familienportal/familienleistungen/mutterschutz/wie-lange-besteht-der-mutterschutz-vor-und-nach-der-geburt--125046>

¹¹⁴ 海外情勢報告2021ドイツ

¹¹⁵ 欧州議会

[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/ATAG/2023/739346/EPRS_ATA\(2023\)739346_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/ATAG/2023/739346/EPRS_ATA(2023)739346_EN.pdf)

¹¹⁶ 海外情勢報告2021ドイツ、IAMEXPATウェブサイト

<https://www.iamexpat.de/expat-info/family-kids/pregnancy-giving-birth-germany#:~:text=The%20first%20step%20for%20any,from%20check%20Dups%20to%20childbirth.>

¹¹⁷ ドイツ助産師協会（2022）ウェブサイト

<https://www.hebammenverband.de/beruf-hebamme/was-machen-hebammen/>

連邦教育健康センター（2021）ポータルサイト

<https://www.kindergesundheit-info.de/themen/ernaehrung/0-12-monate/hebammenbetreuung/#:~:text=Bis%20zum%20elften%20Tag%20nach,beanspruchen%2C%20allerdings%20nicht%20mehr%20t%C3%A4glich.>

エ 子育て支援

(ア) 育児休業

育児休業は子どもが満8歳になるまで取得できる。両親それぞれ3年間取得可能で、うち24か月間は3歳以降に持ち越し可能である。また両親が同時に取得することもできる。週32時間までの労働も認められている。休業中は両親手当、両親手当プラス、パートナーシップボーナス、兄弟ボーナスが給付される。両親手当の給付期間は12か月間で休業前賃金の約65%、低所得者の場合は最大100%（月額上限1,800ユーロ、下限300ユーロ）を給付する。両親共に育児休業を2か月以上取得した場合、2人合わせて最大14か月分を請求できる。両親手当プラスの給付期間は28か月間で両親手当の受給月額の半額を給付する。時短勤務をする場合、受給期間を2倍に（通常14か月までの受給期間を28か月まで）延長できる。パートナーシップボーナスは、両親が同時に2～4か月間連続で時短勤務（週24時間以上32時間以下）をする場合、両親手当プラス2～4か月分を追加受給できる。兄弟ボーナスとして、兄弟2人以上の少なくとも1人は3歳未満、若しくは兄弟3人以上の少なくとも2人は6歳未満、若しくは兄弟2人以上の少なくとも1人は14歳未満で第20級以上の障害を持っていることのどれかが満たされていれば、両親手当が10%（ただし最低75ユーロ、上限180ユーロ）増額される。血縁関係にない子どもも対象となる¹¹⁸。

(イ) 保育サービス

2008年に制定された「保育所における3歳未満の児童の支援に関する法律（通称：児童助成法）」により、2008年から2013年まで、保育所の整備に対する政府の投資プログラム「保育資金調達（2008-2013）」が実施されるとともに、それまで3歳以上の就学前児童に付与されていた保育請求権を、1歳以上の児童に拡大する（2013年8月施行）こととされた。現在、3歳未満の35.5%、3歳以上6歳未満の91.7%が保育園を利用している（2022年3月）¹¹⁹。

保育園と幼稚園は収入に応じて保育料を減額する制度がある点は共通しているものの、規定は州によって異なる。保育料は世帯年収の上限を決めて（例えば7万ユーロなど）、それ以上は満額、それ以下は収入に応じて減額という処置が多いので、最も大きな差は高く設定された満額を払っているケースと自治体で一般的に無料のケースで出ることになる。無料のケースを除くと、保育料が世帯所得に占める割合は平均で6～7%となってい

¹¹⁸ 労働政策研究・研修機構「ドイツの育児休業制度と両立支援策」
https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2018/12/germany.html
IamExpat
<https://www.iamexpat.de/expat-info/social-security/parental-allowance-germany-eltern geld#:~:text=Partnership%20bonus,and%20your%20partner%20live%20separately,herMoney>
<https://www.hermoney.de/geld-familie/kinder/eltern geld-geschwisterbonus/>

¹¹⁹ 海外情勢報告ドイツ2021

る¹²⁰。

生活保護を受けている世帯や低所得世帯、学生など保育料が家庭にとって大きな負担となる場合には、申請によって青少年局が保育料の一部あるいは全額を負担、特例的には保育園や幼稚園の代替として認定された家庭保育（Kindertagespflege）の料金の一部や全部を青少年局が負担（給食は任意であるため、これには含まれない。）する。なお、最近では保育料を減額や無料化、若しくは無料化を低年齢化する傾向が強い。保育料は税控除の対象となる¹²¹。

（ウ）児童手当

18歳未満の児童を扶養している者が対象となる。教育期間中の子どもについては25歳未満、失業中の子どもについては21歳未満、25歳到達前に障害を負ったことにより就労困難になった子どもについては無期限で支給される。

児童手当として、1人当たり月額250ユーロが給付される。児童加算（低所得者加算）として1人当たり最大月額250ユーロを給付する。児童手当に所得制限はないが、児童加算には所得制限がある。両親の所得が900ユーロ以上の場合（ひとり親の場合600ユーロ以上）で、この加算を受けることで、失業給付IIや社会扶助の受給が不要となる場合に加算される。児童加算は家族構成を考慮して一定以上の収入がある場合は加算額が減額されていき、いずれかの所得段階において0円となって支給対象外となる。所得の下限を設けることで、社会扶助層と自立層の間にいる境界層向けの支援措置的なイメージとなっている¹²²。

（エ）税制

児童扶養控除は児童1人当たり年額3,012ユーロである。夫婦で子どもを養育する場合、控除額は6,024ユーロとなる。養育教育控除は児童1人当たり年額1,464ユーロである。夫婦の場合は2,928ユーロとなる。児童手当と児童扶養控除のどちらかが適用される¹²³。

¹²⁰ ライプニッツ教育研究・情報研究所（Leibniz-Institut für Bildungsforschung und Bildungsinformation）（2022）ウェブサイト

<https://www.bildungsserver.de/kita-gebuehren-und-beitragsfreiheit-5674-de.html>

バイエルン州立早期教育研究所（Das Staatsinstitut für Frühpädagogik）（2022）ウェブサイト

<https://www.familienhandbuch.de/unterstuetzungsangebote/finanz/Kitagebuehren.php>

ベルテルスマン財団（Bertelsmann Stiftung）幼稚園保育料の世帯負担（2018）

https://www.bertelsmann-stiftung.de/fileadmin/files/BS/Publikationen/GrauePublikationen/ElternZOOM_2018.pdf

¹²¹ ライプニッツ教育研究・情報研究所（Leibniz-Institut für Bildungsforschung und Bildungsinformation）

（2022）<https://www.bildungsserver.de/kita-gebuehren-und-beitragsfreiheit-5674-de.html>

バイエルン州立早期教育研究所（Das Staatsinstitut für Frühpädagogik）（2022）

<https://www.familienhandbuch.de/unterstuetzungsangebote/finanz/Kitagebuehren.php>

ベルテルスマン財団（Bertelsmann Stiftung）（2018）幼稚園保育料の世帯負担

https://www.bertelsmann-stiftung.de/fileadmin/files/BS/Publikationen/GrauePublikationen/ElternZOOM_2018.pdf

¹²² 海外情勢報告ドイツ2021

¹²³ 連邦家族省HP <https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/familie/familienleistungen/freibetraege-fuer-kinder>

(オ) 高等教育の修学支援

公立校学費は小学校から大学まで全て無料である¹²⁴。

(カ) 医療費補助

公的保険に加入している親を持つ子どもは、18歳未満まで医療費が無料となる。教育期間中の子どもについては25歳未満、非就労中、又は収入が僅少の子どもについては23歳未満、25歳到達前に障害を負ったことにより就労困難になった子どもについては無期限となっている。親が民間保険を選択している場合には加入している会社の保険料に準ずる¹²⁵。

(キ) その他の支援

育児期間中の公的年金制度は、子どもを養育している者（両親の一方のみ）を対象として、出生後3年間、保険料を支払うことなしに平均報酬相当額に対する保険料を支払ったものとして評価される。

また、ひとり親控除がある。控除額は4,260ユーロであり、子どもが1人増えるごとに240ユーロが上乗せされる。養育費支援としては6歳未満には187ユーロ、6歳以上12歳未満には252ユーロ、12歳以上18歳未満には338ユーロが給付される。ただし、児童手当を受けている場合は、その1人目の子どもの分と同額が差し引かれる。ほかに、休業中の両親手当の給付は最大14か月となる。子ども病気休暇は通常の倍の20日取得可能であり、子どもが多い場合、最大で年間50日間取得可能である。子どもに加えて親が病気になった場合や、子どもの入院に親の付き添いが必要で他の子が家にいる場合は、その間の費用は青少年局の負担となる¹²⁶。

養子に関しては、法律上実子と同じ扱いで休暇や手当を受給することが可能である¹²⁷。

¹²⁴ 移民・難民・社会統合に関わる連邦政府弁務官（Die Beauftragte der Bundesregierung für Migration, Flüchtlinge und Integration）（2022）

<https://www.eu-gleichbehandlungsstelle.de/eugs-de/eu-buerger/infothek/schule>

公的大学案内サイト（2022）

<https://studienwahl.de/finanzielles/was-kostet-ein-studium>

¹²⁵ 消費者協会（Verbraucherzentrale）（2021）<https://www.verbraucherzentrale.de/wissen/gesundheitspflege/krankenversicherung/familienversicherung-in-der-krankenkasse-wer-kostenlos-mit-rein-kommt-28982>

¹²⁶ ドイツ家族・高齢者・婦人・青少年省 ウェブサイト（アクセス2022）：
<https://familienportal.de/familienportal/familienleistungen/elterngeld/faq/wie-lange-kann-ich-elterngeld-bekommen--124728>

<https://familienportal.de/familienportal/familienleistungen/steuerentlastungen/was-ist-der-entlastungsbetrag-fuer-alleinerziehende-und-nicht-verheirateten-eltern--125202>

ベルリン州 ウェブサイト（アクセス2022）：

<https://www.berlin.de/sen/jugend/familie-und-kinder/finanzielle-leistungen/unterhaltsvorschuss/>

連邦行政裁判所 ウェブサイト（アクセス2022）：

<https://www.bverwg.de/pm/2017/8>

¹²⁷ ドイツ家族・高齢者・婦人・青少年省 ウェブサイト（アクセス2022）：

<https://familienportal.de/familienportal/lebenslagen/kinderwunsch-adoption/adoption/welche-staatlichen-leistungen-koennen-adoptiveltern-bekommen--125988>

4. フランス

(1) 最新の状況

ア 合計特殊出生率の動向

1960年代までは、2.0以上の水準であったが、1994年時点で1.6台まで低下、その後、2000年代後半には2.0前後まで回復したが、再び低下傾向にある¹²⁸。その一方で、2021年には合計特殊出生率が少し持ち直し、1.83となっている^{129 130}。

イ 人口の状況

1991年時点では、人口が5,828万人、年少人口割合は20.3%、老年人口割合は19.0%、2005年時点では、人口が6,273万人、年少人口割合は18.6%、老年人口割合は20.7%となっている。2021年は、人口が6,781万人となり、年少人口割合は17.5%、老年人口割合は27.2%である¹³¹。

ウ 人種構成

外国人流入人口について、1995年は4万8,822人、2010年は14万5,831人、2020年は20万495人である¹³²。2021年における母親の人種別出生率は、母親がフランス人は77.3%、母親が外国人は22.7%となっている¹³³。

エ 結婚

女性の平均初婚年齢は、1998年には28.1歳、2005年には29.6歳、2018年には33.1歳となっており、晩婚化が進行している¹³⁴。

オ 出産

出生数も年々減少しており、1960年には85万6,468人、1990年には79万3,071人であり、2021年には74万2,052人となっている¹³⁵。

第1子出生時の母親の平均年齢も年々上昇しており、1998年には27.7歳、2006年には28.6歳、2020年には28.9歳となっている¹³⁶。

出生順位別構成割合では、第1子割合が42.1%、第2子割合が35.1%、第3子以降割

¹²⁸ フランス国立統計経済研究所資料

¹²⁹ 内閣府「令和4年版少子化社会対策白書」

¹³⁰ フランス国立統計経済研究所資料

¹³¹ フランス国立統計経済研究所資料

¹³² OECD International Migration Database (2022年2月現在) Inflows of foreign population by nationality

¹³³ フランス国立統計経済研究所資料

¹³⁴ OECD Family Database

¹³⁵ フランス国立統計経済研究所資料

¹³⁶ OECD Family Database

合が 22.8%である¹³⁷。

婚外子の割合は年々増加し、2000 年には 43.6%、2010 年には 55.0%と半数以上を超えており、2018 年時点で 60.4%となっている¹³⁸。

カ ワークライフバランス

女性（15～64 歳）の就業率は、2003 年時点で 59.3%、2010 年時点で 60.8%、そして 2021 年は 64.5%である¹³⁹。そのうち 0～2 歳の子どもを持つ母親の就業率は 2005 年時点で 56.7%、2012 年時点で 58.7%、そして 2019 年は 60.0%となっている。3～5 歳の子どもを持つ母親の就業率は 2005 年時点で 70.2%、2012 年時点で 74.3%、2019 年時点は 73.8%である¹⁴⁰。

6 歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間は、2004 年は 2.3 時間、そのうち育児が 0.4 時間であったが、2010 年時点では全体で 2 時間半であり、そのうち育児は 1 時間 46 分となっている¹⁴¹。また、15～64 歳の男性の無償労働時間（買い物、家族の世話、育児等）は 2.15 時間となっている¹⁴²。フランスは、フルタイムが週 35 時間労働とされているが、週 49 時間以上働く男性も 2010 年時点で 16.5%、2015 年時点で 14.0%、2020 年では 12.3%となっている¹⁴³。

キ 貧困

0～17 歳の子どもの貧困率は、2000 年時点では 9.7%、2010 年時点では 11.6%であり、2019 年は 11.7%となっている¹⁴⁴。

ク 給付

家族関係社会支出の対 GDP 比は 2.73%（2018 年）であり¹⁴⁵、国民負担率（対国民所得比）は 67.1%（2019 年）となっている¹⁴⁶。

¹³⁷ OECD Family Database

¹³⁸ OECD Family Database

¹³⁹ OECD Stat Employment rate

¹⁴⁰ OECD Family Database LMF1.2

¹⁴¹ 内閣府「令和 2 年版男女共同参画白書」

¹⁴² OECD Time Use Survey

¹⁴³ JILPT「国際労働比較2022」

¹⁴⁴ OECD Family Database（直近値 OECD Poverty rate）

¹⁴⁵ OECD Family Database

¹⁴⁶ 財務省「国民負担率の国際比較」

(2) 各分野の支援状況

ア 妊娠支援

(ア) 不妊治療支援

不妊治療支援の対象となるのは女性 43 歳未満、男性 60 歳未満の場合であり、適用回数は人工授精が最大 6 回まで、体外受精と顕微授精が最大 4 回と決まっている。また、その他には健康保険基金の事前承認がある。助成金はないが、社会保険は適用される。なお、卵子や精子について保存されたものを利用する場合には保存年齢が設定されており、女性は 29～37 歳、男性は 29～45 歳とされている。また不妊治療の利用については、女性 45 歳未満、男性 60 歳未満まで可能となっている。

生命倫理法改正案が可決されたことにより、2021 年 9 月 29 日より、不妊治療支援の対象は男女のカップルに限られず、女性同士のカップル、また未婚の女性 1 名のみでも可能となっている¹⁴⁷。

(イ) 妊娠手当

妊娠に関わる医療費に関しては社会保険が全額適用される。社会保険適用の範囲について、必要があると判断された場合の染色体異常の検査、トキソプラズマ症、B 型肝炎、梅毒、HIV などのスクリーニング検査、出生前面接 1 回、7 回の出産と子育ての予備セッションが含まれる。保険適用には「妊娠届」の提出が要件となる。妊娠に関わる医療費の給付に関して、所得制限は設けられていない¹⁴⁸。

イ 出産支援

(ア) 産前・産後休暇

a. 対象・適用要件

出産日までに 10 か月間以上社会保険に加入かつ産休前 6 か月間の収入の合計が 1 万 403.75 ユーロ以上、若しくは、産休前 12 か月間の収入の合計が 2 万 807.50 ユーロ以上であることが適用条件となる。

若しくは、産休前の 3 か月間に 150 時間以上若しくは産休前の 12 か月間に 600 時間以上労働することが条件となっている¹⁴⁹。

b. 取得可能期間

第 1 子・第 2 子の場合は、産前 6 週間、産後 10 週間で、最大 16 週間、また第 3 子以降の場合は、産前 8 週間、産後 18 週間で、最大 26 週間の取得が可能となっており、そのう

¹⁴⁷ 厚生労働省『諸外国における不妊治療に対する経済的支援等に関する調査研究』

¹⁴⁸ AXA S.A.

<https://www.axaglobalhealthcare.com/en/wellbeing/pregnancy/france/#:~:text=The%20public%20healthcare%20system%20covers,from%20the%20midwife%20at%20home.>

¹⁴⁹ JETRO「フランスの労務知識」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/fr/others/pdf/travail10_202106.pdf

ち、8週間（うち産後6週間）は就労が禁止されている。

また、多胎児の場合、双子なら、産前12週間、産後22週間で、最大34週間、また3つ子以上なら、産前24週間、産後22週間で、最大46週間の取得が可能となっている¹⁵⁰。

c. 休業中の所得補償

出産休暇手当として、休暇前3か月の賃金の91.25%が支給される。ただし、月額の基本給与額は社会保障で定められた上限（2021年は3,428ユーロ、2022年は3,666ユーロ）を超えてはならず、また日額9.77ユーロ～95.22ユーロ以内となっている¹⁵¹。

d. 男性取得制度

男性は、子どもの出生後3日間の出生休暇に続けて、父親休暇を最低4日間取得しなければならない。また出生後6か月以内に開始する25日間（週末や祝日を含んだ日数）に父親休暇が取得可能である。政府は2021年7月から7日間の取得を義務化した。また、父親休暇も21日から25日に延長され、この7日間の取得義務に違反した企業には、1人当たり7,500ユーロ（約95万円）の罰金が科せられる。収入は原則全額支給であり、休暇は分割取得も可能である。出生休暇と父親休暇を合わせると合計28日間（多胎の場合は35日間）の休暇が取得可能となっている¹⁵² ¹⁵³。

所得補償として、休業前3か月の賃金の91.25%が支給される（ただし、月額の基本給与額は社会保障で定められた上限（2021年は3,428ユーロ、2022年は3,666ユーロ）を超えてはならず、また日額9.77ユーロ～95.22ユーロ以内となっている¹⁵⁴。

(イ) 出産等費用の助成

出産手当が支給される。ただし、所得制限があり、また妊婦健診を受けている必要がある¹⁵⁵。

(ウ) 産後ケア

医師や助産師による産後健診が義務付けられている。期間は産後6～8週間の間に開始する。

¹⁵⁰ JETRO「フランスの労務知識」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/fr/others/pdf/travail10_202106.pdf

¹⁵¹ フランス各省庁ポータルサイト

<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F2265>

¹⁵² JETROビジネス短信

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/09/bc666034e443dc21.html>

¹⁵³ 労働政策研究・研修機構「フランスにおける父親の育児休業制度」

https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2018/12/france.html

¹⁵⁴ フランス各省庁ポータルサイト

<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F2265>

¹⁵⁵ 国立国会図書館「フランスの家族政策」

https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10304840_po_0941.pdf?contentNo=1

また、産後うつ及び必要なサポートに関する診察に関して、産後4～8週間の間に受診でき、必要に応じて2回目の診察を産後10～14週目に受診可能である。その他には、助産師による自宅訪問も産後翌日～12日目に実施されている。

骨盤底筋群のケアについても、期間は産後6週間以降、かつ産後健診後とされており、骨盤底筋群のケアを受けるには、産後健診の実施が必須となっている¹⁵⁶。

ウ 子育て支援

(ア) 育児休業

a. 対象・適用要件

子どもが満3歳になるまで育児休暇の取得が可能となっている。両親それぞれが3年間取得することができ、同時あるいは交代で取得することも可能である¹⁵⁷。

b. 休業中の給付

育児分担当手当 (PreParE)

子どもが1歳になるまで、両親それぞれに6か月間給付される。月額422.21ユーロで、過去8四半期(24か月)社会保障料を負担していることが適用条件となっている。もし、規定労働時間の50%以下のパート労働をしている場合は月額272.94ユーロ、規定労働時間の50～80%のパート労働をしている場合は月額157.44ユーロとなる。第2子以降については3歳になるまで延長受給が可能であり、第1子のみでも、子の預け先が見つからない場合には3歳になるまで延長受給可能となっている。収入が家族補足手当の上限に達していないことが条件。また、延長受給の場合、両親のうち少なくとも1人は仕事をしている必要がある¹⁵⁸。

増額育児分担当手当 (PreParE majorée)

子どもが1歳になるまで、両親それぞれに8か月間支給される。月額690.13ユーロ。育児分担当手当の受給資格のある者で、第3子以降の子育てのために完全に休業する場合かつ子の出生直前の過去5年間に8四半期分以上の年金保険料を支払っている場合に受給可能となる。社会保険料一部免除で、非課税である¹⁵⁹。

¹⁵⁶ フランス国民健康保険Webサイト「ameli.fr」

<https://www.ameli.fr/assure/sante/themes/accouchement-et-nouveau-ne/suivi-domicile>

¹⁵⁷ 労働政策研究・研修機構「フランスにおける父親の育児休業制度」

https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2018/12/france.html

¹⁵⁸ フランス家族手当金庫ポータルサイト「caf.fr」

<https://www.caf.fr/allocataires/aides-et-demarches/droits-et-prestations/vie-personnelle/la-prestation-partagee-d-education-de-l-enfant-prepare>

¹⁵⁹ フランス家族手当金庫ポータルサイト「caf.fr」

<https://www.caf.fr/allocataires/aides-et-demarches/droits-et-prestations/vie-personnelle/la-prestation-partagee-d-education-de-l-enfant-prepare>

(イ) 保育サービス¹⁶⁰

託児所

対象は生後2か月～3歳で、また義務付けられている予防接種を受けていることを条件に預けられる。その内容によって種類がいくつかあり、集団託児所、ファミリー託児所、親が組織するペアレント保育所などがある。費用については、行政が定めた基準により、所得や扶養家族数によって決まる。

認定保育ママ

認定保育ママには、主に6歳未満の子を預けることができる。費用は、利用者と認定保育ママとの間で自由に取り決めを行うことができるが、保育者へは1時間当たり3.33ユーロ（税引き前）以上の報酬を支払うルールが存在する。

保育を活用している場合、保育方法自由選択補足手当が活用でき、子が6歳になるまで給付を受けられる。受領資格に所得制限はないが、給付額は、所得額や扶養家族数によって、行政が定めた基準により決まる。

利用するサービスに応じて家族手当金庫から毎月手当が支給される。0歳から3歳までは188.52～498.33ユーロ、4歳から6歳までは94.26～249.17ユーロとなっている¹⁶¹。

(ウ) 児童手当¹⁶²

20歳未満の児童を2人以上扶養している者が対象となる。家族手当の額については、子の年齢や数で変動する。例えば、子ども2人の場合、年収7万1,194ユーロ以下だと、月額139.84ユーロが給付される（14歳以上の子どもには、69.92ユーロが加算される。）。年収が7万1,194～9万3,339ユーロだと、月額69.92ユーロが給付される（14歳以上の子どもには、34.96ユーロが加算される。）。年収9万3,339ユーロを超えると、月額34.96ユーロが給付される（14歳以上の子どもには17.48ユーロが加算される。）。所得による制限はないが、上述の通り、支給額は所得によって変動する¹⁶³。

¹⁶⁰ 海外情勢報告2021フランス

¹⁶¹ フランス家族手当金庫ポータルサイト「caf.fr」

<https://www.caf.fr/allocataires/aides-et-demarches/droits-et-prestations/vie-personnelle/le-complement-de-libre-choix-du-mode-de-garde-cmg>

¹⁶² 海外情勢報告2021フランス

¹⁶³ フランス各省庁ポータルサイト

<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F13213/personnalisation/resultat?lang=&quest0=0&quest1=0&quest2=1&quest=>
<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F13213>

(エ) 税制

N 分 N 乗方式による所得税の課税方式が適用される¹⁶⁴。

(オ) 高等教育の修学支援

基本的に授業料は無料で、学籍登録料を支払う仕組みになっている。2022 年度の学籍登録料は、大学が年間 170 ユーロ、大学院修士課程が年間 243 ユーロ、大学院博士課程が年間 380 ユーロとなっている¹⁶⁵。

(カ) 医療費補助

一般医を受診した場合、6 歳未満は 21 ユーロまで、6～16 歳は 17.50 ユーロまで補助が支給される。受診先（一般医／小児科／専門医）と受診内容、子どもの年齢等によって補助額に変動がある¹⁶⁶。

(キ) その他の支援

ひとり親支援手当

ひとり親でもう一方の親からの養育費が月額 184.41 ユーロ未満の場合、子ども 1 人当たり月額 184.41 ユーロに満たない不足分が支給される¹⁶⁷。

養子手当

養子縁組に係る費用の補填として、20 歳未満の子を養子にした場合、1 人当たり定額 2,007.95 ユーロが支給される¹⁶⁸。

また、養子縁組休暇として、出産休暇の産後休暇・育児休暇と同様に休暇の取得が可能となっている¹⁶⁹。

¹⁶⁴ フランス経済・財務省

[https://www.economie.gouv.fr/particuliers/quotient-familial#:~:text=Le%20quotient%20familial%20d%C3%A9signe%20le,situation%2C%20charges%20de%20famille\).](https://www.economie.gouv.fr/particuliers/quotient-familial#:~:text=Le%20quotient%20familial%20d%C3%A9signe%20le,situation%2C%20charges%20de%20famille).)

¹⁶⁵ 横浜国立大学経営学部 吉森賢「技術者高等教育のフランス・ドイツ比較」

<https://www.cba.ynu.ac.jp/gakkai/kaisi/pdf/40-2-5.pdf>

¹⁶⁶ フランス社会扶助制度Webサイト

<https://www.aide-sociale.fr/prix-consultation-medecin/>

¹⁶⁷ フランス各省庁ポータルサイト

<https://www.service-public.fr/particuliers/actualites/A15928>

¹⁶⁸ フランス社会扶助制度Webサイト

<https://www.aide-sociale.fr/la-prime-a-la-naissance-et-adoption-caf/>

¹⁶⁹ JETRO「フランスの労務知識」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/fr/others/pdf/travail10_202205.pdf

5. アメリカ

(1) 最新の状況

ア 合計特殊出生率の動向

1960 年の合計特殊出生率は 3.65 で、1976 年には 1.7 台まで低下した後、再び上昇し、2000 年代には 2.0 前後まで回復したが、再び低下傾向にある¹⁷⁰。2021 年の合計特殊出生率は 1.66 となっている¹⁷¹。

イ 人口の状況

2021 年の人口は約 3 億 3,189 万人で、2020 年の年少人口割合は 18.3%、65 歳以上の老年人口割合は 16.8%である¹⁷²。

ウ 人種構成

外国人流入人口は 1995 年に 72 万 177 人、2010 年には 104 万 2,625 人と年間 100 万人を超えていたが、2020 年は 70 万 7,362 人と、前年まで 100 万人台で推移していた水準から大幅に減少している¹⁷³。

2020 年の母親の人種別出生率は、白人が 1.55、アフリカ系アメリカ人が 1.71、ネイティブアメリカン／アラスカ原住民が 1.52、アジアが 1.39、ネイティブハワイアン及び太平洋諸島民が 2.14、ヒスパニックが 1.88 となっている¹⁷⁴。

エ 結婚

1990 年の女性の平均初婚年齢は 23.9 歳であったが、2005 年に 25.3 歳、2021 年に 28.6 歳と晩婚化が進行している¹⁷⁵。

オ 出産

出生数は、1960 年に 425 万 7,850 人、1990 年に 415 万 8,212 人、2021 年に 365 万 9,289 人となっている¹⁷⁶。

第 1 子出生時の母親の平均年齢は、2000 年で 24.9 歳、2010 年で 25.4 歳、2020 年では 27.1 歳と晩産化が進行している¹⁷⁷。

出生順位別構成割合をみると、第 1 子で 38.1%、第 2 子で 32.1%、第 3 子以降は 29.8%

¹⁷⁰ 米国国立衛生統計センター資料

¹⁷¹ 米国国立衛生統計センター資料

¹⁷² 国際連合データ

¹⁷³ OECD International Migration Database

¹⁷⁴ 米国国立衛生統計センター資料

¹⁷⁵ OECD Family Database

¹⁷⁶ OECD Family Database

¹⁷⁷ OECD Family Database

となっている¹⁷⁸。

婚外子の割合は、1980 年で 18.4%、2000 年で 33.2%、2018 年で 39.6%と増加傾向にある¹⁷⁹。

カ ワークライフバランス

15歳から64歳の女性の就業率は、2000年で67.8%、2010年で62.4%、2021年で64.6%となっている¹⁸⁰。同じ年齢層で0～2歳の子どもを持つ女性の就業率は2005年で54.6%、2012年で54.4%、2019年で61.0%、同じ年齢層で3～5歳の子どもを持つ女性の就業率は、2005年で64.3%、2012年で63.0%、2019年で67.6%となっている¹⁸¹。

6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間は、2018年の調査で3.07時間となっており、そのうち育児に関連した時間は1.11時間である¹⁸²。15歳～64歳の男性が買い物、家族の世話、育児等の無償労働に従事した時間は2.46時間である。また、男性就業者の長時間労働者の割合（週49時間以上）は2010年に20.7%、2015年に21.1%、2020年に18.3%となっている¹⁸³。

キ 貧困

0～17歳の子どもの貧困率は、2000年に22.4%、2019年に22.3%、2021年に13.7%である¹⁸⁴。

ク 給付

2018年の家族関係社会支出の対GDP比は0.62%で¹⁸⁵、2019年の国民負担率（対国民所得比）は32.4%であった¹⁸⁶。

（２）各分野の支援状況

ア 妊娠支援

（ア）不妊治療支援

国単位での支援制度は設けられていない一方で、州単位では不妊治療に対する支援や助成額が異なる。また、不妊治療に対して社会保険は適用されない¹⁸⁷。

¹⁷⁸ 米国立衛生統計センター資料

¹⁷⁹ OECD Family Database

¹⁸⁰ OECD Stat. Employment rate

¹⁸¹ OECD Family Database

¹⁸² 内閣府「令和2年版男女共同参画白書」

¹⁸³ OECD Time Use Survey

¹⁸⁴ OECD Poverty rate

¹⁸⁵ 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」（2020年度）

¹⁸⁶ 財務省「国民負担率の国際比較」

¹⁸⁷ 厚生労働省「諸外国における不妊治療に対する経済的支援等に関する調査研究」

(イ) 妊娠手当

妊娠により健康上の理由で仕事に従事できない時に、障害年金を受給できる¹⁸⁸。

イ 子育て支援

(ア) 育児休業

満1歳までの子どもを持つ両親を対象とする。両親がそれぞれ12週間取得可能で、夫婦が同一事業所に雇用されている場合は、夫婦で合わせて12週間取得可能となる。取得期間の分割や、時間単位での取得が可能となっている。休業中の給付はない¹⁸⁹。ただし、2019年より国家公務員については、12週間の有給休暇が取得可能である¹⁹⁰。

(イ) 保育サービス

全国統一的な保育制度の整備がされておらず、政府が州に対して財政的支援を実施し、州政府が施設整備や職員配置基準などを定めている¹⁹¹。

(ウ) 税制

児童税額控除（17歳未満）がある。児童1人当たり年額2,000ドルとなり、控除額が所得税額を上回る場合には、付加的児童税額控除として、勤労所得のうち、2,500ドルを上回った部分の15%か1,400ドルのいずれか少ない額までの給付となる¹⁹²。

扶養控除は、17歳以上の子ども1人につき、500ドルの返済不要のクレジットを請求できるものである。ただし、個人納税者番号が必要となる¹⁹³。

子どもの保育等に支出した費用の最大35%を控除対象とする、保育費用等控除も設けられている¹⁹⁴。

¹⁸⁸ American Pregnancy Association

<https://americanpregnancy.org/healthy-pregnancy/first-year-of-life/pregnancy-insurance/>

¹⁸⁹ アメリカ合衆国労働省

<https://www.dol.gov/general/topic/benefits-leave/fmla#:~:text=The%20Family%20and%20Medical%20Leave,be%20maintained%20during%20the%20leave.>

¹⁹⁰ アメリカ合衆国労働省

<https://www.dol.gov/general/jobs/benefits/paid-parental-leave>

¹⁹¹ 一般社団法人平和政策研究所 <https://ippjapan.org/archives/1665>

¹⁹² 消費者金融保護局

[https://www.consumerfinance.gov/consumer-tools/guide-to-filing-your-taxes/#:~:text=more%20qualifying%20children-,The%20child%20tax%20credit%20\(CTC\),have%20earned%20more%20than%20%242%2C500.](https://www.consumerfinance.gov/consumer-tools/guide-to-filing-your-taxes/#:~:text=more%20qualifying%20children-,The%20child%20tax%20credit%20(CTC),have%20earned%20more%20than%20%242%2C500.)

¹⁹³ アメリカ合衆国内国歳入庁

<https://www.irs.gov/newsroom/irs-takes-new-steps-to-ensure-people-with-children-receive-500-economic-impact-payments>

独立行政法人労働政策研究・研修機構

https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2018/12/usa.html

¹⁹⁴ 厚生労働省

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/2005/055011/200500033A/200500033A0005.pdf>

(エ) 高等教育の修学支援

高等教育の修学支援としては、連邦政府から支給される奨学金（financial-aid）¹⁹⁵と連邦政府及び州政府から支給される助成金（grant）¹⁹⁶の2種類がある。奨学金は学資困難者へ支給され、連邦政府からの助成金の受給要件に該当するほど家庭の財政状況が厳しくはないものの、学費全額を支払えるほどの財政状況ではない場合に、学費全額と自己負担額との差額分を受給できる。

助成金は、連邦政府の国家予算から支給されるタイプと州政府から支給されるタイプに大別される。前者は学士号を取得していない学生や、家庭の財政状況が非常に深刻な学部生などが対象となる。支給条件は当該州民であることとされており、条件は細分化されている。

州政府や市が独自に提供している学費の無償化プログラムが存在する。例えば、メリーランド州ボルティモア市のボルティモア市シティカレッジでは、授業料無償で準学士号（アソシエイト）を取得し、アソシエイトとなった学生は、市と提携しているコペン州立大学で学士号を無償で取得できる¹⁹⁷。ニューヨーク州においても同様のプログラムがあるが、年収要件があり、世帯の総所得 12 万 5,000 ドル以下、12 か月以上ニューヨーク州に居住しているなどが要件とされている。ニューヨーク州立大学とニューヨーク市立大学がプログラムの対象である¹⁹⁸。

(オ) 医療費補助

児童医療保険プログラム（CHIP）：子どものいる低所得者、世帯所得が一定ライン未満の世帯の子ども、幼児に対してメディケイド（低所得者向け医療保険制度）¹⁹⁹が医療サービスを提供している。

(カ) その他の支援

米国には、連邦政府による包括的な公的扶助制度はない²⁰⁰。ひとり親世帯、子育て世帯、寡婦、障害者などを含む低所得世帯を対象とする、勤労所得税額控除制度（Earned Income Tax Credit: EITC）が存在する。控除額は所得や子の人数等によって変動するが、例えば、子2人世帯の場合、最大 6,604 ドルが控除対象となる。養子縁組が成立した場合、実子と

¹⁹⁵ アメリカ合衆国公式サイト

<https://www.usa.gov/financial-aid>

¹⁹⁶ アメリカ合衆国助成金公式サイト

<https://www.grants.gov/web/grants/search-grants.html>

¹⁹⁷ ボルティモア市シティカレッジ「市長の奨学生プログラム」

<https://www.bccc.edu/msp>

¹⁹⁸ ニューヨーク市ウェブサイト「ニューヨーク州立大学とニューヨーク私立大学の学費無償」

<https://portal.311.nyc.gov/article/?kanumber=KA-02113>

¹⁹⁹ アメリカ合衆国メディケイドサービスセンターWebサイト

<https://www.medicaid.gov/chip/index.html>

²⁰⁰ 厚生労働省『2021年海外情勢報告』

<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/22/dl/t1-03.pdf>

同様に、税控除を含む負担軽減措置の対象となる²⁰¹。

また、子育て世帯、妊婦等の貧困世帯を対象とする、貧困家庭一時扶助（Temporary Assistance for Needy Families: TANF）制度があり、州政府が現金給付を実施する際、連邦政府が州政府に対して定額を補助する²⁰²。

²⁰¹ アメリカ合衆国連邦歳入庁ウェブサイト「勤労所得税額控除制度に係る表」（2023年）

<https://www.irs.gov/credits-deductions/individuals/earned-income-tax-credit/earned-income-and-earned-income-tax-credit-eitc-tables>

²⁰² アメリカ合衆国保健福祉省

<https://www.hhs.gov/answers/programs-for-families-and-children/what-is-tanf/index.html#:~:text=TANF%20stands%20for%20Temporary%20Assistance,to%20run%20the%20TANF%20program.>

6. シンガポール

(1) 最新の状況

ア 合計特殊出生率の動向

1960年には5.76と高水準であったが、1970年代に急速に低下し始め、1986年には1.43を記録したが、1990年に1.83と多少回復の兆しが見られた。その後、2005年をピークに出生率は低下、2015年には一旦上昇して1.24となるが、再び低下傾向が続いており、2021年の合計特殊出生率は1.12となっている²⁰³。

イ 人口の状況

1970年に187万人だったシンガポールの人口は増加を続け、2000年は298万人、2022年は355万人となっている。その間、1970年には41%と非常に高かった年少人口割合が、2000年には約半数の22.5%まで低下、その後も低下傾向は続き、2022年には15%となった。一方、1970年には3%と非常に低かった老年人口の割合は、2022年には18.4%まで上昇している²⁰⁴。

ウ 人種構成

2021年出生の子どものうち56.9%が中国系、20.3%がマレー系、12.2%がインド系の母親から生まれており、その他の国籍の母親から生まれた子どもの割合は10.6%である。人種別出生率は、中国系が0.96、マレー系が1.82、インド系が1.05となっている（2021年）²⁰⁵。

エ 結婚

2021年の女性の平均初婚年齢は29.1歳である²⁰⁶。

オ 出産

(ア) 出生数

1980年に4万100人だった出生数は2000年には4万4,765人まで上昇したが、その後は低下傾向を示しており、2020年には3万8,590人、2021年には3万4,183人となっている²⁰⁷。

²⁰³ 内閣府「令和4年版少子化社会対策白書」及びシンガポール統計局資料

²⁰⁴ シンガポール統計局資料（Singapore Department of Statistics Census of Population2020）

²⁰⁵ シンガポール統計局資料（<https://www.singstat.gov.sg/-/media/files/publications/population/population2022.ashx>）

²⁰⁶ シンガポール統計局資料（<https://tablebuilder.singstat.gov.sg/table/TS/M830158>）

²⁰⁷ シンガポール統計局資料（<https://www.singstat.gov.sg/-/media/files/publications/population/population2021.pdf>）

(イ) 第1子出生時の母親の平均年齢

2020年の第1子出生時の母親の平均年齢は31.0歳であり、2013年の30.3歳、2017年の30.6歳とほぼ横ばいとなっている²⁰⁸。

(ウ) 出生順位別構成割合

2021年の出産における出生順位別構成割合は、第1子が46.3%、第2子が36.3%、第3子が12.1%、第4子以降が5.4%となっている²⁰⁹。

(エ) 婚外子の割合

婚外子の割合は、2000年が1.0%、2010年が1.5%、2021年は0.8%と低い水準を保っている²¹⁰。

(2) 各分野の支援状況

ア 結婚支援

(ア) 出会い支援

政府（社会・家族開発省の社会開発ネットワーク）がウェブサイトにて様々なデートイベントの告知や、デートマニュアルを公開するなどの結婚支援プログラムを提供している。民間イベント開催の補助金として、政府が民間の結婚紹介所に対して上限5万Sドルを補助する²¹¹。

(イ) 結婚時の経済的支援

政府（結婚登録局（Registry of Marriages: ROM））が指定する、結婚準備プログラム（Marriage Preparation Program: MPP）に参加したカップルに対して、参加費用の一部（70Sドル）を政府が補助する。プログラムについては、民間団体などが実施主体となり、指定プログラムの中から受講者が選択する²¹²。企業、非営利組織、学校など各種団体が、「出会い」を促進するプログラムを提案している。政府系の「社会開発ネットワーク」（Social Development Network）が、これらのプログラムの実施経費を助成する²¹³。住宅開発庁が新築又は中古の公営住宅を販売する際、既に結婚している世帯、又はこれから結婚するカップルを販売の対象としている。部屋数に応じて、所得制限が設けられている²¹⁴。

²⁰⁸ シンガポール統計局資料

²⁰⁹ シンガポール入国管理局資料

²¹⁰ Report on registration of births and deaths 2021

²¹¹ 一般財団法人自治体国際化協会 シンガポール事務所

http://www.clair.org.sg/j/mail-magazine/201608-sin-marriage_support/

²¹² シンガポール社会家族開発省

<https://www.msf.gov.sg/policies/Marriages/Preparing-for-Marriage/Pages/default.aspx>

²¹³ シンガポール社会家族開発省

<https://www.msf.gov.sg/policies/Marriages/Pages/Finding-a-Partner.aspx>

²¹⁴ シンガポール住宅開発庁

<https://www.hdb.gov.sg/residential/buying-a-flat/flat-and-grant-eligibility/couples-and-families>

イ 妊娠支援

(ア) 不妊治療支援

生殖補助医療に関しては 40 歳未満の女性を対象とする。生殖補助医療（ART）の適用回数は各治療最大 3 回である。40 歳以上の女性に対する既存の 6 回の生殖補助医療費のうち、最大 2 回分を政府が助成する。ただし 40 歳以前に生殖補助医療（ART）又は人工授精を試みたことがある場合に限る。助成金は生殖補助医療（ART）治療の場合、新鮮胚移植に最大 7,700S ドル、冷凍胚移植に最大 2,200S ドルとなる。子宮内人工授精（IUI）手続の場合、治療サイクル当たり 1,000 ドルを上限として最大 75%となる。

シンガポールにおける医療保険に類似する制度として医療費補助（MediSave、以下「メディセイブ」という。）口座がある。不妊治療については、夫婦のメディセイブ口座から、治療費に充当する形で政府の助成を受けられる。メディセイブ口座から引き出しが可能な上限額は、1 サイクル目 6,000S ドル、2 サイクル目 5,000S ドル、3 サイクル目 4,000S ドルとなっている²¹⁵。

(イ) 妊娠手当

妊娠手当はメディセイブ口座から出産前の医療費として引き出し可能である。妊娠・出産にかかる医療費、出産費用、入院費を充当できる²¹⁶。

ウ 出産支援

(ア) 産前・産後休暇

出産日以前の労働期間が 90 日以上の場合を対象とする。子がシンガポール国籍の場合、産前 4 週間、産後 12 週間（最大 16 週間）の産前・産後休暇を取得できる。シンガポール国籍以外の場合、産前 4 週間、産後 8 週間（最大 12 週間）取得できる。出産休暇による休業中は、休暇前賃金の 10 割が補償される。国籍がシンガポールの場合、16 週間全期間支給される。シンガポール国籍以外の場合、12 週間のうち 8 週間のみ支給される。父親育児休業の取得可能期間は、出生後 16 週間以内に、連続して 2 週間となっている。所得は補償される有給休暇となる²¹⁷。休暇の間、雇用主は休暇取得者に対し、通常の月額給与を支払うが、第 1 子、第 2 子については、8 週分を雇用主が負担し、8 週分を政府が負担する。第 3 子以降については、16 週分の月額給与は政府負担となる²¹⁸。

²¹⁵ シンガポール保健省

<https://www.moh.gov.sg/cost-financing/healthcare-schemes-subsidies/marriage-and-parenthood-schemes>

²¹⁶ 一般財団法人自治体国際化協会 シンガポール事務所

http://www.clair.org.sg/j/wp-content/uploads/2021/03/21_Fukushi.pdf

²¹⁷ 厚生労働省「海外情勢報告2018」

<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/19/dl/t5-09.pdf>

²¹⁸ シンガポール人材省「出産休暇の要件と取得」

<https://www.mom.gov.sg/employment-practices/leave/maternity-leave/eligibility-and-entitlement>

(イ) 出産等費用の助成

前述のとおり、妊娠手当同様、メディセイブ口座から出産費用として引き出し可能である。帝王切開、経膣分娩など出産方法により利用可能な上限額が異なる。例えば、帝王切開の場合、出産費用 2,150S ドル、出産前費用 900S ドル、4 日間の入院費用 1,900S ドルが上限とされている²¹⁹。

エ 子育て支援

(ア) 育児休業

両親がそれぞれ最大で年間 6 日の有給育児休業を取得できる。子がシンガポール国籍、又は親がシンガポールの永住者である場合、有給育児休業の取得対象となる。永住者でない外国人の場合、年間 2 日間の育児休業（有給）を取得できる。

ただし、同一の雇用主で少なくとも 3 か月以上、又は自営業として収入を得ていた期間が 3 か月以上であることが要件とされる。子の人数に関わらず、最も年齢の低い子が満 7 歳に達するまで、毎年有給育児休業の取得対象となる²²⁰。

(イ) 保育サービス

保育サービスには幼稚園と保育所（チャイルドケアセンター）があり、政府の認可を受けた保育園に入園する場合に乳児、保育園児の補助金制度がある。生後 2 か月から 6 歳までの幼児を対象とする。補助内容は 150～600S ドルとなり、雇用状況・託児時間等により変動する。低所得世帯向けに追加的補助金がある。幼稚園費用補助金は、低・中所得世帯の子どもが幼稚園に通うための補助金制度であるため、家計収入が月 1 万 2,000S ドル以下か総収入が 3,000S ドル／人以下の家庭を対象とする。補助内容は 21～170S ドルで、扶養家族の数に応じて変動する²²¹。

(ウ) 児童手当

児童手当としてベビーボーナス現金支給とベビーボーナス子ども育成口座がある。ベビーボーナス現金支給は生後 18 か月までの児童を扶養している者を対象とする。ベビーボーナス子ども育成口座は 12 歳未満の児童を扶養している者を対象とする。ベビーボーナス現金支給は第 1 子・第 2 子・第 3 子以降で支給額は変動し、第 1 子・第 2 子の場合、

²¹⁹ 中央積立基金

<https://www.cpf.gov.sg/member/healthcare-financing/using-your-medisave-savings/using-medisave-for-hospitalisation>

²²⁰ シンガポール人材開発省

<https://www.mom.gov.sg/employment-practices/leave/childcare-leave/eligibility-and-entitlement>

²²¹ 「シンガポールの政策2021年改訂版」

シンガポール教育省

<https://www.moe.gov.sg/preschool/moe-kindergarten/fees>

一般財団法人自治体国際化協会 シンガポール事務所

http://www.clair.org.sg/j/wp-content/uploads/2020/05/21_Fukushi.pdf

総額 11,000S ドルが支給され、第 3 子以降には総額 13,000S ドルが支給される。子ども育成口座 (Child Development Account) は、子どもの口座に親が預金した額と同額が一定額を上限として振り込まれる。第 1 子は 4,000S ドル、第 2 子は 7,000S ドル、第 3、4 子は 7,000S ドル、第 5 子以降は 15,000S ドルである。児童手当の支給に所得制限は設けられていないが、シンガポール国民であることが条件となる²²²。子ども育成口座については、2016 年から、未婚のひとり親世帯も支援対象に拡大された²²³。

(エ) 税制

16 歳未満若しくは大学等に在籍しているシンガポール国籍の子どもを持つ父親又は母親いずれかを対象に扶養子ども控除を受けることができる。児童 1 人当たり年額 4,000S ドルの控除を受けられる。

就業母親子ども控除も設けられており、第 1 子は収入の 15%、第 2 子は収入の 20%、第 3 子以降は収入の 25%が控除される。

12 歳以下のシンガポール国籍の子どもを持つワーキングマザーに対して、就業している女性が子どもの保育を祖父母に頼んだ場合、保育支援祖父母控除として児童 1 人当たり年額 3,000S ドルの優遇措置が与えられる²²⁴。

共働きの夫婦が外国人の家事労働者を雇用する場合、雇用者は、日本の国保・年金に当たる「中央積立基金」に代わり、家事労働者税 (いわゆるメイド税) の課税対象となる。ただし、雇用主が支払ったメイド税は、控除対象とされており、外国人家事労働者 1 人につき、前年に支払ったメイド税の 2 倍相当の額をメイド税控除として申告できる²²⁵。

²²² シンガポール政府サイト

<https://www.madeforfamilies.gov.sg/support-measures/raising-your-child/financial-support/baby-bonus-scheme>

²²³ シンガポール社会・家庭振興省「ひとり親への税制優遇措置及びベビーボーナス」

<https://www.msf.gov.sg/media-room/Pages/Tax-Rebates-and-Baby-Bonuses-to-Single-Parents.aspx>

²²⁴ 「シンガポールの政策2021年改訂版」

²²⁵ シンガポール人材開発省

<https://www.mom.gov.sg/passess-and-permits/work-permit-for-foreign-domestic-worker/foreign-domestic-worker-levy/levy-concession>

Homage

[https://www.homage.sg/fdw-levy-concession/#:~:text=The%20Foreign%20Domestic%20Worker%20\(FDW\)%20Levy%20Concession%20allows%20families%20to,ones%20at%20any%20one%20time.](https://www.homage.sg/fdw-levy-concession/#:~:text=The%20Foreign%20Domestic%20Worker%20(FDW)%20Levy%20Concession%20allows%20families%20to,ones%20at%20any%20one%20time.)

シンガポール政府Webサイト

[https://www.iras.gov.sg/taxes/individual-income-tax/basics-of-individual-income-tax/tax-reliefs-rebates-and-deductions/tax-reliefs/foreign-domestic-worker-levy-\(fdwl\)-relief#title3](https://www.iras.gov.sg/taxes/individual-income-tax/basics-of-individual-income-tax/tax-reliefs-rebates-and-deductions/tax-reliefs/foreign-domestic-worker-levy-(fdwl)-relief#title3)

(オ) 高等教育の修学支援

授業料補助金制度は、シンガポールでの高等教育にかかる費用を支援するために、政府によって導入された制度である。現在、高等教育機関のフルタイムのディプロマコース又は学部課程に在籍する学生が対象となっている（既存の政策に基づくガイドラインに従うこと）。シンガポール国籍の者は申請の必要がなく、自動的に授業料補助金が授与される。また、シンガポール市民には保証金の支払い義務はない。シンガポール人以外の学生（シンガポール永住権保持者を含む）については、授業料補助金制度で受け取る補助金と引き換えに、授業料補助金の申請（MOE の承認が必要）及び卒業後 3 年間シンガポール企業で働くことを契約上義務付ける授業料補助契約への署名が必要とされる。国立大学、国立ポリテクニク（高専に相当）も減免措置の対象となる。ただし、卒業後にシンガポール国外での就職を希望する外国人の学生については、授業料全額を納付することとなる²²⁶。

(カ) 医療費補助

ベビーボーナス子ども育成口座があり、（子どもが 12 歳になるまで）口座内の預金を医療費に活用することが可能となっている。

(キ) その他の支援

養子支援として養子休暇がある。養子休暇は 12 か月以内の新生児を養子にした場合、母親は 12 週間の有給休暇を取得できる²²⁷。

²²⁶ シンガポール教育省「授業料補助オンライン」
<https://tgonline.moe.gov.sg/tgis/normal/index.action>

²²⁷ シンガポール労働省
<https://www.mom.gov.sg/employment-practices/leave/adoption-leave>

第3部 調査結果の考察

第1章 スウェーデンの包摂的な子ども・子育て政策 (高橋 美恵子)

要旨

少子化という社会課題に向けたスウェーデンの取組の特徴は、長い年月をかけて、子どもの福祉と権利擁護の視点から子どもと子育て世代のための包括的・包摂的な支援施策を打ち立ててきたことにある。合計特殊出生率（出生率）は1990年に2.14を記録して諸外国から注目を浴びたが、1990年代中盤以降は経済危機のあおりを受け、1999年には同国の最低水準1.5まで落ち込んだ。その際、提起された喫緊の課題は「子育てしやすい就労環境と子どもにやさしい社会の実現」（Socialdepartementet 2001, p.24）である。就労環境を再整備して若年層の雇用環境の改善にも注力し、出生率は2010年に1.98まで回復した。近年の深刻な世界情勢を受けて、2020年には1.66まで低下したが、2021年には1.67へと微増している。同国の出生率は、労働市場が不安定な時期に低下し、好景気の時に上昇するといわれている（SCB 2022）。

内閣府による「少子化社会に関する国際意識調査」²²⁸結果は、調査対象国中、スウェーデンで自国の子育て環境の評価が突出して高いことを示している²²⁹。それには包摂的な生活保障制度をはじめ、親（育児）休業制度などの両立支援、公的保育の権利、学校教育の無償化といった包括的で実効性の高い子ども・子育て支援施策が寄与しているといえる。

多くの人が「子どもを生み育てやすい国である」と実感でき、子どもを持ちたいと思う人が希望をかなえられる社会環境を構築するためには、関連施策・制度を誰もが享受し、無理なく利用できるようにする必要がある。より有効な少子化対策を検討する上で、スウェーデンが行った「抜本的な改革」から学べる点は多い²³⁰。

²²⁸ 20～49歳の男女を対象として、2005年から5年ごとに実施。2020年調査の対象国（回答者数）は、日本（1,372人）、フランス（1,000人）、ドイツ（1,022人）、スウェーデン（1,000人）である（内閣府子ども子育て本部2021）。

²²⁹ 「（自国は）子どもを生み育てやすい国だと思いますか」という問いに対し、スウェーデンで「とてもそう思う」と答えた人の割合は80.4%で、「どちらかというと思う」と回答した人と合わせると97.1%に達している。

²³⁰ 本章では、拙稿「第2章 スウェーデン」『平成27年度調査 少子化社会に関する国際意識調査報告書』（2016：161-166）、「第4章 スウェーデンー3カ国との比較の視点から」『令和2年調査 少子化社会に関する国際意識調査報告書』（2021：145-159）、「スウェーデンにおける出生率の動向と家族政策の変遷」『月刊 統計』第71巻 第10号（2020：4-11）に依拠し、最新データを基に、最新データにより加筆修正した。

1. 子どもと子育て世代を支える家族政策の特徴

(1) 家族政策の形成と変遷：少子化打開には社会全体の抜本的改革が必要

本章では、家族政策とは家族を経済的・社会的に支えることを目的とする政策と捉えて論じていく。スウェーデンの包括的な家族政策から少子化対策の示唆を探るためには、同国で子ども・子育て支援に向けた施策・制度が構築された背景と政策目標の変遷を概観しておくことが不可欠である。

スウェーデンでは 20 世紀に入り、都市部への人口流入による生活困窮者の増加が要因となり (Duvander & Ohlsson-Wijk 2017)、出生率は 1934 年に 1.7 弱と当時の世界最低レベルまで落ち込んだ。当時のオピニオンリーダー、ミュルダール夫妻は、1934 年に著した『人口問題の危機 (*Kris i befolkningsfrågan*)』を通じて、出生率の低下による人口の高齢化と労働人口の減少に警鐘を鳴らし、女性も働いて子どもを生み育てることができるよう、労働環境の整備が必要であると説いた。経済格差の部分的な是正や、短期的な視野に立つ人口政策では不十分で、「社会全体の抜本的改革」(Myrdal 1934, p.11)の必要性を指摘した。同提言を受け、スウェーデン政府は、1935 年に人口問題審議会(後の人口問題委員会)を設置し、少子化対策に着手した²³¹。福祉国家の礎がまさに築かれようとしていた時代、「子どもの福祉」と「雇用の安定化」を、重要な政策課題と位置づけた。

1940 年代には、子育てにかかる負担の軽減措置として、家族間の経済格差を是正すべく、所得制限のないユニバーサルな児童手当(1948 年)を導入した。産業構造が変化し、社会経済システムが複雑化した 1960 年代には教育関連政策に力を注いだ。高等教育を受けた人材が求められる時代を見据えて教育の機会均等を目指し、学校教育を無償化した。子どもの福祉を促進すべく、妊娠・出産に伴う医療の無償化、出産手当の導入、子どものいる家族を対象とした住宅手当の導入など、多角的な施策を打ち立てた (Elmér *et al.* 2000)。

1970 年代には、男女機会均等の視座から、仕事とケアワークの分担を政策課題として、男女平等理念を家族政策の基軸に据えた。1971 年の所得税制改革で夫婦合算方式から個人を単位とする方式へと移行し、1974 年には他国に先駆けて、男性も支給対象とする親保険(育児休業中の親給付制度)²³²を導入した。同時代、公的保育施設を拡充し、子育ての社会化が進められた。1970 年代終盤、家族政策の原則としての「子どもの最善の利益」を、親の子育て責任における男女平等(後にジェンダー平等)とともに重要な理念として掲げ、1990 年代以降は、子どもの

²³¹ 当時、母子家庭の子どもの貧困が大きな社会問題とされ、父親が本来支払うべき養育費を国が立て替えて支給する「養育費立替制度」を 1937 年に導入した。同制度は 1997 年「養育扶助制度」へと改正され、別居する親(父・母いずれか)の養育費支払い責任が強化されるようになった。現行制度での子ども 1 人当たりの養育費標準月額、6 歳まで 1,673 クローナ、7 歳～14 歳は 1,823 クローナ、15 歳以上は 2,223 クローナである (Försäkringskassan onliFöne)。

²³² Föräldraförsäkring は förälder (親) と försäkring (保険) の合成語で、「親」の複数形 föräldrar の所有格をとっていることから、複数の親つまり「両親」と解釈し「両親保険」と訳されてきた。同制度導入により、給付対象がそれまでの母親のみから両親へと移行したことを特徴づける一定の意義はあったと考えられる。しかし、同語は単親も包含する用語であり、また今日の家族の多様性も考慮し、本章では「親」で統一している。同国の親休暇・親給付／親保険の構造についての法的視点からの論考には両角 (2020) がある。

権利の視点から子どもの最善の利益の擁護を第一義に子ども・子育て支援施策を講じている。

(2) 包括的・包摂的な子ども・子育て支援施策・制度

スウェーデンの国民負担率は相対的に高いが、還元される社会保障水準も高い。家族関係社会支出の対GDP比は、2019年で3.42%と相対的に高く(国立社会保障・人口問題研究所 2022)、18歳未満の子どもの貧困率は、2020年で8.8%と相対的に低い(OECD Family Database)。家族間の経済格差是正を射程に入れ、子育てを包括的に支援する関連施策は、表1-1で示したように、生活保障(現金給付)、経済的負担の軽減措置、その他の支援施策(現物給付)、税額控除という4つの枠組みで捉えることができる。

表1-1 家族政策による子ども・子育て支援施策・制度の概要

	生活保障(現金給付)	経済的負担の軽減措置	その他の支援策(現物給付)	税額控除
ユニバーサルな施策 (全ての子どもが対象)	親保険(親休業給付)、 児童手当		妊産婦医療センター(周産期医療、妊娠中の両親学級含む)、乳幼児医療センター、ファミリーセンター等の各種サービス(例:オープン保育所)	
支援対象となる子ども	子どもの看護手当、 就学手当、養育扶助 (別居親が支払う養育費)、子ども年金、 障がい児童扶養手当、養子手当	小児医療、医薬品	学校教育の無償化:基礎学校(就学前クラス含む)から大学院まで 教科書・学校給食(高校は一部有料) 学校保健・医療、小児歯科	家事関連代行サービス利用の税額控除
上限額設定		就学前学校(保育所) 余暇活動センター(学童保育)	オープン余暇活動センター	
経済的支援 所得制限有り	住宅手当、 就学手当加算金			
受給条件有り	社会扶助 (生活保護)			

資料: Elmér *et al.* (2000) Tabell 4.2 を基に加筆・修正して作成

生活保障制度による各種給付金の多くは、社会保険法（Socialförsäkringsbalk）で規定され、社会保険庁（Försäkringskassan）を通じて支給される。ユニバーサルな福祉サービスの特徴づける施策は先述した「児童手当」で、親の所得水準に関わらず、16歳未満の全ての子どもが支給対象である。子ども1人当たり月額1,250 クローナ（1 SEK≒13 円、2023 年 3 月）で、2 人目以降は、付加的児童手当が付き、第 2 子は 150 クローナ、第 3 子には 580 クローナ、第 4 子に 1,010 クローナ、第 5 子以降は 1,250 クローナが加算される。子どもが 3 人いる場合、総受給額は 4,480 クローナとなる。両親の婚姻・同居の有無に関わらず、親 2 人が養育者（日本の親権者に相当）の場合、親それぞれが児童手当の半額を受給する。16 歳以上でも高校在学中は 20 歳を迎える春学期まで児童手当と同額の「就学手当」が支給される（Försäkringskassan online）。

福祉国家の黎明期に子どもの居住環境の向上を目指して導入された「住宅手当」も、生活保障制度の中核に位置づけられる。18 歳（成人）未満の子どものいる世帯と 18～28 歳の若年世帯が支給対象で²³³、子育て家族の受給額は、世帯年収、家賃・居住面積、子どもの人数に応じて算出される（Försäkringskassan online）。現行制度では低所得世帯が主な対象となっている²³⁴。児童手当と住宅手当、後述する親保険については、家族の多様性を包摂し²³⁵、両親が同居していない家族（離別含む）、養子縁組した家族も支給対象となる。

子育て支援として最も重要な施策の一つは基礎学校（小学校と中学校に相当する義務教育）から大学院までの学費の無償化である。公立学校だけでなく私立学校もインターナショナルスクール（在スウェーデン外交官や駐在員等の子どもが主な対象）といったごく一部の学校を除き授業料は無償である。学校給食と教材・教科書は基礎学校では無料で、高校ではコミュニケーション（全国に 290 ある基礎自治体）あるいは学校運営母体が決めている。

子どもたちは、自立した個人として社会に参画するよう育まれ、学びを深め²³⁶、高校卒業と同時に親の扶養を外れるものとされる。大学生の大半は、国の就学給付金（返済不要）と就学ローンを生活費に充て自活する。つまり、本人が希望すれば、家庭の経済状況に左右されず、大学進学を選ぶことができる。就学給付金の上限は週 913 クローナ、就学ローンは週 2,100 クローナと設定されており、1 学期中 20 週間支給される。子育て中の大学生には子ども 1 人につき週 173 クローナが加算される（いずれも 2023 年度フルタイム学生への支給額）。就学支援金等を継続して受給するためには、毎学期の要件単位を取得しなければならない（Centrala studiestödsnämnden online）。

²³³ 高齢者（年金生活者）の福祉と生活保障は、家族政策の枠組みでは捉えられておらず、年金生活者を対象とする特別住宅手当は年金機構（Pensionsmyndigheten）が管理所掌している。

²³⁴ 住宅手当は賃貸だけでなく持ち家も対象で、受給可否については、社会保険庁のサイトに必要事項を入力して確認できる。例として、18歳未満の同居子が 2 人いるひとり親家族で、仮に家賃月額 8,000 クローナ、月収 2 万 8,000 クローナ（税込）の場合、算出される住宅手当は、月額 1,000 クローナである（Försäkringskassan online）。

²³⁵ 事実婚や同性婚家族、居住権を得ている外国人家族も包摂される。また、女性カップルも生殖医療を受けることができる。ただ、同国では不妊治療等の生殖医療は子どもを持つことを希望する人の権利保障の視点から捉えられ、少子化対策の観点から論じられることは一般的にはないため、本章では割愛する。

²³⁶ 高校は進学コースと職業コースに分かれており、子どもは基礎学校 9 年生（中学 3 年生）で、まず自身の進路とライフプランを考えるようになる。早い段階で将来について思案し決断を迫られるが、その後、年齢を重ねても、学び直し、やり直しが可能な教育・就労環境が構築されている。

さらに、保健・医療サービスを担うレギオン（全国に 21 ある広域自治体）のほぼ全てにおいて、20 歳未満の子の通院医療費ならびに 18 歳未満の処方薬、23 歳未満の一般歯科治療費の無償化などの施策が講じられ、子どもの健やかな成長を育む社会環境が整えられている²³⁷。

2. 子どもにやさしい働き方と子育てを支える施策・制度

前節では、包括的・包摂的な子ども・子育て支援施策に着目し、子育て家族を支える社会基盤（インフラ）がどのように形成されているかを概観した。本節では、子どもにやさしい働き方と子育てを支援する施策・制度に焦点を当てていく。ディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を大前提として、男女双方の仕事と子育ての両立の実現を目指すスウェーデン社会では、ジェンダー平等の視座から整備された親保険制度と子どもの権利の視点から拡充されてきた公的保育が両輪をなすといえる²³⁸。

（1）包摂的な親休業制度：親給付と労働時間短縮制度の併用取得が可能

働く親は「親休業法（Föräldraledighetslag）」により、子どもが 1 歳半に達するまで休業する権利と、労働時間短縮制度により、子どもが 8 歳に達するまで勤務時間を 75%まで短縮する権利が保障されている。「親保険制度（Föräldraförsäkring）」に統括される親給付（育児休業給付）の主な財源は、雇用主が負担する社会保障拠出金（親保険への拠出は従業員給与の 2.6%分）である。親保険には「親給付」と出産休暇並びに子どもの看護休暇の際に支給される「一時親給付」がある。

「親給付（Föräldrapenning）」の給付期間は子ども 1 人につき 480 日労働日（約 16 か月）で、両親で二分割することが前提となる。婚姻法が 2009 年に改正されて同性婚が認められることとなり、表 1-2 にあるように、親の表記方法も変更された。2014 年 1 月 1 日以降の出生児の場合、96 日間は子どもが 4 歳から 12 歳の間にも取得可能である。出産予定日までに 240 日間以上継続して働いた場合、390 日は休業前収入の約 80%（傷病手当金と同水準、ただし最高日額 1,116 クローナ）が補償される。個人事業主やフリーランスにも被保険者として同じルールが適用される。

出産予定日前の就労期間が 240 日未満の場合あるいは年間収入が 11 万 7,590 クローナ未満の場合（未就労者、失業者、学生含む）は日額 250 クローナ（月額およそ 7,500 クローナ）が支給される。残る 90 日間は日額一律 180 クローナを補償している（表 1-2 ③）。先の 390 日間のうち、相手に譲渡できない期間が両親それぞれに 90 日割り当てられている（表 1-2 ②）

²³⁷ その他、家事代行サービス利用時の支払い額（住宅改修費を含め 1 人当たり年間 7 万 5,000 クローナまでの 50%の税額控除が受けられる制度を導入しており、子ども（基礎学校 7 年生まで）の見守り・送迎サービスにも適用される（Skatteverket online）。

²³⁸ 詳細については高橋編（2021）で論じている。

²³⁹。子どもが1歳を迎えるまで105日間（表1－2①）両親同時に取得できる。出産予定日の10日前（出産前は母親のみ対象）から子どもが12歳に達するまで分割取得でき（最小単位は1労働日の8分の1）、労働時間短縮制度との併用も可能で柔軟性が極めて高い。

表1－2 親休業期間と親保険給付水準

		親1	親2
①	休業前収入の約80%給付・譲渡可	105日	105日
②	休業前収入の約80%給付・譲渡不可	90日	90日
③	日額180クローナ給付・譲渡可	45日	45日
合計		240日	240日

資料：Försäkringskassan online

「一時親給付（Tillfällig Föräldrapenning）」は、妊婦でない方の親を対象とする10日間の出産休暇（婚姻が性別に中立となり父親休暇から改称）並びに生後8か月～11歳の子どもの看護休暇の際、賃金の約80%（上限有）を補償する制度である。看護休暇は、子ども1人につき年間60日間（特別な場合は最高120日間）まで取得できる²⁴⁰。1回の取得期間が8日以上の場合のみ医療機関の診断書が必要となる。子どもの通院の付き添いのための取得も可能で、親給付同様、時間単位での分割取得もできる。

親休業法では、女性に出産予定日の前後7週間ずつ、計14週間休業する権利が保障されており（産前産後休業）、その期間、親給付を受給するかどうかは選択できる。妊婦が危険あるいは不適切とみなされる職務に就き、職場での配置転換が可能でない場合、出産予定日の60日前から休業する権利を保障している（休業前収入の約80%補償）。妊娠・親休業育期間を通じた不利益取扱いが親休業法で禁止されている。

また、国の施策として特筆すべきものに、第1子出産後30か月以内に第2子を出産すると、第2子の親休業中の親給付を第1子の際と同額分受給できるスピード・プレミアム（speed-premium）制度がある²⁴¹。さらに、子育て期の労働時間短縮による賃金減少で将来の年金額が下がるリスクを軽減する施策も講じている²⁴²。

²³⁹ 今日、出産・育児のプロセスに父親が参画することが当然とされている同国で、1995年に1か月の割当期間、いわゆる「父親の月（Pappamånad）」を導入して以降、注視されてきたのは、男性の取得率（現在約9割）自体ではなく、親休業全取得日数に占める男性の取得日数である。2022年には男性のシェア率は30.2%（Försäkringskassan online）を占めているが、よりジェンダー平等な分担に向けた議論が途絶えることはない。

筆者らは2016年～2017年に同国の民間企業3社と子育て世代の男女10名を対象に実施したインタビュー調査を通じて、主にホワイトカラーの男性の間では、5か月の親休業と1か月の有給休暇を組み合わせると合計約6か月間休業し、自宅で家事・育児を担うことがごく一般的になっているという知見を得た（高橋編2021）。

²⁴⁰ Vård av barn（子どもの看護）の頭文字を取った造語“VAB”が通称となり、それを動詞化した“vabbar”（子どもの看護で休む）が日常語として広く浸透している。同国では行政手続のデジタル化・簡素化が進み、VABも親給付も社会保険庁の専用アプリから簡単に申請できる。

²⁴¹ スウェーデンでは二人っ子規範が強く（Duvander & Ohlsson-Wijk 2017）、子どものいる家族の平均子ども数は1.8人である（Prop.2019/20）。2人以上の子どもを希望するカップルは、同制度を活用する傾向があると考えられてきたが、近年、第2子以降の出産行動は、1980年代に同制度が導入される前と変わらない傾向がみられるとの指摘もある（Miranda 2020）。

²⁴² 子どもが4歳に達するまでの間、基礎年金に対しての加算調整が行われる。企業年金に対する調整方

その他、労使協約により、親給付と賃金との差額を補填する制度を導入し、比較的高収入の雇用者にも休業前収入の80～90%まで補償する仕組みを整えている（高橋編 2021）。

（2）公的保育と公教育：生涯学習発祥の地の特色

スウェーデンでは、子どもの権利とウェルビーイングに関わる複数の政策領域を包括して「子ども政策」と称することもあり、公的保育制度はその一環を成す（Lindgren & Söderlind 2018）。「学校法（Skollag）」で、コミュニティに対し、1歳から12歳までのニーズのある子どもに公的保育を提供する義務を課しており、基本的に待機児童はいない。保育施設の運営母体はコミュニティと民間で、後者には親運営のコーポラティブ（協同組合）も含まれる。いずれの施設も国・コミュニティの運営交付金を主な財源として運営され、保育料は運営母体・形態に関わらず一定である。

「就学前学校（förskola）」は、1～5歳児を対象とする幼保一体化施設で、国の「就学前学校学習指導要領」に基づいた指導が行われる。就学前学校は生涯学習²⁴³の出発点とされ、公教育を受けるのは子どもの権利であるという視点から、親が求職中や（年少の子の）親休業中の子どもにも就学前学校に通うことが認められている。

親休業制度を活用して生後12か月までは家庭で育てることが社会規範となっていることから、0歳児保育は提供されていない。今日では、出産後、両親が交代で親休業を取得し、1歳半から2歳で就学前学校に入学させるのが一般的である（高橋編 2021）。

2020年には1歳から5歳までの全ての子どものうち85.7%が、4歳児と5歳児では95.4%が就学前学校に登録していた（Skolverket online）²⁴⁴。基礎学校（入学年齢は7歳が一般的だが6歳でも可能）入学前年の子を対象とした「就学前クラス」は、2018年8月より義務教育に組み込まれている。

就学前学校の保育料は、世帯収入と子どもの人数に応じて決められるが、上限額が設定されている。3～5歳児の保育は、週15時間（年間525時間）無償化されており、それ以外の費用は各コミュニティで、保育時間と世帯収入、子どもの人数に応じて算定される。例として首都ストックホルム・コミュニティでは、週30時間以上（1～2歳児）で、第1子の場合、世帯収入の3%（30時間未満では同2%）、第2子は2%（同1%）、第3子は1%（同1%）が基準である。自己負担額の上限は、第1子で1,645 クローナ、第2子は1,097 クローナ、第3子では548 クローナで、第4子以降は無償である（Stockholms stad 2023）。

「余暇活動センター（fritidshem）」は、就労中あるいは就学中の親を持つ6～9歳児が、放課後や夏休み等を過ごす学童保育施設である。特別なニーズがある子どもは、10歳まで通える。

法については、勤務先が国か地方公共団体、民間企業の場合で異なる（Pensionsmyndigheten online）。

²⁴³ 民衆教育の伝統が根強いスウェーデンは、リカレント教育発祥の地でもある（澤野 2018）。

²⁴⁴ 家庭保育所（かつての保育ママ）は、就学前学校あるいは余暇活動センターのオルタナティブとして「エデュケア（Pedagogisk omsorg）」と定義づけられている。家庭保育所では就学前学校指導要領は適用されないが、保育料は同一コミュニティ内の就学前学校と同じである。全国の在籍者数は、1990年代半ばの約13万人から2020年秋学期には9,723人へと大幅に減少している（Sveriges Riksdag 2022）。

教育的な立場から活動を行い、現在では基礎学校に併設されている所が多い。2021 年度には就学前クラスに通う 6 歳児と基礎学校 1 年生から 3 年生（7～9 歳）の子どものうち 82%が余暇活動センターに登録していた（Skolverket.online）²⁴⁵。ストックホルム・コミューンでの学童保育料自己負担額の上限月額、第 1 子の場合 1,097 クローナで、第 2 子と第 3 子は 548 クローナ、第 4 子以降は無償である。その他、10～12 歳児を対象にした「余暇活動クラブ」も整備されており、コミューンが運営する施設の利用料は 1 学期当たり 900 クローナである（春学期のうち 2 月～5 月、秋学期のうち 9 月～12 月が対象）（Stockholms stad 2023）²⁴⁶。

同国では、子どもや子育て中の親を支援する地域社会のネットワークづくりも積極的に進められてきた。地域の福祉行政と医療部門が連携した子育て支援の重要性の議論の始まりは 1960 年代に遡る。妊婦健診や両親学級を実施する「妊婦健診センター」、乳幼児の定期健診を行う「乳幼児医療センター」、親休業中や就学中の親とその子どもが無料で利用できる「オープン保育所」、福祉行政の子ども家庭支援部門の相談業務、児童精神医療のカウンセリング業務等、子ども・子育てに関わる対応窓口を一元化した「ファミリーセンター」という施設も全国に設置されている²⁴⁷。

²⁴⁵ 余暇活動センターの包摂性を高める目的で 2021 年 11 月に設置された政府の調査委員会は、2022 年 11 月に提出した報告書において、余暇活動センターを無償化し、就学前クラス～基礎学校 3 年生（6～9 歳）全員が利用するものとすべきと提案している（SOU 2022:61）。その一方で、子どもの余暇活動が学校教育と一体化すると、活動内容の多様性が損なわれることも懸念される（2022 年 9 月、筆者がストックホルム大学子ども若者学科教員並びに現地の元余暇活動指導員を対象に行ったヒアリングから得た知見：JSPS 科研費 21H00769）。

²⁴⁶ 学校でのクラブ活動はなく、子どもが習い事として参加する文化芸術・スポーツ活動の多くはコミューンの助成金で運営され、利用者負担額は相対的に低い。ストックホルム・コミューンは、6～22 歳の子ども・若者を対象とした「カルチャー・スクール（Kulturskolan）」を運営し、音楽、演劇・ミュージカル、ダンス・サーカス、芸術・メディアといった多彩なコースを提供している。費用は 1 学期 750～900 クローナ（kulturskolan.stockholm online）。

同国では、高校、大学とも学校ごとの入学試験はなく、高校は基礎学校 9 年生の最終成績、大学は高校 3 年生の最終成績が内申点となり入学選抜される。大学については、年 2 回実施される全国共通試験を受験して入学する方法もある。

²⁴⁷ 相場・松木ら（2020）は、日本における地域の子育て支援はこれまで労働として可視化されず、社会経済的な議論が行われてこなかったという課題を提起している。その文脈で考えると、スウェーデンにおける余暇活動センター等の公的保育・地域の子育て支援は、労働として制度化されているといえる。従事者の多くは（補助職を除く）、高等教育機関で専門教育を受けた常勤である。余暇活動センター指導員は国民大学（folkhögskola）の養成コース、余暇活動教員（fritidspedagog/fritidslärare：教育学士）は大学の基礎学校教員養成課程を修了することが求められる。また、就学前学校教諭資格を得るためには、大学の養成課程（教育学士）を修了する必要がある。

3. 考察：スウェーデンの取組と実践からの示唆

スウェーデンでは、出生率が1990年に2.14を記録して諸外国から注目を浴びたが、1990年代中盤以降は経済危機のあおりを受け、1999年には同国の最低水準1.5まで落ち込んだ。打開策を探るべく、スウェーデン政府が2000年12月に設置したワーキンググループは、翌年10月に提出した調査報告書で、「総じて子どもにやさしい社会、特に子育てしやすい就労環境が、男女が希望する子どもをもうける決定要因となる」と結論づけた。就労環境を再整備して若年層の雇用環境の改善にも注力し、出生率は2010年に1.98まで回復した。近年の深刻な世界情勢を受けて、2020年には1.66まで低下したが、2021年には1.67へと微増している（SCB Statistikdatabasen）²⁴⁸。

2001年の報告書で提起された課題のうち、日本が直面している少子化問題に通底すると思われるのは、次の4点に集約できる。

- ・安定した収入が得られる仕事に就いていることが、多くの人にとって子どもをもうける前提条件となっている。有期雇用の増大は、人々の出産行動にマイナスの影響を与える²⁴⁹。
- ・出産を経て収入面（生涯賃金・年金含む）の影響を受けるのは女性の方で、出産・子育て期のジェンダー平等は重要課題である。
- ・男女が希望する数の子どもをもうける上で家族への支援施策の拡充は必要であるが、それだけでは十分でない。
- ・就労環境において、子どもや出産に対する寛容さが低下している傾向がみられる。社会の不寛容さは、特に女性にマイナスの影響を及ぼす（Socialdepartementet 2001, pp.23-24）。

²⁴⁸ 政府が2020年度予算案を提出した2019年9月時点では、1990年前後のベビーブーム期に生まれた女性の出生力を想定して出生率は2025年には1.85まで回復し、出生数も増えて同年にはピークを迎えると予測されていた（Prop.2019/20:1）。出生数は1990年（8万8,173人）以降、2018年（11万5,832人）まで増加したが、2019年は20年ぶりに減少に転じた（SCB Statistikdatabasen）。2018年までの出生数の推移には、生殖年齢人口の増加に加え、新規移民（ニューカマー）の出生力も関係している。滞在年数が短い移民の出生力の高さは、入国前に子どもを持つことを先延ばしにせざるを得なかった人たちの出生行動に因るものと考えられている（SCB 2018）。

2016年～2020年を通して、就労女性と非就労女性を比較すると、前者の方が出生率は高く、同じ時期、低所得女性より高所得女性の方が出生率は高い。2021年の出生率は、就労女性で1.76、非就労女性で1.0である。

スウェーデン生まれの女性より外国生まれの女性の方が出生率は高いとされてきたが、前者の出生率は2020年の1.60から2021年には1.62へと上昇に転じたのに対し、後者の出生率は2016年（2.22）以降、低下の一途にある（2021年は1.86）。また、都市部の方が出生率は低い傾向にある（SCB 2022）。

²⁴⁹ EU諸国では、客観的（合理的）な理由がない限り、同一（価値）労働同一賃金の原則が適用され、雇用形態に由来する差別には、不利益取扱い禁止法制がとられている（濱口2016）。スウェーデンでも、雇用形態に関わらず、所定労働時間の就労で経済的に自立できる賃金体系が整えられ、相対的にみてディーセントワークが実現しているといえる（高橋編 2021）。その一方で、ストックホルム大学人口統計学科准教授のLivia Oláhは、有期雇用の増大と若年層の雇用の不安定化が、近年の出生力の低下につながっていると指摘する。親保険は安定した収入のある仕事に就いている人にとって有利な制度だが、雇用情勢は大きく変化してきているという（Stockholms universitet 2019-10-17）。

グローバル化の波が押し寄せる中、スウェーデンで格差是正に向けた取組が途切れることはない。2018年8月に政府が設置した平等委員会は、2020年8月に提出した調査報告書『共通する課題 (*En gemensam angelägenhet*)』において、「子どもを持つ可能性は、高学歴者ほど高く、失業者や短時間労働者、その他生活に不安を感じる人の間では低い。」(SOU 2020:46, p.399)と指摘している。格差の解消に向けて、長期的視点から経済的平等を促進し、社会的流動性を高めることが重要で、それによりジェンダー平等と社会的統合に関わる問題解決にもつながると述べている。同国の出生率は、労働市場が不安定な時期に低下し、好景気の時に上昇するといわれている (SCB 2022) ²⁵⁰。

本章で概観してきた、スウェーデンにおける子どもと子育て世代を支える包括的・包摂的な取組から、日本の少子化対策への示唆を探るとするならば、第1に、家族の形成と子どもを持つことを阻む要因の解消、第2に、カップル家族の第2子以降の出生行動を阻む要因の解消、という大きく二つの側面から検討することができる。いずれにおいても、生活保障や両立支援の施策の充実が望ましい。後者については、働く人全てにとってのディーセントワークの実現を目指す施策を講じることが重要である。家族形成を巡る選択肢と可能性を広げ、子どもを持ちたいと思う人が希望をかなえられるように、あるいは子どもを持つという将来像が描けない人のためにも、関連施策・制度を誰もが享受し、無理なく利用できるようにしなければならない。子ども・子育て支援施策・制度をより包摂的で実効性の高いものとするために、スウェーデンが行った「抜本的な改革」から学べる点が多い²⁵¹。

²⁵⁰ 近年、若年層の雇用の不安定化は深刻な社会問題であるが、とりわけ外国生まれの若者の雇用状況は厳しい。人口の20%が外国生まれである同国で、2022年の若年層（15～24歳）の失業率は、スウェーデン生まれでは18.7%であるのに対し、外国生まれでは30.7%である。25歳～54歳の失業率をみても、スウェーデン生まれでは2.6%、外国生まれは14.1%と開きがある (SCB Statistikdatabasen)。

2022年10月に中道右派連立政権が発足し、第2党に躍進したスウェーデン民主党（極右）と閣外協力体制をとることとなった。労働移民への規制を強める動きもあり、今後の動向が見守られる。

²⁵¹ 本章は紙幅の関係もあり、具体的な政策提言を意図するものではないが、スウェーデンの取組の中で、現時点の日本への親和性がある施策として、以下が考えられる；出産に関わる費用の無償化、子どもの権利の視点から就学前保育（幼保一体化）の公教育化・保育料の上限設定、学童保育の拡充、高校までの学校教育の無償化、専門職養成課程（職業大学）の導入と無償化、大学・大学院生対象の就学給付導入。

日本の両立支援制度の整備状況は、諸外国と比べても相対的に進んでいるが、実践が伴わない点が課題として残る（高橋 2021、高橋編 2021）。次のステップは、ジェンダー平等の視座に立ち、職場・社会環境で諸制度の利用が阻まれる要因並びに職場間・男女間格差を解消することであろう。

参考文献一覧

- Centrala studiestödsnämnden online <https://www.csn.se/bidrag-och-lan/studiestod.html>
(最終アクセス 2023-2-22)
- Duvander, Ann-Zofie, & Sofi Ohlsson-Wijk (2017) “Barnafödande”, Ann-Zofie Duvander & Jani Turunen (red.), *Demografi. Befolkningsspektiv på samhället*, Studentlitteratur, pp.39-65
- Elmér Åke *et al.* (2000) *Svensk socialpolitik*. Tjugonde upplagan. Studentlitteratur
- Försäkringskassan online <https://www.forsakringskassan.se/privatperson> (最終アクセス 2023-2-22)
- Kulturskolan.stockholm online <https://kulturskolan.stockholm.se/> (最終アクセス 2023-2-22)
- Lindgren, Anne-Li & Ingrid Söderlind (2018) *Förskolans historia : Förskolepolitik, barn och barndom*. Gleerups
- Miranda, Victor (2020) “Recent Trends in Birth Intervals in Sweden: A Decline of the Speed-Premium Effect?“, *European Journal of Population*, Vol.36, pp.499-510
- Myrdahl, Alva & Gunnar Myrdal (1934/1997) *Kris i befolkningsfrågan*. Bokförlaget Nya Doxa
- OECD Family Database. Child poverty. (最終アクセス 2023-2-21)
- Pensionsmyndigheten online <https://www.pensionsmyndigheten.se/> (最終アクセス 2023-2-22)
- Prop.2019/20:1 (2019) Regeringens proposition
- SCB (2018) Bilagor till Sveriges framtida befolkning 2018-2070. Demografiska rapporter 2018:1
- SCB (2022) Barnafödande i coronatider 2020-2021 jämfört med 2016-2019. Demografiska rapporter 2022:3
- SCB Statistikdatabasen <https://www.statistikdatabasen.scb.se/pxweb/sv/ssd/> (最終アクセス 2023-2-22)
- Skolverket online <https://www.skolverket.se/> (最終アクセス 2023-2-22)
- Socialdepartementet (2001) Barnafödandet i fokus. Från Befolkningspolitik till ett barnvänligt samhälle Ds 2001:57. Fritzes
- SOU 2020:46 (2020) En gemensam angelägenhet
- SOU 2022:61 (2022) Allmänt fritidshem och fler elevers tillgång till utveckling, lärande och en meningsfull fritid
- Stockholms stad (2023) Avgift för förskola <https://forskola.stockholm/avgifter/>
- Stockholms universitet 2019-10-17 (2019) “Värför minskar barnafödandet i Sverige”
<https://www.forskning.se/2019/10/17/varfor-minskar-barnafodandet-i-sverige/> (最終アクセス 2023-2-21)
- Sveriges Riksdag (2022) Utbildningsutskottets betänkande 2021/22:UbU21
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2022) 「社会保障費用統計」澤野由紀子 (2018)
- 「第5章 スウェーデン発の『リカレント教育』と『生涯学習』」川崎和彦ほか『みんなの教育 スウェーデンの「人を育てる」国家戦略』ミツイパブリッシング, pp.191-230
- 相馬直子・松木洋人 (編) (2020) 『子育て支援を労働として考える』勁草書房

高橋美恵子（2016）「第4部 第2章 スウェーデン」『平成27年度 少子化社会に関する国際意識調査報告書』内閣府 子ども・子育て本部, pp.161-166

高橋美恵子（2020）「スウェーデンにおける出生率の動向と家族政策の変遷—仕事と子育ての両立支援と格差是正の視点から—」『月刊 統計』2020年10月号, pp.4-11

高橋美恵子（2021）「第3部 第4章 スウェーデン—3カ国との比較の視点から—」『令和2年度 少子化社会に関する国際意識調査報告書』内閣府 子ども・子育て本部, pp.145-159

高橋美恵子（編）（2021）『ワーク・ファミリー・バランス これからの家族と共働き社会を考える』慶應義塾大学出版会

内閣府 子ども子育て本部（2021）『令和2年度 少子化社会に関する国際意識調査報告書』

濱口桂一郎（2016）「第2部第1章 EU」『諸外国における非正規労働者の処遇の実態に関する研究会報告書』独立行政法人労働政策研究・研修機構, pp.47-68

両角道代（2020）「スウェーデンにおける親休暇・親給付の構造—法的視点から—」『社会保障研究』Vol.5, No.1, pp.38-51

第2章 ドイツの出生率及び家族政策の動向（倉田 賀世）

要旨

ドイツの出生率は近時上昇傾向が見られる。その背景には、少子化に対する危機感に基づく家族政策の転換と、他国籍の移民女性等による相対的に高い合計特殊出生率があるものと考えられる。このうち家族政策の転換では、経済的支援策から、所得補償給付を含む両立支援策への転換が見られる。ただし、従来型の経済的支援策にも一定の効果が認められており、とりわけ、公平の実現という理念に支えられた普遍的な経済的子育て支援策の在り方は、我が国で類似の政策の拡充を論じるに際して、示唆的であろう。

1. 出生率にかかる近年の状況

近年のドイツの状況として、合計特殊出生率がわずかではあるが上向き傾向であることが挙げられる。すなわち、ドイツの合計特殊出生率は2011年から2016年にかけて1.39から1.59に上昇した後、2020年には1.53まで減少したが、2021年には1.58に回復している（図2-4 出生数及び合計特殊出生率も参照）。ただし、2021年を見る限りではあるが、州ごとの傾向は異なる。相対的に旧西ドイツ地域が上昇しているのに対して、旧東ドイツ地域の上昇率はわずかである。ちなみに、最も出生率が高かったニーダーザクセン州の合計特殊出生率は1.66であり、最も低かったベルリン州は1.39となっている。

背景には移民の流入が挙げられる。すなわち、ドイツでは外国人の流入が他の比較国に比して多い状況が見られる（図2-2 外国人流入人口）。これに伴い、出産可能年齢の女性に占める移民等の割合も増加している。また、移民の場合、相対的に若い世代の出産が多い。それゆえ、移民等による出産がドイツの出生率に影響を与えているとされる（Deutsche Bundestag(2021)）。統計上も他国籍者の出生割合の増加が見られる（図2-6 国籍別出生割合）。同様に、合計特殊出生率においても、ドイツ国籍の女性より他国籍の女性が高い傾向がある。ただし、2021年の特徴として他国籍の女性の合計特殊出生率は、前年とほぼ同様であったものの（2020年及び2021年のいずれも、およそ2.0）、ドイツ国籍の女性については2020年が1.43であったのに対して2021年は1.49に増加している。また、出生年ごとのコーホート出生率に着目すると、1968年生まれの女性の1.49に対して1972年生まれの女性は1.53とわずかに上昇している。コーホート出生率の上昇も、移民等の出産に因るところが大きいとされているが、これとともに、30歳以上での出産が増加していることも一因とされている²⁵²。ちなみに、移民等の出身国の傾向は変化しており、2014年以降は、それまでの他のEU諸国からの就業目的の者に代わって、ドイツに救済を求める者の割合が増加している。これに伴い、母親の国籍別出産順位を見ると、2011年はトルコ、ポーランドの順だったのが、2016年にはトルコ、ポーランド

²⁵² ここまでの記述にかかる数値は、連邦統計局が2022年8月に公表したデータに基づく。
(https://www.destatis.de/DE/Presse/Pressemitteilungen/2022/08/PD22_326_12.html)。

ドの間にシリアが入り、上位国の中に新しく、アフガニスタン、イラクが加わっている (Olga(2018))。

2. 家族政策の動向

この間ドイツの家族政策は、CSU、CDU といった保守系の政党による、伝統的な家族観に基づく従来型政策の維持の主張と、SPD や GRÜNEN 等の政党による改革の推進とが拮抗しつつ、少子化やこれに伴う社会的な弊害に対する危機感に基づき、北欧型の両立支援策に軸足が移行してきている。ただし、その過程においては北欧型の両立支援策が推進される一方で、政党間の家族観を巡る理念的な対立に基づき従来型の経済的支援策が新設されるなど、矛盾するような動きも見られた²⁵³。以下では、家族政策の転換、並びに、我が国でも社会的課題となっている子どものいる低所得世帯への支援策の拡充に焦点を当て、近年の動向を見ていきたい。

(1) 経済的支援策から両立支援策への転換

ドイツの家族政策は、2000 年以降、かつての、子育て世帯に対する経済的支援を中心とした政策から、母親の就労継続や家庭でのパートナーシップの促進を念頭に置く両立支援策へと転換している (須田 (2006))。その背景には、希望する数の子どもを出産できない、子どもを出産する年齢の高年齢化、子どもを持たない女性の増加といった社会状況を改善し、低出生率からの脱却を目指すという目的があった (Deutsche Bundestag(2021))。この目的の実現のために、経済的支援に偏らない政策への転換が必要不可欠とされたのである。その際とりわけ、保育サービスの量的・質的な拡充、及び、北欧型の夫婦のパートナーシップを念頭に置いた男性の育児参加の促進が提言された (BMFSFJ (2003))。

一点目の保育サービスについては、既に、1996 年より 3 歳以上児の保育サービスへの法的請求権が認められていたが (社会法典第 8 編 24 条 3 項)、その具体化は自治体に委ねられており、連邦による財政支援が不十分であったこともあり、成果が示されていなかった (須田 (2006))。2004 年には、3 歳未満児への保育サービスを 2010 年までに量的・質的に西ヨーロッパ諸国の標準水準に引き上げることを目的として、昼間保育拡充法²⁵⁴が制定される。さらに、2008 年に施行された児童促進法²⁵⁵に基づき、2013 年から、それまでの 3 歳以上児に加えて、1 歳から 3 歳未満の児童にも保育サービスへの法的請求権が認められた (社会法典第 8 編

²⁵³ 伝統的な家族観を前提とする政策として、親手当の導入に伴い始まった、自宅で育児をする親に対する在宅育児手当 (Erziehungsgeld) にかかる議論がある (倉田 (2014))。すなわちこの手当は親が公的保育サービスの利用をしておらず、また親手当の受給期間が終了している際に支給される金銭給付であり、親の就業とは関わりなく支給される。この手当を巡っては、家庭内での子育ても容認すべきとする保守系政党と、手当よりは保育サービスの拡充をすべきとする SPD 等との対立が長らく継続したが、法案が 2012 年に議会で可決された。しかしその後 2015 年の連邦憲法裁判所判決 (Urteil vom 21. Juli 2015 1 BvF 2/13) において、手当の支給は連邦の権限を超えると判断されたことにより、現在ではいくつかの州単位で実施されるにとどまっている。

²⁵⁴ Tagesbetreuungsausbaugesetz vom 27.12.2004(BGBl. I, S. 3852)

²⁵⁵ Kinderförderungsgesetzes vom 10.12.2008(BGBl. I, S. 2403)

24 条 2 項)²⁵⁶。これらの法律に基づく子育てに関わる社会インフラ整備の推進は、それまで経済的支援が中心だったドイツの家族政策の転換を示すものである（横井（2021））。

連邦家族・高齢者・女性・青少年省（以下「連邦家族省」とする。）によれば、これらの政策に基づき、2018 年時点で 3 歳未満児の 28%が保育施設を利用し、さらに、5.3%が公的支援を受けた保育サービス（保育ママ等）を利用している（BMFSFJ (Hrsg.) (2019)）。ただし、半日保育が多く、7 時間以上利用できる児童は 16.5%にとどまる。また、州ごとの利用格差が大きいことが課題となっている（旧東独は 37%、旧西独は 12%）。同様に、2018 年時点で 3 歳から就学前の児童の 92%が保育サービスを利用している。この年代の児童に対する保育時間は改善されており、7 時間以上の保育をする施設が 2006 年には 22%であったが、2018 年には 45.9%に上昇している。しかし、ここでも州ごとの利用格差は大きい。この点で長時間保育を増やすこと、並びに、地域間の利用格差の縮小が課題となっている。今ひとつの課題として、親の学歴による利用割合の格差がある。2013 年に 1 歳以上の児童に保育請求権が認められる以前は、共稼ぎで同等の教育レベルの両親やドイツ国籍の両親の保育利用率が高い傾向があった。その後、2013 年以降は、異なる集団間での利用率の格差が拡大している。すなわち、2015、16 年時点では保育サービスを利用する 3 歳未満児の母親の半数は大学卒業以上の学歴を有しており、それより低い学歴の母親の利用率は 28%にとどまっている。この差は、2005、06 年時点よりも拡大している（Jessen (2018)）。国が法的に児童に保育サービス保障を行う目的には、両立支援のみならず、世帯の所得や親の学歴に関わらず児童に平等な養育機会を保障することも掲げられている。この目的との関連で、親の学歴による利用割合の違いをいかに埋めるのかも課題となっている（BMFSFJ (Hrsg.) (2019)）。

二点目の、パートナーシップを念頭に置いた男性の育児参加の促進との関連では、2007 年の連邦両親手当・両親時間法の制定が挙げられる²⁵⁷。この法律はドイツの家族政策のパラダイム転換の象徴であるとされている²⁵⁸。例えば、それまで子育てによる経済的ニーズに対応してきた金銭給付である養育手当（2006 年に廃止）は、子どものいない者という者との間での経済的負担の公平の実現に資することが目的とされていた²⁵⁹。これに代わる両親手当は、所得補償給付として設計されている²⁶⁰。すなわち、この給付は子育て世帯に対する経済的支援というよりは、出産や育児に伴い就業を制限した場合に生じる機会費用の喪失を補償するものとして設計されている。育児休業期間中の損失所得に応じて一定割合の給付を支給することで、労働者の

²⁵⁶ なお、2021年の児童及び青少年強化法に基づく改正により、さらに、社会法典第 8 編 24 条 1 項に基づき、それまで児童の自己責任や協調的な人格の成長のために必要とされる場合、若しくは、養育者の就業や職業教育等の場合に認められていた 1 歳未満児の保育サービス請求権につき、児童の自己決定の成長に必要な場合についても認められるようになっている（BGBl. I 2021 S. 1444）。

²⁵⁷ Gesetz zum Elterngeld und zur Elternzeit (BGBl. I 2006 S. 2748)

²⁵⁸ BT-Drucks. 16/1889, S. 1.

²⁵⁹ 養育手当は、2 年間、就業の有無に関わらず定額が支給されるものであった。この手当は支給額が低かった（原則として月額 300 ユーロ）ことから、結果的に所得がないか少ない母親が受給権者となる場合が多く、父親の育児参加につながらない点や、長期休業により母親の職場復帰を困難にする点等が問題とされた（倉田（2020））。

²⁶⁰ なお、親手当は出産前に就業による所得がない者に対しても給付されており、この点で所得補償的な性格が貫徹しているわけではないとされている（Brose (2017)）。

出産や育児休業取得にかかる経済的負担を軽減し、両親がともに育児休業を取得した場合には休業期間が2か月延長となるパートナー月を導入することで、父親の育児休業取得の促進が図られている。

両親手当は2015年の法改正で、両親手当プラス、及び、パートナーシップボーナスという新たな仕組みが導入されている。両親手当プラスとは、従前の、親が育児休業期間中に短時間就労をした場合に手当が減額となる点を改善するために、手当の受給可能期間を延長可能にすることで、結果的に受給総額が減らないようにするものだった。また、パートナーシップボーナスは、両親が共に短時間就労する場合、手当の受給期間が4か月延長される。これにより、受給権者はより柔軟に育児休業を選択することが可能となっている。この法改正は、家庭的責任と就業における、夫婦間でのさらなるパートナーシップを推進し、とりわけ、若い世代の親のニーズに対応すると同時に、女性の出産後早期に職場復帰を果たしたいという希望に応えるものであった（Brose(2017)）。

（2）低所得世帯への支援

ドイツでは、1990年代後半から国民の貧困リスク率の上昇が認識されており、同時に、社会階層の固定化が進んでいることも指摘されている（BMFSFJ (Hrsg.) (2021)）。子どものいる世帯に関しては、ひとり親世帯、多子世帯、ドイツ国籍以外の世帯の貧困リスクが高くなっている。このうち、ひとり親世帯に見られる傾向として、離死別によるひとり親世帯の貧困リスクが低下する一方で、婚姻をせずに出産をしたひとり親世帯の貧困リスクの増加が見られる。これは、両集団間にある就業傾向や所得移転給付による再分配効果の構造的な差違に起因するものであるとされる（BMFSFJ (Hrsg.) (2021)）。また、18歳未満の5人に1人が、相対的に世帯の貧困リスクに脅かされており、7人に1人以上が公的扶助の受給を必要とする世帯に属しているとされる（BMFSFJ (Hrsg.) (2021)）。

これらの世帯への支援としては、公的扶助、住宅手当、児童付加給付が効果的な政策であるとされている。このうち、2004年に、児童手当法の中に新たに設けられた児童付加給付は（連邦児童手当法 6a 条）、児童手当に上乗せして支給される金銭給付である。この給付の目的は、親が自らの生計費は賄えるものの、児童の養育費ゆえに公的扶助を受給せざるを得なくなるような場合に、児童手当及び住宅手当とともに、児童付加給付を受給することで、社会扶助の受給を回避し、児童により良い教育機会を付与することにある（Wrohlich (2008)）。この給付を受給する場合、保育サービスの利用料が免除される場合があり、これに加えて、教育及び（社会）参加のための給付が受給できる（社会法典第2編 28 条）。教育及び参加給付には、保育所での遠足費用や昼食、交通費などのほか、スポーツ教室などへの参加費用が含まれている²⁶¹。児童付加給付は2019年の家族強化法²⁶²で、受給要件が緩和されている。この改正では、低所得の子育て世帯のさらなる促進と、児童の社会参加のための平等な機会の保障が目指されてい

²⁶¹ <https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/familie/familienleistungen/kinderzuschlag-und-leistungen-fuer-bildung-und-teilhabe-73906>

²⁶² Starke-Familien-Gesetzes vom 29. April 2019, BGBl. I S. 530

る²⁶³。

3. 若干の考察

ドイツの家族政策は、親が本来的に望む家族の形成や家族生活を実現できるような環境整備に力点が置かれるようになっている。これは、少子化に悩む多くの国にも見られる傾向である。これとともにドイツでは、従来型の経済的支援策も維持継続している。

経済的支援策の中には、所得税法上の夫婦分割課税や社会保険制度上での被扶養者の考慮のように、片働き世帯を利する効果を有し、短期的には経済的負担軽減効果があるが、結果的に、女性の就業を阻む可能性があるため、長期的に見るとマイナスの効果をもたらすと評されるものもある（BMFSFJ (Hrsg.) (2019)）。他方で、児童手当やこれと一体的に運用されている児童扶養控除は、家族の経済的安定に資すると同時に、より多くの子どもの出産を可能にするとし、現在でも一定の政策効果が認められている（BMFSFJ (Hrsg.) (2019)）。我が国でも同様に、従来型の経済的支援策は存在する。ただし、その構造や制度を支える理念には相違が見られる。

すなわち、ドイツ所得税法上の児童扶養控除は、子育てに伴う可処分所得の減少を考慮する。その目的は、子育て費用負担の軽減や子育てに対する社会的な報奨ではなく、公平な課税の実現にある。つまり、子育てにより生じる不可避免的な最低生活費を控除することが、担税力に応じた水平的公平な課税の実現に資するという理解の下に、児童扶養控除が根拠づけられている（Tünnemenn(2002)）。控除額は、連邦憲法裁判所判決に基づき²⁶⁴、立法者に家族の最低生活需要に配慮した課税にとどめる規範的拘束が課されていることを前提に、政府による最低生活費報告書²⁶⁵で示された、児童の定型的な最低生活費用、養育・教育費用の合計額となっている²⁶⁶。この点で、控除額の決定における立法裁量は制限されており、また、何に対するどの程度の控除であるかが明確である。一方、課税対象所得がないか、あるいは低い者は、控除の利益を十分に得ることができない。このため、同等の利益を得ることを目的に児童手当が活用されている（所得税法 31 条）。ここから、ドイツでは児童手当及び児童扶養控除の二者択一的な運用による普遍的な経済的支援が、支給額に対する規範的統制の下で行われている。

我が国では「所得控除から手当へ」等の観点から、普遍的な子ども手当の創設に伴い、2010年に 16 歳未満の児童を対象とする年少扶養控除が廃止されている。その後、子ども手当の廃止に伴い、児童手当が再度支給されている。現行の児童手当法は「家庭等における生活の安定」

²⁶³ <https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/service/gesetze/gesetz-zur-zielgenauen-staerkung-von-familien-und-ihren-kindern-durch-die-neugestaltung-des-kinderzuschlags-und-die-verbesserung-der-leistungen-fuer-bildung-und-teilhabe-staerke-familien-gesetz--131178>

²⁶⁴ BverfGE87,153(169),BverfGE91,93(111f).

²⁶⁵ 最新の報告書として14次最低生活報告書がある。

(https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Downloads/Steuern/14-existenzminimumbericht.pdf?__blob=publicationFile&v=9)

²⁶⁶ 連邦家族省HPによれば2023年の児童扶養控除総額は夫婦の場合、8,952（最低生活費6,024＋教育費等2,928）ユーロとなっている（<https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/familie/familienleistungen/freibetraege-fuer-kinder>）。

への寄与と、「次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること」を立法目的としている。児童手当については、本則給付で対象者世帯中学校修了前までの児童のおおむね9割をカバー対象としているものの、所得制限があり、2022年の特例給付の一部廃止も併せ考えると、見直しが論じられているものの、本稿執筆時点（2023年2月）では所得再分配的な性質を有する対象者限定的な構造となっている、とみることもできる。同時に、支給額も広範な裁量に委ねられている。これらの点から、児童手当は、支給目的が一義的に明確とはいえない構造となっているとされる（福田（2017））。

もとより、我が国では子育てに係る普遍的経済的支援策に広範な裁量が認められる。しかし、公平という理念を基点に恒常的かつ法横断的に子育て支援政策を構想するドイツの手法は、より多くの子育て世帯から支持を得られやすい手法といえるのではないだろうか。さらに、支援を支える根拠を、子育て世帯に対する配慮や、家族機能が有する社会的意義に求めるのではなく、公平の実現に求めるという考え方は、子育て支援の拡充に伴いより多くの財源負担を担う可能性が生じる者から広く承認を得るための手法として、一考に値すると思われる。

参考文献一覧

- BMFSFJ (Hrsg.) (2003) *Nachhaltige Familienpolitik im Interesse einer aktiven Bevölkerungsentwicklung*, DruckVogt GmbH, Berlin
(<https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/service/publikationen/nachhaltige-familienpolitik-im-interesse-einer-aktiven-bevoelkerungsentwicklung-96410>)
- BMFSFJ (Hrsg.) (2019) *Agenda 2030 – Nachhaltige Familienpolitik*, MKL Druck GmbH & Co. KG, Ostbevern (<https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/service/publikationen/agenda-2030-nachhaltige-familienpolitik-142630>)
- BMFSFJ (Hrsg.) (2021) *Neunter Familienbericht Eltern sein in Deutschland – Ansprüche, Anforderungen und Angebote bei wachsender Vielfalt*, MKL Druck GmbH & Co. KG
(<https://www.bmfsfj.de/resource/blob/179392/195baf88f8c3ac7134347d2e19f1cdc0/neunter-familienbericht-bundestagsdrucksache-data.pdf>)
- Deutsche Bundestag(2021) "Die Entwicklung der Geburtenrate - Einflussfaktoren und mögliche Strategien zur Steigerung", WD 9 - 3000 - 117/20 , pp.1-13
- Jessen, J. et al. (2018) "Kita-Besuch hängt trotz ausgeweitetem Rechtsanspruch noch immer vom Familienhintergrund ab", DIW Wochenbericht Nr. 38, pp. 825-835
- Margit Tünnemann(2002) *Der verfassungsrechtliche Schutz der Familie und die Förderung der Kindererziehung im Rahmen des staatlichen Kinderleistungsausgleichs*, Duncker & Humblot GmbH, Berlin
- Olga Pötzsch(2018) " Aktueller Geburtenanstieg und seine Potenziale ", Statistisches Bundesamt | WISTA | 3 , pp.72-89
- Wiebke Brose(2017) "Vereinbarkeit von Familie und Beruf im Fokus der Familienpolitik", NZS , pp.361-366
- Wrohlich, K. (2008) "Familie und Bildung in der Agenda 2010: Ziele, Maßnahmen und Wirkungen" DIW Vierteljahrshefte zur Wirtschaftsforschung Vol. 77 , pp.90-97
- 倉田賀世 (2020) 「ドイツにおける親手当・親時間制度」 『社会保障研究』 Vol.5 No.1, pp.67-79
- 倉田賀世 (2014) 「メルケル政権下の子育て支援政策」 『海外社会保障研究』 No.186, pp.39-49
- 須田俊孝 (2006) 「ドイツの家族政策の動向」 『海外社会保障研究』 No.155, pp.31-44
- 福田素生 (2017) 「子育て・子育ての経済的支援策の再検討」 『社会保障法』 No.32, pp.54-67
- 横井正信 (2021) 「ドイツにおける家族政策の展開」 『福井大学教育・人文社会系部門紀要』 No.6, pp.161-210

第3章 フランスの妊娠・出産・子育て支援における特徴的な制度 (柴田 洋二郎)

要旨

フランスにおける少子化政策を、妊娠支援、出産支援、子育て支援に分けて特徴を考察した。妊娠支援では生殖補助医療（AMP）が注目される。近年の改革により、医療保険から費用保障が受けられる AMP の目的や人的適用対象が拡大され、利用条件が緩和された。他方で、AMP を「保険」の仕組みにより負担することの裏付けは求められるように思われる。出産支援と子育て支援では男性の参加促進に向けた改革や工夫がみられる。出産支援では父親及び子どもの受入れ休暇に動きがあった。休暇の一部について取得が義務づけられ、最長取得日数が伸長され、分割取得も可能となった。こうして休暇を取得しやすくする改革が行われているだけに、休暇中の所得補償水準が取得促進の鍵となろう。子育て支援では、育児休業が完全な就労の中断に加えて短時間勤務も含んでおり、育児休業中の給付（PreParE）も労働時間の減少の程度に応じたものとなっている。このように短時間勤務の育児休業は、稼働所得の喪失を小さくでき、かつ、仕事から長期間離れることや完全に離れることがないため、男性労働者が利用しやすいものとなっている。

また、妊娠支援、出産支援、子育て支援の複数に関わる指摘として、①フランスでは第3子以上に対する特別な政策がみられること、②妊娠・出産・子育てにかかる休暇・休業の取得とその間の所得補償の要件が完全に対応しているわけではないことで生じる問題があること、③同じくこれらの休暇・休業について雇用上の配慮がなされていることが挙げられる。

1. はじめに——本章の構成

本章では、「諸外国指標・政策概要比較一覧」を踏まえて、「指標」については、他の調査対象国（日本、スウェーデン、ドイツ、アメリカ、シンガポール。以下同じ）と比べてフランスで目立った数値を取り上げ、解説や背景にある制度の概要を示す（2.）。そして、「政策概要」については、妊娠支援、出産支援、子育て支援に分けて、フランスにおける特徴的な制度及び近年動きのあった制度を中心に説明する（3.）。

2. 指標の数値から

（1）合計特殊出生率の動向

フランスは他の調査対象国よりも高い出生率（2021 年で 1.83²⁶⁷）を維持しているが、

²⁶⁷ INSEE (2022), "Bilan démographique 2021" (<https://www.insee.fr/fr/statistiques/6024136>)

出生率の長期的な動向はおおむね以下ようになる²⁶⁸。1960年代までは、2.5 から 3.0 の間で推移していたが、1970 年から 1980 年頃にかけて低下し、1970 年代半ばくらいから 2.0 を割り込んでいる。1990 年代半ばに 1.5～1.6 台まで低下した後、回復傾向となり、2000 年代後半には 2.0 前後まで上昇した。しかし、2010 年頃から再び低下傾向にある。

（２）女性の就業率

女性（15～64 歳）の就業率全体は、他の調査対象国と比べて低い（2021 年で 64.5%）。ただし、25～49 歳女性に限ると、2021 年で 84.0%と高い数値になっていることに触れておく²⁶⁹。

（３）婚外子の割合

他の調査対象国と比べて婚外子の割合が突出して高いが、これは、婚姻以外の法的「結び付き」が整備されており、一定程度保護されていることによるものと考えられる。具体的には、フランスでは民事連帯契約（PACS）という制度がある²⁷⁰。PACS は、「婚姻関係にない異性又は同性の、近親関係にない成年者のカップル（２人一組）に対し、民事規約（契約）に基づいて認められる法的身分規程」²⁷¹である（民法典 515-1 条以下）。PACS を締結することにより、締結者は、共同で生活し、相互に金銭的・物的な援助（住宅費、食費、治療費等）をし、疾病時や失業時にお互いに支えあうことを義務づけられる。また、社会保障や税制については、例えば、以下のような効果が生じる²⁷²。①出産や子どもに関する家族手当について、婚姻と同様に受給できる。ただし、所得条件付きの社会保障給付や所得により受給額が変動する社会保障給付における所得の算定において、PACS 締結者双方の所得が対象となる。②所得税制上（後述 3（３）エ）、PACS 締結者は、婚姻夫婦と同一の規則の適用を受ける。

PACS が創設された 1999 年から時系列的にみると、法的「結び付き」（婚姻＋PACS）の件数はおおむね増加傾向にある中で、婚姻件数は減少しつつあり、PACS の件数及び法的「結び付き」に占める PACS の割合のいずれも増加してきていることがみてとれる（図 3－1）。

²⁶⁸ 以下この段落の記述は、内閣府『令和 4 年版 少子化社会対策白書』5 頁以下を参照した。
(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2022/r04pdfhonpen/pdf/s1-2.pdf>)

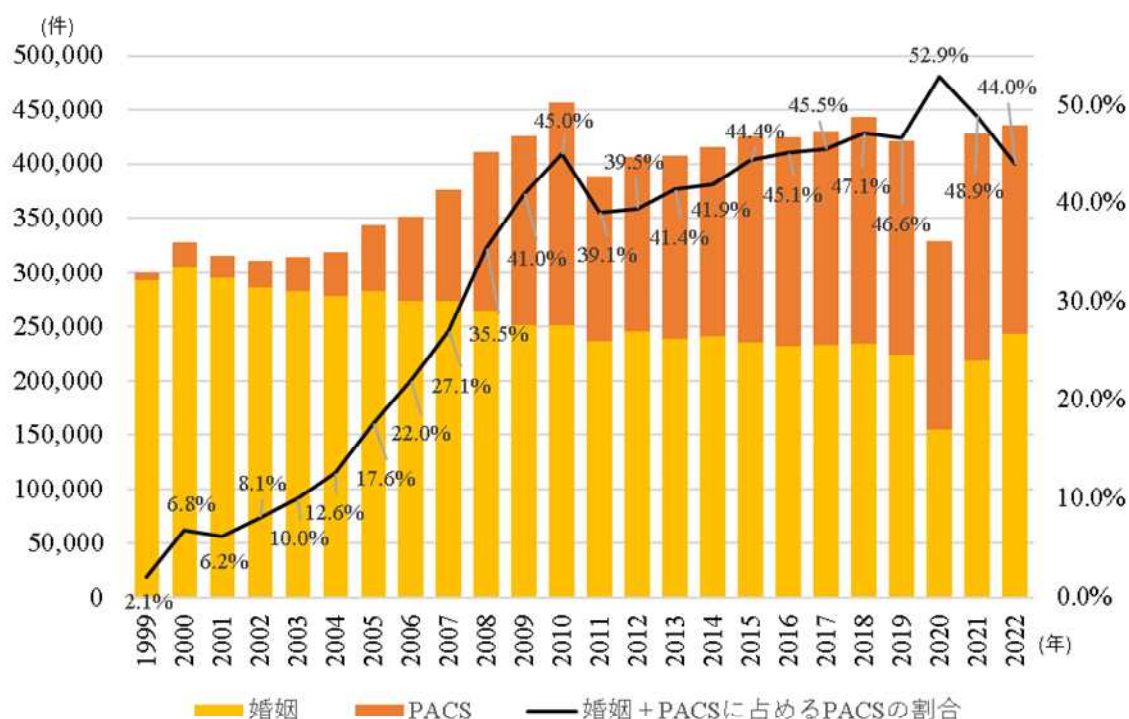
²⁶⁹ INSEE (2022), "Activité selon le sexe et l'âge en 2021" (<https://www.insee.fr/fr/statistiques/2489758>)

²⁷⁰ 以下の記述は、内閣府『令和 2 年度少子化社会に関する国際意識調査報告書』118 頁以下〔柴田洋二郎執筆〕を参照した (https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/research/r02/kokusai/pdf_index.html)。

²⁷¹ 山口編（2002）411 頁。

²⁷² フランスの公共サービスの公式情報サイトである"Service-Public.fr"の"Effets d'un Pacs"（PACS の効果）の項目参照 (<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F1026>)。

図 3-1 婚姻及び PACS の件数と、PACS の占める割合



注 1 : PACS は 1999 年 11 月 15 日の法律で設けられたため、それ以前の数値はない。

注 2 : 婚姻について 2022 年、PACS について 2018 年から 2022 年は暫定値。

出典 : INSEE (2023), "Mariages et Pacs" (<https://www.insee.fr/fr/statistiques/2381498>) を参照して筆者作成。

3. 政策概要から

(1) 妊娠支援

ア 不妊治療支援

フランスでは、不妊治療は、生殖補助医療（AMP [assistance médicale à la procréation]）とも、PMA [procréation médicalement assistée] ととも呼ばれるが、公衆衛生法典〔以下、条名を示す際には「CSP」とする。〕では AMP とされているため、以下「AMP」とする。）の枠組みで行われる。1994 年 7 月 29 日の法律（n° 94-653）により公衆衛生法典に AMP の手続が設けられた後、数次の改正を経て現行法制に至っている。特に、近年の 2021 年 8 月 2 日の法律（n° 2021-1017 : 以下「2021 年法」とする。）は、AMP の様々な側面に関わる大幅な改正を行った²⁷³。

医療保険による費用保障を受けられる AMP は、「親になる計画（projet parental）に応える」ものであるとされている（CSP. L.2141-2 条）。2021 年法以前は、「カップルの不妊

²⁷³ この改正に関する邦語文献として、奈良（2021）。以下、アの記述は同論文も参照している。

症を治療すること又は特に重篤な疾患が子ども若しくはカップルの他方に伝染するのを防ぐこと」を目的としており、不妊症という病気であると医学的に診断を受けたものでなければならないとされていた。この点で、フランスでは、不妊は疾病と認識されてきたといえる。これに対し、現行法制では、女性又はカップルが、多分野からなる医療チームとの事前の面談を行う必要があるものの、不妊症との診断を受けなければならないわけではない。こうして、目的の点から AMP の利用条件は拡大（緩和）されている。

さらに、男女若しくは女性2人のカップル、又は全ての独身女性が対象となる（CSP. L.2141-2条）。この点も、2021年法以前は、法的結び付きの形態（法律婚、PACS、内縁）は問わないが男女のカップルとされており、さらに2011年以前は、法律婚以外のカップル（PACS及び内縁）には、AMPを受ける要件として2年間の共同生活が求められていた。このように、AMPの人的適用対象は改正の中で大幅に拡大されてきた²⁷⁴。

ただし、年齢制限があり、採卵は女性の43歳の誕生日まで、採精は男性の60歳の誕生日まで、人工授精、配偶子又は生殖組織の使用、胚移植について、女性は45歳の誕生日まで、男性及び（女性同士のカップルの場合）カップル以外のメンバーは60歳の誕生日までとされている（CSP. R.2141-36条及びR.2141-38条）²⁷⁵。年齢制限は以前から設定されていたが実務や裁判例によるもので、2021年法（正確には同法に基づく政令）によって条文化され、より明確になった。

これらの要件を満たし、医療保険金庫（医療保険の保険者）の事前承認を受けた場合、①人工授精（フランスでは、1回当たり950～1,500ユーロ）6回まで、②体外受精（フランスでは、1回当たり3,000～5,000ユーロ）4回までという条件で、これらの費用は医療保険により全額保障される（社会保障法典L.160-14条26°及びR160-17条I, 9°）。また、女性被用者がAMPに必要な医療行為を受ける際は欠勤でき、その欠勤について賃金は減額されず、さらにこの欠勤は、勤続と関わる権利（年次有給休暇の決定や当該企業独自の制度。以下同じ）について実労働時間とされる（労働法典L.1225-16条）。なお、フランスでは代理母出産（*gestation pour autrui*）は禁止されている。

こうして、2021年法によりAMPの対象の拡大や条件の明確化が行われた²⁷⁶。特に、AMPを受ける目的と人的対象の点から保障を受けられる範囲が広がったこと、男性にも年齢制限が設定されており、その年齢が他の調査対象国と比べると高齢までカバーしていることが特徴といえる。もともと、法改正後のAMPの条件で生まれた子どもの数に関する統計はまだないため、改正の影響は今後の動向を見極める必要がある（これまでは、例年、出

²⁷⁴ また、AMPを受けるに当たり、あらゆる別異取扱い、特に利用しようとする者の配偶者の有無や性的指向を理由とする取扱いの相違が明文で禁止されている（CSP. L.2141-2条2項）。

²⁷⁵ また、男女とも、将来自分がAMPを受けるために配偶子を採用し、自己保存することが認められた。この場合、採卵は女性の29歳の誕生日から37歳の誕生日まで、採精は男性の29歳の誕生日から45歳の誕生日までとされている（CSP. L.2141-12条及びR.2141-37条）。

²⁷⁶ 上記のほか、第三者たるドナーからの配偶子の提供を伴うAMPにより生まれた子どもが成人して以降、当該ドナーの身元に関する情報及び身元を特定できない情報にアクセスできること、女性2人のカップルがAMPにより子どもを出産した場合、出産した女性と子どもの間に親子関係が認められ、出産をしていない女性と子どもの間の親子関係は共同認知により認められることなどが定められた。

生児のおよそ3%がAMPにより生まれた子どもとなっている。）。

イ 妊婦の検診や医療にかかる費用

妊婦に義務づけられている検診にかかる費用は、医療保険により全額補償される。

他方で、妊婦であっても妊娠に関わるものではない診療や医療の費用負担については、時期により違いがある。妊娠6か月目以前は妊婦以外の者と同じ形で医療保険が適用され、一部負担金を負う。これに対し、妊娠6か月目以降出産後12日以内は、妊娠に関わるものではない診療や医療の費用であっても、医療保険の適用対象となっているものについては医療保険により全額補償される（社会保障法典 L.160-9 条及び D.160-3 条）。この点で、我が国よりも妊婦に手厚い保障を行っている。

（2）出産支援

ア 産前産後休暇

女性被用者は勤続期間を問わず、産前6週間、産後10週間の出産休暇を取得できるが（労働法典 L.1225-17 条）、第3子以降は産前8週間、産後18週間に延長される（同 L.1225-19 条）。また、双子は産前12週間、産後22週間、三つ子以上は産前24週間、産後22週間になる（同 L.1225-18 条）。このように、第3子以降について出産休暇の伸長があること、多胎妊娠について双子だけでなく三つ子以上の伸長がある点が特徴である。

出産休暇期間は、勤続と関わる権利について実労働時間とされ、休暇終了時は従前の雇用又は報酬が同等以上の類似の雇用に復職できる（労働法典 L.1225-24 条以下）。

もっとも、休暇中に補償手当（基礎賃金日額の91.25%）を受給するには、出産保険（医療保険の一環をなす）への加入期間要件のほか、一定以上の労働時間又は一定額以上の保険料納付が求められる点に特徴がある。つまり、出産休暇は取得できても、その間の所得補償はない場合もあり得る。

イ 男性取得制度

フランスでは、1946年の法律から、家庭の事情休暇（congés pour événements familiaux）の1つとして、出産時に父親に3日間の追加の有給休暇（したがって、この3日間は使用者の負担で賃金を保障する。）が認められている。父親及び子どもの受入れ²⁷⁷休暇（congé de paternité et d'accueil de l'enfant）は、この3日間と合わせて取得でき、出産から6か月以内（労働法典 D.1225-8 条）に、最長で25日間（多胎出産の場合は32日間）取得できる。休暇を取得できる父親は、被用者（非正規労働者も含まれる。）だけでなく、公務員、自営業者、使用者等全ての就労者であり、勤続期間は問わない。休暇終了時、被用者は従前

²⁷⁷ 「子どもの受入れ」という言葉は、子どもの父親だけでなく、子どもの母親とPACSを締結している者や、子どもの母親と夫婦としての生活を営んでいる者（つまり、子どもを受け入れる者）等も休暇を取得できることを指している。

の雇用又は報酬が同等以上の類似の雇用に戻ることができるが（同 L.1225-36 条）、出産休暇（前述ア）と異なり、休暇の期間は勤続に関わる権利について当然に実労働時間とされるわけではない。

被用者について、休暇期間中の賃金は保障されないが、出産保険への加入期間、一定以上の労働時間又は一定額以上の保険料納付の要件を満たした場合、出産保険から基礎賃金日額の 91.25% が補償される（ただし、上限額がある。）²⁷⁸。

父親及び子どもの受入れ休暇は 2021 年 7 月から現行制度になっている。それ以前は、出産から 4 か月以内に、最長で連続（つまり分割取得はできなかった。）11 日間（多胎出産の場合は連続 18 日間）取得でき、取得は完全に任意とされていた。家庭の事情休暇と合わせると、従前は最長 14 日間（3 日 + 11 日）だったのに対し、現在では最長 28 日間（3 日 + 25 日）となり、最長取得期間が 2 倍になったことになる（最長取得期間の伸長は、2002 年の制度創設以降初めてのことであり、）。

現行制度は、取得可能な産後期間と最長取得期間が拡大されただけでなく、最初の 4 日間について取得を義務づけたため、家庭の事情休暇と合わせて、産後の 1 週間は男性に休暇を義務づけることになった（労働法典上は、これらの期間、「被用者を使用することを禁止する」となっている：L.1225-35-1 条）。これにより、従前、有期労働契約の被用者では休暇の取得率が 50% にすぎなかった（これに対し、無期労働契約の被用者では 80%）状況が改善されることが期待されている²⁷⁹。また、最初の 4 日間を除く 21 日間（多胎出産の場合は 28 日間）については、二度に分割して取得（それぞれ 5 日間以上）することができるようになっている（労働法典 D.1225-8 条）。

ウ 産後ケア

2022 年 7 月 1 日から、産後 4 週間から 8 週間のうちに、医師又は助産婦との産后面談を行うことが義務づけられている。この面談は若い母親への支援を強化しようとするもので、特に、産後うつ等の初期症状又はそのリスク要因がないか確認すること、及び女性又は配偶者に必要なサポートを把握することを目的とする。さらに、第 1 子を出産した女性、又は産後うつ等の症状若しくはそのリスク要因が確認された女性には、産後 10 週間から 14 週間のうちに二度目の面談が行われることもある（以上、CSP.L.2122-1 条）。これら面談には医療保険が適用され、費用の 7 割が補償される。産後うつに焦点を当てた産後ケアが新設された（しかも費用の一部が医療保険により補償される。）点が目をひく。

（3）子育て支援

²⁷⁸ 補償は職業により異なる。例えば、公務員は上限なく全額が補償され、医療従事者は定額補償である。

²⁷⁹ フランス政府による父親休暇改革の説明を参照した。（<https://www.gouvernement.fr/actualite/la-duree-du-conge-paternite-passe-de-14-a-28-jours>）

ア 育児休業

出産時に当該企業で1年以上勤務していることを条件として、被用者は子どもの3歳の誕生日まで（最長1年だが2回延長可）就労を中断又は短縮（週16時間以上の勤務が必要）することができる。また、復職時に、被用者は従前の雇用又は報酬が同等以上の類似の雇用に戻職でき、技術や労働方法の変化があった場合には職業訓練を受講する権利を有する（労働法典 L.1225-59 条）。完全な就労の中断だけでなく労働時間の短縮という選択肢が設けられていることと、復職時の職業訓練が法定されている点が注目されよう。なお、育児休業の期間は、その半分が勤務と関わる権利について実労働時間とされる（同 L.1225-54 条）。

イ 育児休業中の給付

育児のために完全に仕事を休む又は時短勤務をする場合、家族手当の一環として、育児分担給付（PreParE）が支給される²⁸⁰。

支給要件は、①3歳未満の子どもが1人以上いること、②育児のために完全に仕事を休む又は時短勤務をすること（無償の職業訓練を受講する場合も要件を満たす）、③出産前の一定期間における老齢保険への通算加入期間²⁸¹である（第1子の支給には出産前2年の全ての四半期で老齢保険への加入が求められ、第2子は出産前の4年中老齢保険に8・四半期の加入、第3子は出産前の5年中老齢保険に8・四半期の加入が求められる。）。被用者には所得条件はない（自営業者にはある。）。支給額は、労働時間の減少の程度に応じた3段階（就労の完全な中断、法定労働時間の50%以下のパートタイム労働、法定労働時間の50～80%のパートタイム労働）の定額である。

PreParE の特徴は支給期間にある。すなわち、第1子は1歳の誕生日までの最長6か月、第2子以降は末子の3歳の誕生日までの最長24か月となっている（ひとり親家庭を除く）。両親が、順次又は一部重複して就労を中断又は短縮して養育に関与するときに、子どもが3歳（第1子の場合は1歳）になるまで支給できる仕組みにして、父親の育児参加とともに、母親の早期復職を促進することを意図している（ただし、意図に反して、父親の育児参加の増加に結びついていない。後述 4（3））。

また、3児以上を持つ労働者が、支給期間を子どもの1歳の誕生日までに短縮して復職する場合、PreParE と比べて支給額が6割強増額される増額育児分担給付（PreParE majorée）を選択できる（支給期間は子どもの1歳の誕生日までの最長8か月）。PreParE と異なり、就労の完全な中断が要件となり、両親が同時に支給することもできない。この給付には、①労働市場からの長期の離脱を防ぎ、早期の復職を促すこと、②高所得労働者（特に男性）

²⁸⁰ 以下この項目は、柴田（2020）55頁以下を参照した。

²⁸¹ フランスは、皆年金制度ではないため、無職者や専業主婦が加入する公的年金制度はない。したがって四半期である険への通算加入期間の要件は、実質的には出産前の一定期間における通算就労期間の要件といえる。また、加入期間の単位は月ではなく四半期である。

が短期間でも育児休業を取得できるようにすること、という2つの目的がある²⁸²。

ウ 保育サービス

フランスでは、1990年代以降、家族の選択を重視し多様な保育方法が整備され、保育方法に関わらず社会保障制度の支援が受けられるようにしてきた²⁸³。2～6歳未満の低年齢児教育を行う公立保育学校は、義務教育ではないが1881年から無償である。3歳以上の子どもはほぼ全て通学しているため、フランスでは、實際上3歳以上の保育の問題はほぼ生じない。また、保育学校とは別に、様々な運営主体による保育所、保育学校の代わりとしての役目を果たす幼稚園がある。在宅保育には、県の母子保護機関によって認定された保育ママ（保育ママの自宅等で子どもを保育する。）、子どもの自宅で保育を行うベビーシッターがある。

保育サービスにかかる費用の支援²⁸⁴について、1980年代後半からベビーシッターや公認保育ママにかかる費用を補助する手当が創設されたことで、施設保育（保育所等）ではない個別保育に対する支援の選択肢が増え、家庭と仕事の両立を支援してきた。現在では、在宅保育を利用する親のために、保育方法自由選択補足手当（CMG）がある。6歳未満の子どもがいる親が就労を継続（短縮も含む）して保育者（公認保育ママ又はベビーシッター）を雇用する場合に支給され、所得条件はない。当初は、一定額以上の稼働所得があることを要件としていたが、復職を促進するため、2014年社会保障財政法（n°2013-1203）により、就労していれば所得額は不問とされた。手当の内容は、保育者の雇用にかかる社会保険料の全額又は一部の負担と、報酬の一部負担である。ただし、支給額は受給世帯の所得や子どもの年齢（3歳未満か、3～6歳か）に応じて異なる。在宅保育は施設保育と比べて費用がかかるため、低中所得層には利用が難しかったが、CMGにより低中所得層も在宅保育を利用できるようになってきている（家庭が保育ママをさらに雇用しやすくするよう、2025年からCMGの計算方法の改革が予定されている。）。

エ 所得税制²⁸⁵

フランスの所得税は世帯単位で課税される。その際、①家族の人数によって定まる除数（単身者〔独身、離死別〕で1、既婚者又はPACS締結者で2、養育する子が2人までは各0.5、3人目以降は1人増えるごとに1追加）で、②世帯の課税所得総額を割った額に応じて、③適用される所得税率が定まる（家族係数制度）。その後、④その税率を適用して得られた額に除数を乗じたものが所得税額となる（N分N乗方式）。こうして、婚姻の有無や子の数が所得税額に影響し、そこから生じる負担軽減は、所得税が累進税のため高所得層ほど大きくなる。ただし、⑤子の数によって上乘せされた除数には、税控除額に上限

²⁸² TABAROT et LÉPINE (2008), p.24 et p.105.

²⁸³ 以下では、泉ほか（2017）5頁、神尾（2007）44頁以下を参照した。

²⁸⁴ 以下では、柴田（2020）54頁以下及び62頁を参照した。

²⁸⁵ この項目は、柴田（2020）61頁以下を参照した。

が設定されている。

また、子どもの保育にかかる費用について、以下の2つの所得税軽減措置も設けられている。①6歳未満の子どもがいる親が、家庭外保育（公認保育ママ又は保育所等の保育施設）を利用する場合、子ども1人につき年額3,500ユーロを上限として、利用費の50%まで給付付き税額控除を受けることができる（租税一般法典200条 quater B）。②家族の自宅で18歳未満の子どもを保育する者（ベビーシッター等）を雇用する場合、年額1万2,000ユーロを上限（この上限は、保育する子ども1人につき1,500ユーロ増額される。）として、その者の雇用にかかる費用（社会保障負担も含む）について50%まで給付付き税額控除を受けることができる（租税一般法典199条 sexdecies）。

オ ひとり親支援

2023年社会保障財政法により、以下の2点でひとり親支援が強化されている。①家族支援手当（ASF：子ども1人以上を扶養するひとり親に支給される手当）の額が50%引き上げられた。②ひとり親家庭については子どもが12歳になるまでCMG（前述ウ）が受けられるようになった²⁸⁶。

²⁸⁶ 以上、フランス政府による2023年社会保障財政法の概要を参照した（<https://www.vie-publique.fr/loi/286458-loi-23-decembre-2022-financement-securite-sociale-2023-budget-secu-plfss>）。

4. おわりに

フランスの少子化政策に関わる支援政策について、特徴的な制度の注目すべきポイントや課題（我が国が参考とする際の注意点）を指摘しておく。

（１）妊娠支援

AMP の利用条件緩和の動きが注目される。この点、2021 年法以前は、不妊症という病気であると医学的に診断を受けた者を対象としていたことから、医療保険により AMP の費用保障を行ってきたことは正当だったといえる。しかし、「親になる計画に定める」という現行の AMP の目的からすると、AMP が「医療」であるとしても「保険」（偶然に発生するリスクに対する共助の仕組み）による枠組みで行うべきかは自明でないと思われる（保険以外の方法でもよい。）。仮に我が国が不妊治療支援を拡大する方向に向かうとしても、単に適用範囲の拡大をよしとするのではなく、「なぜ医療保険により保障されるのか」についての理論的な裏付けや「保険以外の方法による費用負担」の検討が必要となろう。

また、妊娠 6 か月目以降の妊婦に対しては、妊娠に関わるものではない診療や医療の費用も医療保険が全額負担する手厚い保障が行われている点が特徴的である。

（２）出産支援

父親及び子どもの受入れ休暇の一部について取得が義務づけられ、最長取得日数が伸長され、分割取得も可能とする動きがみられた。こうして男性も休暇を取得しやすくする改革が行われている。他方で、この休暇中の所得補償には上限額がある。この点、2013 年とやや古い調査ではあるが、上限額を超える（休暇取得により所得が減少する）高所得の父親は、休暇の取得率が下がるとの結果もある²⁸⁷。フランスの経験からは、休暇中の所得補償の水準が休暇取得促進の鍵となろう。

産後ケアについては、近年の改革により、産後うつ対策の面談が義務づけられるようになっている（その費用は医療保険から一部保障される）ことが注目される。

（３）子育て支援

育児休業が完全な就労の中断に加えて、短時間勤務も含んでおり、育児休業中の給付 (PreParE) も労働時間の減少の程度に応じたものとなっている。このように、短時間勤務でも（減額のうえ）受給できることから、（短時間勤務の賃金と合わせて）所得の喪失を小さくでき、かつ、仕事から長期間離れることや完全に離れることがないため、男性労働者も受給しやすい（2018 年で、PreParE を受給している父親の 73.6% が短時間勤務の育児休業である²⁸⁸。）。

²⁸⁷ LEGENDRE et LHOMMEAU (2016), pp.2 et s. また、自営業者は、補償手当の上限額が低いことが取得率の低さ（32%）に影響を及ぼしていると考えられている（同論文, pp.3 et s.）。

²⁸⁸ 社会保障制度のポータルサイト内の記事 "6 % des bénéficiaires de la PreParE sont des pères" を参照した (<https://www.securite-sociale.fr/home/dossiers/actualites/list-actualites/6--des-beneficiaires-de-la-prepa.html>)。

さらに、父親の育児休業取得を促進するための2つの政策が注目される。1つは、PreParEであり、1人の親が受給できる期間を限定することで、両親が順次又は一部重複して就労を中断又は短縮して養育に関与させようとし、父親の育児参加とともに、母親の早期復職を促進しようとしている。ただし、実際には父親の育児参加の増加に結びついていない点に注意を要する（2019年で、PreParEの受給者は、母親が93.7%、父親が5.2%、両親ともが1.1%となっている²⁸⁹。）。もう1つは、高所得労働者（特に男性）の育児休業取得を促進するために、休業期間を短縮する代わりに休業中の給付を増額するオプション（PreParE majorée）があることである。

（4）上記（1）から（3）の複数に関わる指摘

ア 第3子以上に対する特別な政策

フランスでは、随所に3子以上に対する特別な政策がみられる。例えば、出産休暇は第3子以降伸長されるし、PreParE majorée が利用できるのは3児以上を持つ労働者である。また、N分N乗方式をとる所得税制において、養育する子3人目以降は追加される除数が大きくなることで所得税軽減の効果が大きくなる。さらに、今回の調査の対象とはなっていないが、公的年金について3人以上の子どもを養育した場合には、両親の年金額がそれぞれ10%加算される（社会保障法典 L.351-12 条及び R.351-30 条）。こうした特定の子どもの数に焦点を当てた政策も一案となり得る。

イ 休暇・休業の取得とその間の所得補償の要件

出産休暇、父親及び子どもの受入れ休暇、育児休業は、休暇・休業の取得要件とその間の所得補償制度の受給要件が完全に対応しているわけではない。すなわち、前二者の休暇は勤続期間を問わず取得することができるのに対し、所得補償には保険加入期間等の要件が設けられているため、休暇中の所得が保障されないことも起こり得る。また、育児休業は当該企業における勤続期間が要件となるのに対し、その所得補償は、休業前の「一定期間における通算の就労期間」が要件のため、いずれかの要件しか満たさないことがあり得る。そして、育児休業の要件を満たさずに仕事を離れて育児休業補償を受給した場合（非正規雇用で企業を転々としている場合等）、育児休業補償自体には復職に関する規定はないため、復職自体が阻害される（特に母親にみられる）²⁹⁰。休暇・休業の取得は労働法典、休暇・休業中の所得補償は社会補償法典に基づくことから、両法典の連携が求められる。我が国でも、労働法・社会保障法の連携が求められるのは同様であり、休暇・休業の取得とその間の所得補償の受給について互いの利用や制度趣旨を阻害しないよう注意を払う必要がある。

²⁸⁹ Ibid.

²⁹⁰ FAGNANI (1996), pp.129 et s.（旧制度に対する指摘だが、現行制度にも同様に当てはまる。）

ウ 休暇・休業明けにおける雇用上の配慮

さらに、出産休暇、父親及び子どもの受入れ休暇、育児休業には、種々の雇用上の配慮がある点が特徴といえる。もっとも、フランスでは、復職時のポストにおける配慮が共通するほかは、休暇・休業の種類により内容が異なる（表3-1）。雇用上の配慮は検討に値するが、その際には、休暇・休業の種類を問わず統一的な内容とするのか、休暇・休業の期間の違い等も考慮して差を設けるのか（設ける場合は内容や程度）も必要な視点となる。

表3-1 出産・育児を支援する休暇・休業にかかる雇用上の配慮の比較

	復職時のポスト	勤続期間への算定	復職時の職業訓練
出産休暇	原職又は報酬が同等以上の類似の雇用	期間全体が勤続期間に算定される	無し
父親及び子どもの受入れ休暇	原職又は報酬が同等以上の類似の雇用	勤続期間に算定しなくてもよい	無し
育児休業	原職又は報酬が同等以上の類似の雇用	期間の半分以上が勤続期間に算定される	あり（技術や労働方法の変化があった場合）

出典：筆者作成。

参考文献一覧

J. FAGNANI (1996), "Retravailler après une longue interruption: Le cas des mères ayant bénéficié de l'allocation parentale d'éducation", *Revue française des affaires sociales*, n°3, pp.129-152

É. LEGENDRE et B. LHOMMEAU (2016), "Le congé de paternité : un droit exercé par sept pères sur dix", *Études et résultats* n° 957, pp.1-6

M. TABAROT et C. LÉPINE (2008), *Le développement de l'offre d'accueil de la petite enfance*, rapport au Premier ministre.

泉眞樹子ほか（2017）「フランスの家族政策—人口減少と家族の尊重・両立支援・選択の自由—」『調査と情報』No.941, pp.1-14

神尾真知子（2007）「フランスの子育て支援—家族政策と選択の自由—」『海外社会保障研究』No.160, pp.33-72

柴田洋二郎（2020）「フランスにおける「就労と子の養育」に関する社会保障給付—休暇・休業制度や財源・税制にも着目して—」『社会保障研究』Vol.5 No.1, pp.52-66

奈良詩織（2021）「【フランス】生命倫理に関する法律」『外国の立法』No.289-2, pp.30-33

山口俊夫編（2002）『フランス法辞典』東京大学出版会

第4章 アメリカにおける家族政策（阿部 彩）

要旨

アメリカの出生率は 2007 年以降急速に減少し、他の先進諸国並みとなってきたものの、社会的には「少子化」が危機的に捉えられているとは言い難い。出生率の低下が 10 代出産の減少などを伴っていることもあり、肯定的な見方がされることも多い。一方、かつてからアメリカでは子育て世帯全般に対する政策が少なく、ワークライフバランス政策も未整備な国の一つである。産児・育児休暇や保育所、児童手当といった日本でも馴染みのある制度も国レベルでは整っておらず、近年、州レベルでようやく整備されつつある。しかしながら、貧困対策という点では、様々な公的扶助制度が存在し、特に子どものいる貧困世帯については多くの給付が用意されている。この点において、金銭給付においては、未だに生活保護制度、児童扶養手当以外の貧困の子育て世帯に対する給付が存在しない日本とは大きく異なっている。また、支援策において、社会手当（児童手当など）やサービス給付（保育所など）といった手法ではなく、税制の税額控除が主な手法として用いられている点も日本の参考となろう。

1. アメリカの「少子化」と子育て支援策の特徴

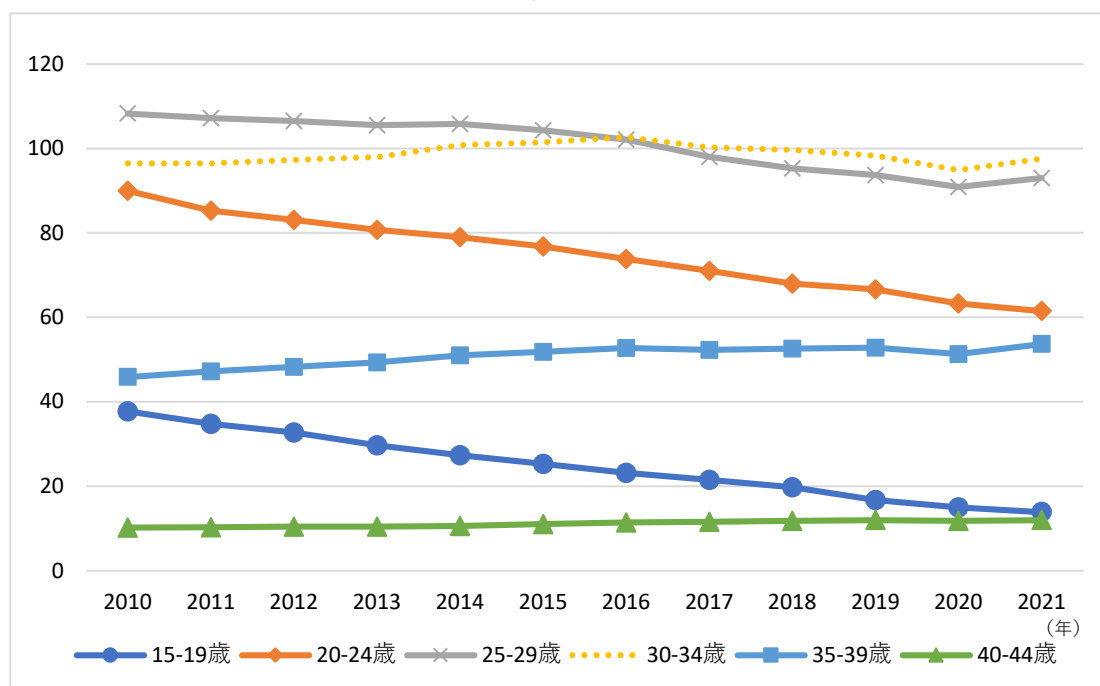
（1）少子化に対するスタンス

早くから少子化が社会問題として認識されてきたヨーロッパ諸国や、ヨーロッパ諸国には遅れを取るものの少子化が急速に進展したアジア諸国に比べ、アメリカの合計特殊出生率は、長い間、比較的高いという印象が強かった。しかし、2007 年以降、アメリカの合計特殊出生率（TFR）は急速に低下しており、2005 年には 2.06 であったが、2020 年には 1.64 となっている。アメリカはもう低出生率の国の一つとすることができるであろう。TFR の減少は、年齢、人種など様々な属性に共通に見られており、その要因は様々なものが挙げられているものの、人々の家族や出産に対する選好の変化による影響が大きいとみられている（Public Radio Broadcasting 2021; Kearney, Levine & Pardue 2022）。

2020 年には、アメリカの TFR は 3 年連続の最低値を更新し、他の先進諸国と肩を並べる数値となった。しかしながら、アメリカ内部において、将来の人口減少を危機的に捉える声はさほど大きくない。例えば、アメリカの 3 大メディア・ネットワークの一つである ABC は、合計特殊出生率を 2.1 まで引き上げなければならないという考えは「現実的ではない」とし、勤労世代の生産性の向上と女性の就労率の上昇によって現在よりも少ない勤労者数で高齢者を支えることが可能であるとの説を報道している（Murray 2021）。また、出生数が少なくなったこと自体を肯定的に捉える論調も顕著である。なぜなら、近年の TFR の減少は、少なからず 10 歳代の若い母親による出産（以下「10 代出産」）や、「望まない妊娠」の減少によるものであるからである。Calder(2022)によると、1991 年から 2020 年にかけて、

10 代出産は 75%減少し、2007 年以降はさらにその減少率が上がっている。図 4－1 には、年齢層別の出生率（1,000 人当たりの出生数）の 2010 年から 2021 年への推移を示しているが、15-19 歳層においては、37.8 から 13.9 と半減していることがわかる（CDC 2019）。また、2007 年から 2016 年の TFR 減少の 35%は「望まない妊娠」の減少によるという（Buckles, Guildi & Schmidt, 2019）。妊娠中絶が宗教的な理由でセンシティブな政治イシューであるアメリカにおいては、「望まない妊娠」の減少は、特に大きな意味を持つ。

図 4－1 アメリカの年齢別出生率（1,000 人当たり出生数）



出典：CDC (2019)

（２）子育て世帯への支援策の特徴

このように、アメリカにおいては、「少子化への対応」が政策目標として認識されておらず、また、ワークライフバランスや子育て支援などの家族政策についても他の先進諸国から遅れている。後述するように、アメリカにおいては公的な有給の育児休暇はおろか、保育所や、児童手当など多くの先進諸国にて整備されている政策さえも整っていない。一方で、特に日本との対比で考えると特徴的なのが、ア）貧困対策のメニューの多さと子育て貧困世帯への重点化、及び、イ）税制を用いた各種の支援策の充実である。ア）については、1950 年代の「War on Poverty」から始まる様々な貧困対策が行われており、（日本で言う生活保護制度の生活扶助費に当たる）生活費への支援のみを挙げても、金銭給付、食費扶助、住宅費扶助、医療扶助、光熱費扶助など様々な費目別の支援策が存在する。これは、アメリカの貧困率が先進諸国の中でも群を抜いて高いことが背景にある。また、日本の公的扶助が生活保護制度に一括されているのに対し、アメリカの公的扶助は多数の制度が並列している点が

異なる。さらに、アメリカの公的扶助はその受給者割合が日本に比べて圧倒的に大きい。日本生活保護制度の受給率は2%未満（2022年10月概数値では1.62%、厚生労働省2023）であり、対象者の過半数が高齢者であるため、0～19歳では受給率が1%を切るのに対し（厚生労働省2021）、アメリカの公的扶助制度の受給率は比較的大きい（例えば食費扶助のSNAPは人口の12.8%²⁹¹が対象）。また、日本においては公的扶助の受給者が高齢者に偏っているが、アメリカでは子どものある世帯が圧倒的に多い（後述参照）。

二つ目の特徴は、子育て世帯に対する金銭給付が、児童手当に代表される社会手当ではなく、税制度の中で行われる様々な税額控除（tax credit）によって行われることである。日本においては、子どもに関する税制の扶養控除（所得控除）が「子育て支援策」として思い浮かべられることは少ないが、アメリカにおいては、税制における様々な支援策・優遇策は社会手当や公的扶助に比べても、大きな役割を担っている。例えば、後述する勤労所得税額控除（EITC）は、（州・自治体の独自の制度である）一般扶助（General Assistance）や、（日本の児童扶養手当に相当する）貧困家庭に対する一時的扶助（TANF）よりも対象者数が大きい（表4-1）。また、社会手当が手薄いアメリカにおいては、一般（非貧困）の子育て世帯に対する支援策の唯一のプログラムが税制における控除である。これら、税制を用いた控除は、所得控除ではなく税額控除が主流であり、さらに、その一部は「還付可能（＝税額が税額控除額を下回る時には、税額がゼロになるだけでなく、その差額が税制から還付されること。「給付つき税額控除」と言われることもある。）」であることから、非課税所得未満の子育て世帯においても、その恩恵を受けることができる。すなわち、アメリカにおける税額控除は、貧困世帯に対する金銭的支援としての機能も大きいのである。

本稿では、これら子育て世帯に対するアメリカの支援策を二つのカテゴリーに整理して説明する。一つ目のカテゴリーは、いわゆる「ワークライフバランス政策」と言われるものであり、ケア責任のための休暇（育児休暇など）や、保育・育児に対する支援、子育て世帯に対する金銭的支援といった一般（非貧困）世帯をも対象とする政策とする。二つ目のカテゴリーは、貧困対策として講じられている政策であり、勤労所得税額控除（EITC）や、補助的栄養支援プログラム（SNAP）、住宅扶助など、子育て世帯に限らない貧困世帯を対象とした政策とする。この中には、EITCをはじめとする貧困の子育て世帯を特に優遇して対象としているものも含まれる。しかし、本報告書のコンテキストにおいては、両カテゴリーともに、出生数の上昇は目的として掲げられていないことは留意されたい。

²⁹¹ アメリカの人口約3億3,234万人（2021年推計。Worldometers.info）に対する2021年のSNAP受給者数（4,150万人）。

表 4-1 アメリカにおける子育て世帯を主な対象とする主要制度の受給者数

プログラム名 (略称)	内容	受給者数 (年)	給付額
補助的栄養支援プログラム (SNAP)	食費に対する現金給付	4,150 万人(2021)	平均 (子育て世帯) \$395/月
勤労所得税額控除 (EITC)	勤労者への税額控除 (還付可能)	3,100 万人 (2020)	平均\$2,043/年 最大\$5,980 (子 2 人の場合)
貧困家庭一時扶助 (TANF)	現金給付	182 万人 (2022)	
住宅チョイス・バウチャー(Section 8)	住宅費補填	530 万人 (2021) (うち、子どもは約 217 万人)	住宅賃貸費から所得の 30%を引いた額

出典：アメリカ各省庁 HP.

2. ワークライフバランス政策

(1) ケア責任のための休暇 (Family Leave)

アメリカにおいては、全国レベルで保障される有給の育児休暇は存在しない。しかし、無給の育児 (看護) 休暇については規定が存在する。1993 年に制定された Family Medical Leave Act (改正 2012 年) は、子どもが 1 歳までの間や、子どもや親などの家族が重篤な病気の際に、最大 12 週間 (年間) まで無報酬の休暇を取ることができると定めている。適用されるためには、勤め先が 50 人以上の従業員がいる企業又は公的セクターである、フルタイムであること (過去 12 か月にて 1,250 時間以上)、最低 12 か月以上雇用されていることなどの条件がついており (DOL 2023)、アメリカの労働力の 60%の労働者しかカバーされていない (AEI-Brookings Working Group on Paid Family Leave 2020)。なお、国家公務員については、2019 年より、12 週間の有給休暇が可能となった (The Federal Employee Paid Leave Act)。

2000 年以降は州政府による有給休暇の制定が進んでいる。2002 年のカリフォルニアを皮切りに、2022 年時点においては、11 の州 (カリフォルニア、コロラド、コネチカット、デラウェア、マサチューセッツ、メリーランド、ニュージャージー、ニューヨーク、オレゴン、ロードアイランド、ワシントン州) 及び D.C. (ワシントン市) が家族のケアをするための有給休暇を保障している。そのほか、10 の州 (カリフォルニア、コロラド、イリノイ、ルイジアナ、マサチューセッツ、ミネソタ、ネバダ、ノース・カロライナ、ロードアイランド、バーモント州) 及び D.C.においては、子どもの学校における活動のために無給の休暇を取ることが保障されている (National Conference of State Legislatures 2022)。

また、多くの企業においては、こうした公的な休暇のほかに、有給の家族のケアのための休暇 (Paid Family Leave) 制度を、福利厚生の一環として従業員に提供している。民間企業の 4 割が有給の育児 (母親) 休暇制度を設けている。しかしながら、全ての従業員がこの制度の恩恵を受けることができるわけではなく、民間企業に勤務する人々の 23%しかこのような制度にアクセスがない。

また、妊娠により働くことが不可能との診断があれば障害年金（Disability Insurance）を受けて、仕事を休むことができるが、これはあくまでも母親本人の健康上の理由で仕事に従事できない時に適用されるものである。

（２）チャイルド・ケア（保育・学童保育など）

まず、アメリカにおいてチャイルド・ケア（Child care）という言葉が使われる時は、未就学児の保育のみを指しているわけではないことに留意されたい。アメリカでは、子どもを1人又は子どものみで過ごさせることは児童虐待につながるとの認識が強く²⁹²、チャイルド・ケアは学童期の子どもも対象としている。そのため、ここではチャイルド・ケア（保育・学童保育）と記すこととする。

まず、未就学児の子どもに対する保育サービスであるが、公的な制度は存在せず、民間セクターに保育サービスの提供が任されている。貧困世帯の子どもに対する就学前プログラム（Preschool programs）として、長い歴史があるヘッド・スタート・プログラム（Head Start program）が公的プログラムとして存在するが、ヘッド・スタートは要件が満たされている子ども全てに約束されているわけではない。また、有名な Perry Preschool study や Abecedarian study など実験的な枠組みで行われるプログラムは多数存在するものの、これらのプログラムがカバーする児童の割合は、アメリカ全体の児童数に比べればわずかなものである。

このように、アメリカの保育サービスの提供は市場に任されているところが大きく、そのため、保育サービスを市場から購入するための費用に対する支援が一部では行われている。国から州政府にはそのための補助金が配布されており、各州はそれぞれのスキームにおいて低所得世帯に対する保育費補助を行っている。例えば、カリフォルニア州においては、州の公的扶助の受給者が働く際には、12歳（障害児の場合は21歳）までの子どもの保育（学童保育）費の一部を支給している。また、公的扶助の受給者以外の貧困世帯には、保育バウチャーを提供している。

全ての所得層の家庭を視野に入れた保育（学童保育）費用を軽減する政策としては、税制を通じて行われる保育費用等控除（Child and dependent care credit）が存在する。この制度により、13歳未満の子どもの保育（ケア）にかかった費用の最大35%の税額の控除を受けることができる（詳しくは次節参照のこと）。

²⁹² DHHSなどのガイドラインによると、7歳まではまったく、8-10歳では1時間半、11-12歳では3時間、13-15歳では一晩以上、大人のスーパービジョンがない状態に置くことは危険とされている（US Department of Health and Human Services）。加えて、メリーランドでは8歳、イリノイでは14歳以下の子どもを大人のスーパービジョンなしに過ごさせることが禁止されている。

・ヘッド・スタート

ヘッド・スタートは、1965 年から実施されているプログラムであり、アメリカ・健康人的サービス省（Dept of Health & Human Services）が行っているものである。2020 年時点においては全米で約 84 万人（US DHHS 2021）の子どもが参加している。ヘッド・スタートの主軸は 3 歳と 4 歳の子どもに対する日中の保育であるが、アーリー・ヘッド・スタート（Early Head Start Program）として 3 歳未満の子どもや妊婦を対象としている州もある。対象となる家庭は、アメリカ公式貧困線未満の所得又は、TANF、SSI、SNAP といった公的扶助制度の対象でなければならない（DHHS 2021）。

（３）子育て世帯への金銭給付

ここでは、所得制限がない、若しくは、所得制限が比較的高い子育て世帯に対する金銭給付を紹介する。具体的には、児童税額控除（Child Tax Credit）、保育費用等控除（Child and Dependent Care Credit）、教育費控除（Education Credit）の 3 つである。Credit と名前が付いているように、これらはどれも税額控除であり、そのうち、児童税額控除は還付可能となっている。

ア 児童税額控除（Child Tax Credit and the Credit for Other Dependents）

児童税額控除（Child Tax Credit and the Credit for Other Dependents）は、低所得の子育て世帯に対する税額控除であり、還付可能である。控除額は、2021 年にそれまでの\$2,000（児童 1 人当たり）から大幅に引き上げられており、2021 年には 5 歳未満の場合は最大\$3,600、6 歳から 17 歳までは最大\$3,000、17 歳以上の場合は\$500 となっている。ただし、17 歳以上の子どもに対する控除は還付不可能である。控除額は、所得に応じて設定されている（IRS 2022b）。

イ 保育費用等控除（Child and Dependent Care Credit）

所得税の確定申告時に、13 歳未満の子どもの保育（学童保育）等にかかった費用の 20%から 35%を控除額として計上することができる。また、介護が必要な扶養家族などのケア費用も本制度の対象となる。計上できるのは、最大で\$3,000（子ども 1 人）、\$6,000（子ども 2 人以上）である。所得制限はないが、控除額の保育費に対する割合は、所得が高いほど低くなる（IRS 2022a）。また、本控除は還付可能ではないため、税額が控除額を下回る時は、税額がゼロとなるが、その差額が還付されることはない。さらに、本控除は、子どもの保育が親の勤労（通学含む）のために必要である時のみに適用することができる。

ウ 教育費控除 (Education Credits)

上記に加えて、かかった教育費の一部を税額控除として計上することができる教育費控除制度が設けられている。教育費控除は、並立する二つの制度から成っており、一つは、アメリカ機会税額控除 (American Opportunity Tax Credit: AOTC)、もう一つは生涯教育税額控除 (Lifetime Learning Credit: LLC) という。前者は、何らかの資格か学位を取得するための高等教育、後者は、学校から離れた後に高等教育機関にて再教育 (学位取得を必要としない) を受けた際に適用される。この制度を用いることができるのは、教育を受ける本人、その配偶者又は本人を扶養している家族であり、すなわち、親が子どもの高等教育の教育費を支出した場合も計上することが可能である。教育費として認められるのは、授業料や入学費であり、生活費や交通費などは対象外である。控除額は、前者の場合は 1 学期につき最大 \$2,500、後者の場合は 1 回の復学のたびに最大 \$2,000 である。両制度ともに、所得制限があるが比較的高く設定されており、中間層まで対象となっている (IRS 2002c)。2 つの制度の詳細は、表 4-2 に示す。

表 4-2 アメリカにおける子育て世帯を主な対象とする主要制度の受給者数

Criteria	American Opportunity Tax Credit (AOTC)	Lifetime Learning Credit (LLC)
控除額	\$2,000 までは全額、それ以上の \$4,000 までは 25 % (最高 \$2,500) / 人	\$2,000 (1 回の復学当たり) 所得額によって差あり
還付の可否	控除額の 40% までは還付可能	還付は不可
所得制限 (夫婦)	\$180,000	\$138,000
所得制限 (単身)	\$90,000	\$69,000
対象外	本人又は配偶者が非在住外国人の場合は対象外	
年数の制限	4 年間	無制限
教育プログラム	何らかの資格か学位取得を目的とした高等教育	スキルアップのための高等教育
	少なくとも 1 年間の学期の半分	1 つの授業のみでも可
対象となる教育費	授業料、その他履修に必要なコスト	授業料
教育を受ける人との関係	本人、配偶者、扶養家族	本人、配偶者、扶養家族

出典：IRS(2022c)

3. 貧困の子育て世帯に対する制度

先に述べたように、アメリカの公的扶助制度は、日本の生活保護制度のように一つの制度が対象者の生活費、食費、医療費、住宅費、光熱費といったニーズを全て支給するように設計されておらず、複数の制度が並列して存在しており、それぞれの制度が異なる対象者や所得制限を設けている。ここでは、複数の制度の中でも、特に、貧困の子育て世帯にとって重要な制度を紹介する。

(1) 勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit: EITC)

勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit : EITC) とは、低所得の勤労世帯を対象とする所得税控除制度である。制度の名前から、文字どおり、ワーキングプアに対する支援策と捉えられがちであるが、制度の設計は低所得の子育て世帯をメイン・ターゲットとしており、ワーキングプア対策と言うよりも子どもの貧困対策と言った方が正しい。EITC は、税額控除と言っても還付可能な税額控除であり、対象者の大半は非課税世帯であるため、実質的には「給付」として機能している。一方で、EITC の特徴として、貧困対策でありながら、ニーズに基づく給付設計ではなく、強い就労インセンティブを盛り込もうとしていることが挙げられる。給付には勤労所得があることが要件として設けられており、ある一定の勤労所得までは、勤労所得が上がると給付額も上がる設計となっている。すなわち、勤労所得が低い場合は、勤労所得が上がるとともに控除額も上がるので強い就労インセンティブとなる。一定の所得まで勤労所得が上昇すると控除額は一定となり、さらに、一定の所得を超えると控除額は徐々に減額される。

該当児童とは、19 歳（学生の場合は 24 歳）以下の子どもで、扶養条件と居住条件²⁹³が課せられる。EITC は、1978 年の設立当時は子どものある世帯のみを対象としていたが、1994 年に子どものない世帯もその対象に加えられた。税額控除額は、該当児童数によって異なり、現時点において、（子 2 人の場合）最大年間 5,980 ドルとなっている。給付者数は 3,100 万人である。

(2) 貧困家庭一時扶助 (Temporary Assistance for Needy Families : TANF)

貧困家庭一時扶助 (TANF) は、子どものある低所得世帯に対する公的扶助制度であり、約 186 万人 (2022 年平均) が給付を受けている。このうち 4 分の 3 以上は子どもである (DHHS 2022)。TANF は、「福祉から就労へ」をうたい文句に行われた 1994 年の福祉改革²⁹⁴によって最も大きく変容したプログラムであり、この改革によって厳しい就労要件、5 年間の生涯給付期間制限などが課せられることとなった。そのため、1994 年には 510 万世

²⁹³ 「該当する子」は、1 年のうち少なくとも 6 か月（養子の場合は 12 か月）は納税者と同居していなければならない。

²⁹⁴ 1990 年代のアメリカの福祉改革については、日本においても多くの文献が存在するので参照されたい（阿部 2004、久本 2005、根岸 2006、藤原・江沢 2007 など）。

帯であった受給世帯数は、現在、その5分の1となっている（DHHS 2022）。TANF の受給者数の減少は、TANF に設けられた就労要件や期間制限によるものであるが、結果として、受給者の一部は、他のプログラム、例えば障害者に対する補足的所得補償（SSI）や上記 EITC などに移行したという指摘もある（藤原・江沢 2007）。また、TANF は、正確には国によるプログラムではなく、国が各州に支給する補助金であり、各州がその財源を用いてどのようにプログラムを運用するのかを決定しているため、その全容がわかりにくくなっている。

（3）食支援制度

アメリカでは、多くの食（料）支援プログラムが設けられているのが特徴である。これらプログラムの対象者の過半数は低所得世帯の子ども及び子どもと同居する大人が受給者となっており、低所得の子育て世帯においては大きな便益となっている。特に、以下に述べる補助的栄養支援プログラム（The Supplemental Nutrition Assistance Program: SNAP）は、受給者数も全米最大の規模であり（表4-1）、全人口の約12.5%に当たる人々が受給している。

SNAP は、1964 年から存在するアメリカの公的扶助であり、かつては「フードスタンプ」という名で親しまれてきた。これは、この給付が食料の購入のみに使うことができる「スタンプ」を給付したことに由来する。現在は、「スタンプ」ではなくクレジットカードのような形態になっている。対象者は、低所得の勤労世帯、高齢者、障害者など幅広いが、対象者の3分の2は子どものある低所得世帯であり、全受給者の44%が子ども、21%が子どもと同居する大人となっている（CBPP 2022）。SNAP の対象者は、①所得が公的貧困線の130%未満（高齢者と障害者世帯についてはこの条件は免除）、②住宅費、保育費を除いた後の所得が公的貧困線未満、③資産が制限未満であることの3つの条件を満たしていなければならない。また、勤労年齢（18-49 歳）の失業者については3か月の給付期間制限が設けられているが、子どもがいる場合はこの制限は適用されない。給付額は、最大1人当たり月約100ドルであり、子どものある世帯に対する平均 SNAP 受給額は\$395（月）となっている（CBPP 2022）。

この他にも、アメリカにおいては、子どもの栄養に資する制度として、特別妊婦及び乳幼児栄養プログラム（WIC）、学校給食プログラム、学校朝食プログラム、夏季休暇食料支援、果実野菜プログラムなどの支援策が設けられている。

（4）その他の公的扶助制度

アメリカには、食料扶助以外にも、住宅、医療、光熱費など様々な家計の費目別の支援制度が存在する。これらはどれも低所得世帯を対象としており、公的扶助の部類に入る。この中において、医療扶助（メディケイド（Medicaid）及び若者医療プログラム（CHIP））については、アメリカに公的医療保険制度が整備されていないという先進諸国にはユニークな状況から派生するものであり、国民皆保険が制度上は整備されている日本とは事情が異なるため割愛する。ここでは、特に住宅費の支援について言及する。日本においては、公

営住宅など低価格の公的な住宅供給が極めて少なく、民間市場における賃貸住宅に対する支援もないに等しいからである。

住宅チョイス・バウチャー・プログラム（Housing Choice Voucher Program、以下「住宅バウチャー」という。）は、低所得、障害、高齢者（世帯）が民間住宅市場にて自分が選択することができる賃貸住宅の賃貸料の一部を支援することにより、人々が一定の質の住居を「適切な住宅費」で確保できるようにするものである²⁹⁵。プログラムの対象となる賃貸住宅は、受給者の健康と安全を守るための一定の基準を満たしていなければならない。支援額は、その地域における一般的な賃貸料から、対象者の所得の 30%を引いた額である。プログラムの対象者には、所得制限が課せられており、一般的にはその地域における世帯所得の中央値の 50%未満である（地域によって異なる。）。また、運営を任されている各地区においては、対象者の 75%が貧困線未満又は地域の中央値の 30%未満の所得の世帯であることが求められている。しかしながら、プログラムは決められた財源の中で運営されており、基準を満たしてもすぐに受給できるわけではなく、waiting list にて待たされることが多い（DHUD 2023）。2020 年の新規対象者は、平均 28 か月の待ち期間があった（CBPP 2021b）。住宅バウチャーの 520 万人の受益者のうち、18 歳未満は 41%、18 歳から 24 歳は 9 %と、約半数は子ども・若者である（CBPP 2021a）。

4. まとめ

本稿では、アメリカにおける子育て世帯に対する制度について、ワークライフバランス政策と子どもの貧困対策の二つの観点からレビューした。アメリカにおいては、「少子化対策」として、出生数を増やすことを目的とした政策は存在しない。また、一般的な子育て世帯に対する政策、例えば、ワークライフバランス政策や児童手当などの普遍的な子ども・子育て世帯に対する給付については、他の先進諸国に比べると、大幅に遅れていると言えよう。しかしながら、子どもの貧困対策という点では、様々な公的扶助制度が存在し、低所得の子育て世帯については、勤労所得税額控除、補助的栄養支援プログラム、住宅チョイス・バウチャー、教育費税額控除などの家計を補助する金銭給付が豊富に準備されている。これらが、日本において取られている政策手法、社会手当（児童手当など）や現物給付（保育所や高等教育の一部無償化など）ではなく、税額控除やバウチャーといった手法で行われていることは興味深い。また、子育てにかかる費用を費目（食費、住宅費、教育費、など）に別々の制度で対応している点も、これからの日本の子育て支援策を検討する際に参考となろう。

²⁹⁵ アメリカでは、「適切な住宅費」は所得の30%未満であるべきと定められており、それを上回る住宅は「unaffordable（購入不可能）」であるとしている。

参考文献一覽

AEI-Brookings Working Group on Paid Family Leave. (2017) Paid Family and Medical Leave: An Issue Whose Time Has Come. May 2017, https://www.brookings.edu/wp-content/uploads/2017/06/es_20170606_paidfamilyleave.pdf. 閱覽 2023/1/23

Buckles, Kasey, Melanie Guildi & Lucie Schmidt(2019) “ Fertility Trends in the United States, 1980-2017: The Role of Unintended Births,” National Bureau of Economic Research Working Paper 25521, Doi: 10.3386/s25521.

Calder, Vanessa Brown (2022) “Some Historical Perspective on U.S. Fertility Decline” , <https://www.cato.org/blog/some-historical-context-fertility-de> 閱覽 2023/1/21

Center on Budget and Policy Priorities (CBPP) (2021a) “Policy Basics: The Housing Choice Voucher Program” ,

<https://www.cbpp.org/research/housing/the-housing-choice-voucher-program> 閱覽 2023/1/28

Center on Budget and Policy Priorities (CBPP) (2021b) “Families Wait Years for Housing Vouchers Due to Inadequate Funding”,

<https://www.cbpp.org/sites/default/files/7-22-21hous.pdf> 閱覽 2023/1/29

Center on Budget and Policy Priorities (CBPP) (2022) “Policy Basics: The Supplemental Nutrition Assistance Program (SNAP)”, <https://www.cbpp.org/research/food-assistance/the-supplemental-nutrition-assistance-program-snap> 閱覽 2023/1/28

Centers for Disease Control and Prevention (CDC) (2019) “2010-2018 National Vital Statistics Reports” Vol. 68, No. 13, https://www.cdc.gov/nchs/data/nvsr/nvsr68/nvsr68_13_tables-508.pdf 閱覽 2023/1/29

Internal Revenue Service (2022a) “Understanding the child and dependent care credit”,

<https://www.irs.gov/newsroom/understanding-the-child-and-dependent-care-credit>

閱覽 2023/1/24

Internal Revenue Service (2022b) “IRS revises the 2021 Child Tax Credit and Advance Child Tax Credit frequently asked questions” ,

<https://www.irs.gov/pub/taxpros/fs-2022-32.pdf> 閱覽 2023/1/28

Internal Revenue Service (2022c) “Compare Education Credits”, <https://www.etc.irs.gov/other-refundable-credits-toolkit/compare-education-credits/compare-education-credits> 閱覽 2023/1/28

Kearney, Melissa S., Phillip B. Levine, and Luke Pardue (2022) “The Puzzle of Falling US Birth Rates since the Great Recession,” *Journal of Economic Perspectives*, 36 (1): 151-76

Murray, Stephanie H. (2021) “How Low Can America’s Birth Rate Go Before It’s A Problem?” *Abc News*, <https://fivethirtyeight.com/features/how-low-can-americas-birth-rate-go-before-its-a-problem/> 閱覽 2023/1/21

National Conference of State Legislatures (2022) “State Family Medical Leave Laws”,

<https://www.ncsl.org/labor-and-employment/state-family-and-medical-leave-laws> 閱覽 2023/1/21

Public Radio Broadcasting (2021) “Why is the U.S. Birth Rate Declining?”,
<https://www.prb.org/resources/why-is-the-u-s-birth-rate-declining/> 閲覧 2021/1/21

US Dept. of Health & Human Sciences (DHHS) (2021) Head Start Federal Funding and Funded Enrollment History,
<https://eclkc.ohs.acf.hhs.gov/sites/default/files/pdf/head-start-federal-funding-funded-enrollment-history-eng.pdf> 閲覧 2023/1/22

US Dept. of Health & Human Services (2022) Temporary Assistance for Needy Families (TANF) Caseload Data - Fiscal Year (FY) 2022,
https://www.acf.hhs.gov/sites/default/files/documents/ofa/fy2022_tanf_caseload.pdf
 閲覧 2023/2/3

US Department of Housing and Urban Development (DHUD) (2023) “Housing Choice Vouchers Fact Sheet”,
https://www.hud.gov/topics/housing_choice_voucher_program_section_8 閲覧 2023/1/29

US Department of Labor (DOL)(2023)“Family and Medical Leave Act”,
<https://www.dol.gov/agencies/whd/fmla> 閲覧 2023/1/21

阿部彩 (2004) 「動向 アメリカの福祉改革の効果と批判」『海外社会保障研究』No.147, pp.68-76.

厚生労働省 (2021) 『厚生統計要覧 (令和 3 年度) 』
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/youran/index-kousei.html> 閲覧 2023/1/29

厚生労働省 (2023) 「生活保護の被保護者調査 (令和 4 年 10 月分概数) の結果を公表します」プレスリリース (2023 年 1 月 4 日)

久本貴志 (2005) 「アメリカの福祉改革と就労支援：カリフォルニア州を中心に」『経済学雑誌』105(4), pp.67-87.

藤原千沙・江沢あや (2007) 「アメリカ福祉改革再考ーワークフェアを支える仕組みと日本への示唆」『季刊・社会保障研究』42(4), pp.407-419.

根岸毅宏 (2006) 『アメリカの福祉改革 (アメリカの財政と福祉国家) 』日本経済評論社

第5章 シンガポールにおける子ども育成口座法に基づく現金給付制度（菅 桂太）²⁹⁶

要旨

子ども育成口座法に基づく現金給付制度であるベビーボーナス制度について、2001 年設立以来の変遷を紹介する。特に、支出目的を子どもの発育のために制限し、親と政府が拠出を折半する子ども育成口座に着目して、支出が認められている施設等の状況を紹介し、他国における類似制度の例を示した。

1. 緒言

本稿は、シンガポールにおける子ども育成口座法（Child Development Co-Savings Act, 2001）に基づく現金給付制度であるベビーボーナス制度（Baby Bonus Scheme）の概要を示すことを目的とする。ベビーボーナス計画は、2000 年 8 月の独立記念集会における演説によってゴー・チョクトン（Goh Chok Tong）首相が導入を公表した包括的な家族人口政策「2001 年版 結婚と子どもを産み育てる親のパッケージ（Marriage and Parenthood Package 2001）」の柱を成す政策である。シンガポールにおける人口政策の展開（関連する制度や実施体制の移り変わり）は菅（2022）で扱ったため繰り返さないが、この演説の中でゴー首相はベビーボーナス制度導入の経緯や目的を次のように説明している（Goh 2000）。「1987 年に私は『余裕があるならば（子どもは）3 人以上持とう』という新しい人口政策を発表した。その時の合計出生率（TFR）は 1.62 だった。これはシンガポールの人口規模を置き換えるのに必要な 2.1 をはるかに下回る。...（中略）...新しい人口政策は当初は功を奏し 1988 年（辰年）の TFR は 1.96 に上昇したが、10 年を経て、TFR は 1.48 に低下し 1987 年水準の 1.62 を下回った。TFR 低下の背景には 2 つの社会変化「第 1 により多くの男女が未婚に留まる」、「第 2 に結婚するシンガポール人の子ども数が減っている」があるとゴー首相は続け、「我々の政策は依然として『余裕があるならば 3 人以上持とう』ではあるが、政府はその障害を減らすよう手助けしたい。多くのシンガポール人が子どもを持つことを、資金は制約しているように見える」、そこで「第 1 に、子ども育成口座制度、略してベビーボーナスを導入する」。

2001 年に導入された際のベビーボーナス制度は、簡潔かつ明瞭なゴーの言葉を借りれば、第 2～3 子について子ども育成口座（Children Development Account）を開設し、第 2 子の場合、政府は 6 歳になるまで毎年 500 ドルのほかに 両親の分担金と同額の 1,000 ドルを提供する（第 3 子の場合は金額を倍にする）という制度である。また、分担金と同額を給付する仕組みは、子育ては親の責任であることを踏まえた（ベビーボーナス制度の）重要な特色で

²⁹⁶ 本研究は『厚生労働行政推進調査事業費補助金（地球環境保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業）日中韓における少子高齢化の実態と対応に関する研究（研究代表者：林玲子，課題番号：20BA2001）』による助成を受けた。

ある²⁹⁷。

なお、シンガポールにおける包括的な家族人口政策「結婚と子どもを産み育てる親のパッケージ (Marriage and Parenthood Package)」による少子化対策としての現金給付制度には、ベビーボーナス制度のほか、種々の住宅政策（例えば、菅・チョ 2021）、新生児向け医療補助 (MediSave for Newborns)、妊産婦（難産）向け医療保険補助 (MediSave Maternity Package、MediShield Life Coverage for Delivery-Related Complications)、生殖補助医療補助 (MediSave for Assisted Conception Procedures (ACPs)、Government co-funding for ACP)、扶養還付・税軽減措置 (Parenthood Tax Rebate、Qualifying Child Relief and Handicapped Child Relief、Working Mother's Child Relief、Grandparent Caregiver Relief)、外国人家事労働者税の特例・軽減 (Levy Concession for a Domestic Worker、Foreign Domestic Worker Levy Relief)、就学前児童の保育補助 (Subsidies for Preschool、Kindergarten Fee Assistance Scheme)、出産・育児休暇と補助 (Government-Paid Maternity Leave、Government-Paid Maternity Benefit、Government-Paid Paternity Leave、Government-Paid Shared Parental Leave、Government-Paid Childcare Leave、Extended Childcare Leave、Paid Adoption Leave、Government-Paid Adoption Benefit) が含まれる (SG Made for Families 2023)。これらが相互に補完することで少子化対策パッケージを成しているのだが、本稿が扱うのは子ども育成口座法 (Child Development Co-Savings Act, 2001) に基づく現金給付制度であるベビーボーナス制度 (Baby Bonus Scheme) のみである。出生届出により自動的に、4,000 ドル入金された医療保険口座 (MediSave) が開設される仕組み (中央積立基金 Central Provident Fund による MediSave for Newborns) も扱わないことに留意されたい。なお、本稿執筆時点において、1 シンガポールドルは約 100 円 (2023 年 2 月平均) である。

2. ベビーボーナス制度

子ども育成口座法に基づく ベビーボーナス制度は、ベビーボーナス現金給付 (Baby Bonus Cash Gift 若しくは Cash grant) と子ども育成口座 (Child Development Account) への補助という 2 種類の現金給付から成る。前者は親が申告する口座に振り込まれ、用途は制限されていない。一方、既に言及したとおり、後者への拠出に対して政府は同額を拠出する補助 (口座当たり補助金総額に上限あり) があるものの、支出は子の発育に資すると 社会・家族開発省 (Ministry of Social and Family Development) が認定した施設 (Approved Institution) のみに限定されている。子ども育成口座は、現行法では子が 12 歳の誕生日を迎えた年の 12 月 31 日に閉じられ、その時点の残額は教育省が管理し、政府補助のある 中等後教育に支出可能な口座 (Post-Secondary Education Account) に移管される。中等後教育口座も 31 歳に閉じられ、残額は最終的に (当該子の) 中央積立基金・通常口座に移管されることになる。中央

²⁹⁷ 原文は次のとおり : “This matching contribution is an important feature of the scheme. It recognizes that the primary responsibility for providing for the child lies with the parents” (Goh 2000).

積立基金・通常口座（への拠出はおおむね労使折半）は公共住宅等の購入に利用することができるため、子ども育成口座は子の生涯にわたる（人的・金融）資産形成を支えるものである（Sherraden 2018）。

この他に、子ども向けに不定期の補助金（政府財政の余剰分配）が支払われる際にも、制度（支給の仕組み）は利用されている。直近では、例えば、新型コロナウイルスのパンデミック禍に生まれた（生まれる予定の）子に対して、親の将来設計を支援するための 3,000 ドルの給付金（Baby Support Grant）の支給に用いられた。

不定期の給付が行われるだけでなく、ベビーボーナス制度は 2000 年代前半の導入以来、少子化対策及び出産・育児支援の主要な要素としてシンガポール人の認知度も高く、対象者や補助金額が断続的に修正されてきた。そのため、ベビーボーナス制度の根拠法は子ども育成口座法なのであるが、この法では目的と細則・運用規則（Child Development Co-Savings Regulations）を別途定めることになっている。初めての細則・運用規則が 2001 年 4 月 26 日に施行されて以来、最新の細則（2022 年 5 月 29 日施行）は 31 番目の修正規則となっており、非常に弾力的な運用が行われている。以下では、ベビーボーナス制度のうち、ベビーボーナス現金給付と子ども育成口座への補助について、頻繁に改正が行われてきた加入条件と支給額、子ども育成口座からの支出が認められる認定施設の状況について、それぞれ紹介する。

（１）ベビーボーナス制度に加入することができる条件

ベビーボーナス制度に加入し、子ども育成口座を開設する（口座への拠出に対し同額の政府補助を受ける）ための要件の変遷を表 5－1 に示した。2001 年に制度が新設された際には父親若しくは母親がシンガポール市民（子の国籍がシンガポール人）である、母親が法的に結婚している第 2 子か第 3 子のみが対象であった²⁹⁸。制度の対象は断続的に拡張されており、2004 年生まれ以後の第 4 子と養子も、子ども育成口座への政府補助の対象になった。2015 年以後生まれの子については出生順位についての制限が撤廃されており、2016 年 9 月以後生まれの子については、（母）親の（法的な）婚姻状態に対する制限も撤廃され、現在は全てのシンガポール国籍を有する子どもがカバーされている。ただし、2016 年 9 月 1 日以降に生まれた子のうち、従前の基準を満たさない場合（親が有配偶以外の血縁の子、養親が未婚の養子・継子）には、現金給付は行われない。

²⁹⁸ 少子化対策としては、高次出生順位の出生を支援するべきであるが、2001 年の制度は第 2～3 子のみを対象としていた。この背景には、人口政策の急転換（出生促進政策に対する所得等の条件・制限の撤廃）は人口爆発を招く可能性があることが危惧され「余裕があるならば（子どもは）3 人以上持とう」という政策が堅持されたとされる（Saw 2016:p.169）。一方、中国系とマレー系の出生率には顕著な差があり、平均的にはマレー系の出生数が多く、マレー系の教育水準は低い。第 2～3 子のみを対象とする制度は教育（人口資質）といった優生学的基調は抑えられ実質的に経済社会に貢献している働く女性を優遇するというより実利的な方向が強くなった。他方で、この時期の政策については人口の民族バランスを崩さず、長期的に維持することが目的であったという指摘があった（菅 2022）。

(2) ベビーボーナス制度による金銭的補助支給額

ベビーボーナス制度に加入後、現金給付若しくは子ども育成口座を通じた政府補助について、

表5-1 子ども育成口座を開設することができる子の条件
(親の子ども育成口座への拠出に対する公的補助金の支給条件)

条件	子の出生年月日（出生予定日） ^{（注1）}						
	2001/4/1～ 2004/7/31	2004/8/1～ 2005/12/31	2006/1/1～ 2008/8/16	2008/8/17～ 2014/12/31	2015/1/1～ 2016/3/23	2016/3/24～ 2016/8/30	2016/9/1以 降 ^{（注2）}
当該子が血縁か養子・継子かの別（母）親の婚姻状態							
血縁 ^{（注3）}	子の妊娠がわかったとき（もしくは妊娠がわかった後生まれるまでの間）に 両親が法的に婚姻している						全婚姻状態
養子・継子	対象外	養子縁組したとき両親が法的に婚姻している、もしくは養親が 死別もしくは離別である					全婚姻状態
当該子の国籍・申請時年齢・出生順位							
国籍	シンガポール 市民	→	→	→	→	→	→
申請時年齢	6歳未満	6歳未満	12歳未満	→	→	→	→
出生順位	2～3子	2～4子	→	1～4子	全子	→	→
参考：（現金給付対象） ^{（注3）}	（2～3子）	（2～4子）	→	→	（全子）	→	→

資料：Singapore (2001, 2004, 2005a, 2005b, 2008, 2012a, 2012b, 2021), Singapore Ministry of Social and Family Development (2022a) 並びに Saw (2016:pp.175-178, 188-191)を用いて筆者作成。

(注1) 当該子が血縁の子の場合、出産予定日若しくは生まれた日のうち遅い方を指す。

(注2) (母) 親の婚姻状態の条件を満たさない場合、「現金給付」は対象外。(注3) 2016年9月1日より前の条件は、2004年10月1日施行の Children Development Co-Savings 2001 Revised Edition 2003 (Amendment) Regulations 2004 による。改正前は、子が生まれたとき（若しくは妊娠がわかった後から生まれるまで）に両親が法的に婚姻していることが必要だった。(注3) 括弧内には参考として、現金給付 (Cash grant) の対象となる子の出生順位を示す。

加入者1人当たりの上限額の変遷を表5-2に示した。繰り返しとなるが、後者については、2016年3月24日以後生まれの子に適用される現行制度の場合、子ども育成口座が開設されると2週間以内に政府は「初期給付」を行うことになっている。また親が子ども育成口座へ拠出すると、政府から同額の補助金が（現行では2週間以内に）口座に入金されることになるが、（2006年以後に生まれた現行制度では）口座が開設されてから子が12歳になる年末までの拠出総額（補助金総額）が子の加入要件（出生年月、親の配偶関係、出生順位）別に定められており、表5-2の「入金に対する補助上限」は親の拠出に比例した補助金総額に対応する。

加入要件は断続的に緩和されてきたが、支給金額も断続的に拡充されており、特に

2008 年以後や 2010 年代半ば以後の拡充が著しい。現在の制度では、2023 年 2 月 14 日以後に生まれた子は、第 1 子で 2 万シンガポールドル、第 2 子で 2 万 3,000 ドル、第 3～4 子で 1 人当たり 2 万 7,000 ドル、第 5 子以上では 3 万 3,000 ドルの金銭的補助を受けることになる。本稿執筆時の為替レートで、第 5 子以上の場合には生まれてから 12 歳までの間にベビーボーナス制度のみから約 330 万円の補助を受けることになる。例えば、子どもが 5 人いる夫婦が政府から受ける補助の総額は、約 1,300 万円となる（この補助を受けるためには約 440 万円を子ども 5 人の子ども育成口座に入金する必要がある。）。

表 5－2 ベビーボーナス制度による補助金給付総額（父若しくは母がシンガポール市民で血縁の子の場合）

子の出生 順位	子の出生年月日（出生予定日） ^(注1) 別 給付額 (\$)									
	2001/4/1～2004/7/31		2004/8/1～2008/8/16		2008/8/17～2012/8/25		2012/8/26～2014/12/31		2015/1/1～2016/3/23	
	現金給付	子ども育成口座への入金に対する補助上限	現金給付 (注3)	子ども育成口座への入金に対する補助上限	現金給付	子ども育成口座への入金に対する補助上限	現金給付	子ども育成口座への入金に対する補助上限	現金給付	子ども育成口座への入金に対する補助上限
1子	N.A.	N.A.	3,000(注4)	N.A.	4,000	6,000	6,000	6,000	8,000	6,000
2子	3,000	6,000	3,000	6,000	4,000	6,000	6,000	6,000	8,000	6,000
3子	6,000	12,000	6,000	12,000	6,000	12,000	8,000	12,000	10,000	12,000
4子	N.A.	N.A.	6,000	12,000	6,000	12,000	8,000	12,000	10,000	12,000
5子以上	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	18,000	N.A.	18,000	10,000	18,000

子の出生 順位	2016/3/24～2016/8/30			2016/9/1～2020/12/31（注2）			2021/1/1～2023/2/13（注2）			2023/2/14以後（注2）		
	現金給付	子ども育成口座 初期給付	親の入金 に対する 補助上限	現金給付	子ども育成口座 初期給付	親の入金 に対する 補助上限	現金給付	子ども育成口座 初期給付	親の入金 に対する 補助上限	現金給付	子ども育成口座 初期給付	親の入金 に対する 補助上限
1子	8,000	3,000	3,000	8,000	3,000	3,000	8,000	3,000	3,000	11,000	5,000	4,000
2子	8,000	3,000	3,000	8,000	3,000	3,000	8,000	3,000	6,000	11,000	5,000	7,000
3子	10,000	3,000	9,000	10,000	3,000	9,000	10,000	3,000	9,000	13,000	5,000	9,000
4子	10,000	3,000	9,000	10,000	3,000	9,000	10,000	3,000	9,000	13,000	5,000	9,000
5子以上	10,000	3,000	15,000	10,000	3,000	15,000	10,000	3,000	15,000	13,000	5,000	15,000

資料：Singapore (2001, 2005a, 2007, 2008, 2021), Singapore Ministry of Social and Family Development (2022a) 並びに Saw (2016:pp.175-178, 188-191) を用いて筆者作成。（注1）出産予定日若しくは生まれた日のうち遅い方を指す。（注2）子ども育成口座を開設できる条件（親の子ども育成口座への入金に対する公的補助支給条件）（表1）のうち、（母）親の婚姻状態の条件を満たさない場合、「現金給付」は対象外。表の「現金給付」と「子ども育成口座」以外に、2020年10月1日から2022年9月30日生まれ（予定）は子ども支援給付金（Baby Support Grant）3,000 (\$)を受けられる（2023年2月現在、対象児の出生期間は2023年2月13日生まれまで延長されている，SG Made for Families 2023）。（注3）Saw(2016:p.188-189)によれば、2004年改正（Singapore 2004）によって現金給付の支給タイミングが短縮されている（改正前：{500/1,000}\$×6回（6年間）、改正後：{750/1,500}\$×4回（18か月））。（注4）Saw(2016:p.188-189)によれば、第1子は子ども育成口座への入金に対する補助（Co-Savings arrangement）の対象外。

(3) 子ども育成口座からの支出が認められる認可施設（事業所）

子ども育成口座からの支出が可能な領域、領域別の認定施設数（2023年2月現在）を表5-3に示した。支出が認められているものは、いずれも公的機関の認可や登録制度があり、したがって一定の質が確保されている。また、それぞれの領域内においても、支出が認められる品目は細かく定められており、例えば認可保育所に対する支出全てが認められているわけではない。一方、新生児向けの医療保険を提供する代理店は1つしか認可事業所には含まれないが、これ以外の代理店からの医療保険（MediShield）購入を希望する場合には、立替払を行って事後的に精算を要求することも可能であるとされる。

表5-3 子ども育成口座の支出が可能な領域と領域別の認可施設数（注1）

領域（注2）	認定開始日	認定施設数	%
i. 保育所（幼児開発庁ECDA認可）	2001年4月26日	1,649	34.2
ii-a. 幼稚園（私学教育委員会CPE登録）	2001年4月26日	11	0.2
ii-b. 幼稚園（幼児開発庁ECDA登録）	2001年4月26日	382	7.9
ii-c. 特別支援学校（教育省MOE登録）	2001年4月26日	26	0.5
iii. 病院、クリニック、その他の保険施設（保健省MOH認可）	2007年5月1日	1,615	33.5
iv. 薬局（薬事法認可）	2012年12月1日	201	4.2
v. 早期支援教育プログラム（社会・家族開発省MSF認可）（注3）	2007年5月1日	138	2.9
vi. 眼鏡店（会計監査評議会ACRAが所管する法により登録）	2012年12月1日	783	16.2
vii. 障害者支援機器（社会サービス評議会NCSS、保健省MOH、または会計監査評議会ACRAに登録）	2012年12月1日	20	0.4
viii. 医療保険（医療保護保険制度MSS）	2005年12月5日	1	0.0
総数		4,826	100.0

資料：Singapore (2001, 2005a, 2005b, 2012a, 2021)並びに Singapore Ministry of Social and Family Development (2019, 2022b)、社会・家族開発庁ベビーボーナス特設サイトの認可施設（Approved Institutions）ページ（2023年2月16日アクセス：<https://www.babybonus-services.msf.gov.sg/ai-home/xhtml/layout/ListOfAI.faces>）を用いて筆者作成。

（注1）認可施設数は2023年2月16日現在。（注2）以下の公的機関については訳語及び略語を用いた。幼児開発庁 ECDA（the Early Childhood Development Agency）、私学教育委員会 CPE（the Committee for Private Education）、教育省 MOE（the Ministry of Education）、保健省 MOH（the Ministry of Health）、社会・家族開発省 MSF（Ministry of Social and Family Development）、会計監査評議会 ACRA（the Accounting and Corporate Regulatory Authority）、社会サービス評議会 NCSS（the National Council of Social Service）。また、医療保護保険制度 MSS とは the MediShield Scheme を指す。（注3）早期支援教育プログラム（Early intervention programmes）とは、発達障害、知的障害、知覚・身体障害、及びこれらの複合的なリスクがあると小児科医に診断された乳幼児（6歳以下）に対するプログラムである。

表5－3の認定施設数は、このような性格のものであるため、施設数の割合は子ども育成口座からの支出がどのように使われているかを示すものでは必ずしもない。しかしながら、認定施設数の構成をみると、最も古くから認定を受けることができた保育所や幼稚園等の施設が全体の3分の1程度、病院が3分の1、その他が3分の1程度という構成になっている。2012年以後は薬局（市販薬等）や眼鏡店が認定施設に加えられ、半額の政府補助が入る子ども育成口座は幅広く利用が可能なものになっている。

3. 他国における子ども育成口座と類似の制度

Huang, Sherraden and Zou (2020)の整理による各国の子ども育成口座（Child Development Account）の整備状況を表5－4に掲げた。ここでいう子ども育成口座とは、社会包摂、社会公正と社会開発（単に社会・経済・政治の現状を維持するのではなく個人・家族・コミュニティの潜在的な能力・機会を改善すること）に資する全国民が対象で、所得累進的であり生涯にわたる資産形成を成す革新的な社会政策（明確な社会開発戦略と制度設計）であり、金融投資と社会開発を結び付けるものである（Huang, Sherraden and Zou 2020）。表5－4に掲載されているのは7か国のみであるが、この他にも英国（The Child Trust Fund）とカナダ（The Canada Education Savings Program）に類似の制度がある（Loke and Sherraden 2008）。「全員を対象にする」「所得累進性」「生

表5－4 各国の子ども育成口座の特徴と金融効果

国	口座開設	資産蓄積	金融投資
シンガポール	・自動開設（Edusave） ・加入手続きが必要（Child Development Account） ・自動開設（Post-Secondary Education Account）	・初期資金を政府提供 ・政府による追加的な資金繰入 ・家族の拠出	・最低保証利子率
イスラエル	・自動開設（Medisave） ・自動開設（Saving for Every Child Program）	・政府による毎月の入金 ・家族の拠出	・銀行口座の利子率 ・低リスク投資 ・中リスク投資 ・高リスク投資
米国（メイン州，ロードアイランド州，ネバダ州，ペンシルバニア州，ネブラスカ州，カリフォルニア州，イリノイ州） ^{（注1）}	・州保有の大学貯蓄口座を自動開設（Kids Investment and Development Account） ・個人保有の大学貯蓄口座	・初期資金をCDAプログラムが提供 ・家族拠出と同額の政府拠出 ・家族の拠出	・大学貯蓄プランによる多様な投資先の選択肢（529プラン）あり
台湾	・加入手続きが必要（the Children Future Education and the Development Accounts）	・家族拠出と同額の政府拠出 ・家族の拠出	・銀行口座の利子率
ウガンダ	・加入手続きが必要	・家族拠出と同額の政府拠出 ・個人の拠出	・銀行口座の利子率
韓国	・加入手続きが必要（Korean Child Development Accounts）	・家族拠出と同額の政府拠出 ・個人の拠出	・銀行口座の利子率
中国	・加入手続きが必要（Chunyu, Qianshou）	・社会的協賛からの財源 ・家族拠出と同額の政府拠出 ・家族の拠出	・銀行口座の利子率

出典：Huang, Sherraden and Zou (2020)の表 C.1.

（注1）Huang et. al (2021).

表 5－5 子ども育成口座政策の制度設計要素別にみた各国の制度

制度設計要素	シンガポール	イスラエル	米国	台湾	ウガンダ	韓国	中国
1 全員を対象にする	○	○	○	×	×	×	×
2 自動加入	○	○	○	×	×	×	×
3 出生時から開始	○	○	○	○	×	×	×
4 自動的な初期入金	○	×	○	×	×	×	×
5 自動的な累進的補助	×	×	○	○	○	○	○
6 中央集権的な貯蓄プラン	○	○	○	×	×	×	×
7 潜在的な投資成長の可能性あり	○	○	○	○	○	○	×
8 目標を設定した投資先の選択肢	×	○	○	×	×	×	×
9 使途制限	○	○	○	○	○	○	×
10 他の所得制限付き公的給付から排除されない	○	○	○	○	○	○	○

出典：Huang, Sherraden and Zou (2020)の表 C.2.

涯にわたる」といった安全で安定した効率的な子ども育成口座制度を実現するための強固な制度設計モデルとして、Huang, Sherraden and Zou (2020)は 10 の要件に整理している。これらの要件別にみた各国の制度を表 5－5 に示した。

なお、シンガポールの子ども育成口座と比べると、他国の制度は規模が小さく、貧困世帯の支援を狙う場合が多い。貧困世帯の支援を政策の主要な目的に据えることは、制度導入の障壁（主権者の反対）を軽減するのかもしれない。

4. 結語

本稿では子ども育成口座法に基づく現金給付制度であるベビーボーナス制度について、2001 年設立以来の変遷をみてきた。本稿ではベビーボーナス制度のみを扱い、ベビーボーナス制度と相互に深く関連するエデュセイブ、中等後教育口座、新生児向け医療保険口座については取り扱わなかったが、このうち 1993 年に開始したエデュセイブ（教育寄付制度 the Education Endowment Scheme Act of 1993）は全ての子どもを対象とする資産形成政策のうち世界最古のものである（Sherraden 2018）とされ、シンガポールの子ども育成口座制度はワシントン大学セントルイス校社会開発研究センターのシェラーデン教授を中心とする研究グループが推奨する子ども育成口座政策についての政策提案を形成する中心的な事例のひとつであり、米国をはじめ様々な国・地域に輸出されつつある。資産形成政策は短期の消費を支援するものではなく、社会投資の蓄積を促進するものであり、（現状を）維持・管理するという側面よりも開発・発展させるという側面が強調され所得に基づく政策とは異なった論理と目的に依って立つ（Sherraden 2018）。依然として、子ども育成口座のような資産政策を有する国は限られているものの、3 節の表 5－4～5－5 に示されたように多様な地域、人口規模、社会文化、歴史、社会経済状況、政治制度や社会福祉政策理念の国々において実施され、検証が進められている。これらの国々における経験の精査は、我が国に対する重要な政策的な含意をもたらすであろう。

言うまでもなく、子ども育成口座について最も長く包括的な経験があるのはシンガポールの制度である。シンガポールでは出生促進政策の実施に当たり「結婚と子どもを産み育てる親の実態調査（Marriage and Parenthood Survey 2004, 2007, 2012, 2016, 2021）」といった若いカップルの希望や実態を把握するための調査が定期的の実施されているが、非常に簡素なプレスリリース以外には調査の結果は公表されておらず、例えば、子ども育成口座を保有する親が実際にどのような施設に対し支出を行っているのかといった基本的なことも十分には明らかにされていない。シンガポールにおける経験を他国で活用していくためにはシンガポールにおいて実施された制度の精確な実態把握が必要であり、独自調査の実施も視野に入れ、さらに検討を深めることが望ましい。

参考文献一覽

Goh, Chok Tong (2000) “National Day Rally Address by Prime Minister Goh Chok Tong, Speech in English on 20 August 2000,” Ministry of Information, Communications and the Arts. (Access on 2023/2/25 at National Archives of Singapore (Document Number: 2000082001): <https://www.nas.gov.sg/archivesonline/speeches/record-details/768fdeb2-115d-11e3-83d5-0050568939ad>)

Huang, Jin, Michael Sherraden and Li Zou (2020) “Conclusion: Policy models for child development accounts: vision, potential, strategies,” in Jin Huang, Li Zou, and Michael Sherraden(eds.) *Inclusive Development Accounts: Toward Universality and Progressivity*, pp.96-107, London: Routledge.

Huang, Jin, Michael Sherraden, Margaret M. Clancy, Sondra G. Beverly, Traina R. Shanks, and Youngmi Kim (2021) “Asset Building and Child Development: A Policy Model for Inclusive Child Development Accounts,” *The Russell Sage Foundation Journal of the Social Sciences*, 7(3), pp.176-195.

Loke, Vernon and Michael Sherraden (2009) “Building Assets from Birth: A Global Comparison of Child Development Account Policies,” *International Journal of Social Work*, 18(2), pp.119-129.

Saw, Swee-Hock (2016) *Population Policies and Programs in Singapore*, Second Edition, ISEA-Yusof Ishak Institute, Singapore: ISEAS Publishing.

Singapore (2001) Children Development Co-Savings Regulations 2001, G. N. No. S 233/2001.

Singapore (2004) Children Development Co-Savings (Amendment) Regulations 2004, G. N. No. S 603/2004.

Singapore (2005a) Children Development Co-Savings (Amendment) Regulations 2005, G. N. No. S 424/2005.

Singapore (2005b) Children Development Co-Savings (Amendment No. 2) Regulations 2005, G. N. No. S 769/2005.

Singapore (2007) Children Development Co-Savings (Amendment No. 2) Regulations 2007, G. N. No. S 644/2007.

Singapore (2008) Children Development Co-Savings (Amendment No. 2) Regulations 2008, G. N. No. S 550/2008.

Singapore (2012a) Child Development Co-Savings (Amendment) Regulations 2012, G.N. No. S 251/2012.

Singapore (2012b) Child Development Co-Savings (Amendment No. 3) Regulations 2012, G.N. No. S 594/2012.

Singapore (2021) Child Development Co-Savings (Amendment No. 2) Regulations 2021, G.N. No. S 829/2021.

Singapore Ministry of Social and Family Development (2019) “List of Approved CDA Uses”.

Accessed on 2023/02/24 at

<https://www.babybonus.msf.gov.sg/AI/documents/List%20of%20Approved%20CDA%20Uses.pdf>

Singapore Ministry of Social and Family Development (2022a) “Terms and Conditions for Baby Bonus Scheme”. Accessed on 2023/03/01 at

<https://www.babybonus.msf.gov.sg/Documents/Terms%20and%20Conditions%20for%20Baby%20Bonus%20Scheme%20%28Updated%2028%20Mar%202022%29.pdf>

Singapore Ministry of Social and Family Development (2022b) “Approved Person / Approved Institution Terms and Conditions”. Accessed on 2023/02/24 at

https://www.babybonus.msf.gov.sg/ai/Documents/APAI%20TnCs_updated%20as%20of%2017%20Feb%202022.pdf

SG Made for Families (2023) Building a Singapore Made For Families: An overview of support for Marriage & Parenthood. Accessed on 2023/3/2 at

https://www.madeforfamilies.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/mff-m-p-booket-24-feb6f77b1383e8248c0ac26bec3366537e3.pdf?sfvrsn=eff5f91b_0

Sherraden, Michael (2018) “Challenges in Asset Building in Singapore,” Chapter 1 in S Vasoo and Bilveer Singh (eds.), *Critical Issues in Asset Building in Singapore’s Development*, pp.1-19, World Scientific: NJ, U.S.A.

菅桂太・チョンソホン（2021）「人口政策としての住宅政策：シンガポール・韓国の例」，『厚生労働行政推進調査事業費補助金（地球環境保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業）日中韓における少子高齢化の実態と対応に関する研究 令和2年度総括研究報告書（研究代表者：林玲子，課題番号：20BA2001）』，pp.89-120.（2021年6月23日アクセス：https://ipss.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=227）

菅桂太（2022）「シンガポールにおける人口政策の展開」，『厚生労働行政推進調査事業費補助金（地球環境保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業）日中韓における少子高齢化の実態と対応に関する研究 令和3年度 総括研究報告書（研究代表者：林玲子，課題番号：20BA2001）』，pp.77-88.（2022年7月5日アクセス：https://ipss.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=367）

令和4年度 内閣府委託事業
「我が国及び諸外国の少子化の状況等に関する調査」
報告書

令和5年3月
©内閣府 子ども・子育て本部参事官（少子化対策担当） 付
調査委託：ワールドインテリジェンスパートナーズジャパン株式会社
（略称：WIP ジャパン株式会社）